

REPORT TO THE NATIONS

ON OCCUPATIONAL FRAUD AND ABUSE

2010年度版 職業上の不正と濫用に関する国民への報告書



会長メッセージ (Letter from the President)



公認不正検査士協会(以下、ACFE)は1996年に最初の「国民への報告書」(Report to the Nation on Occupational Fraud and Abuse)を発行した。その目的は米国組織内に発生する不正による損失額、不正スキーム、犯人像を提供することにより、不正防止の研究分野において新局面を切り開いていくものであった。1996年から2008年に発行した5版の「国民への報告書」に集約された情報は、現在、職業上の不正に関連する最も信頼され、各界で引用される研究文献として認知されている。

今回の2010年報告書は新たな切り口として世界各地から収集された不正データを対象とし、この報告書のタイトルが示す通り世界規模の不正研究へと歩みを進めることとなった。これらのデータに職業上の不正のまさに普遍的な本質が投影されていることが、本書で明らかになっている。

2010年版報告書は公認不正検査士(Certified Fraud Examiners, CFE)が手がけた1,843件の不正分析から構成されているが、情報の43%は6大陸100カ国に及ぶ米国以外の地域から集められた。データから類推する限り、一部に地域性は認められるものの、不正にはヨーロッパ、アジア、南北アメリカに共通する類似の犯罪パターンが観察される。

「国民への報告書」はACFEの創設者であるジョセフ・T・ウェルズ(Joseph T. Wells CFE, CPA)の創案であり、同氏ほど不正研究において多大な貢献を果たした人物は存在しない。ACFEと創設者ウェルズ博士に代わり、2010年版「職業上の不正と濫用」報告書を全世界の企業や政府機関、大学、メディア、不正摘発に従事する専門職の方々に紹介できることは大きな喜びである。ここに開示された情報が世界で頻発する不正の防止と摘発に役立つことを心から祈念している。

A handwritten signature in black ink that reads "James D. Ratley". The signature is written in a cursive, flowing style.

ジェームス・D・ラトリー(James D. Ratley, CFE)

会長(President)

公認不正検査士協会(Association of Certified Fraud Examiners)

目次

要旨	4
はじめに	6
職業上の不正による損失額	8
・ 損失額の分布	
職業上の不正はどのように実行されるか	10
・ 資産不正流用サブスキーム	
・ 不正の継続期間	
不正スキームの発見	16
・ 最初の不正スキーム発見	
・ 通報者	
・ 匿名報告制度の効果－内部通報制度	
・ 組織形態別に見た摘発方法	
・ 中小企業における不正発見	
・ 地域別に見た職業上の不正の発見	
被害組織	24
・ 組織の所在地域	
・ 組織の形態	
・ 組織の規模	
・ 中小企業における不正の手口	
・ 組織の業種	
・ 業種別汚職事例	
・ 被害組織における不正対策	
・ 中小企業における不正対策	
・ 地域別の不正対策	
・ 対策の有効性	
・ 不正の発見または抑制における対策の重要性	
・ 不正を誘発した統制の脆弱性	
・ 統制手続きの改善	
実行者について	48
・ 実行者の職位	
・ 地域別に見た実行者の職位	
・ 実行者の性別	
・ 実行者の年齢	
・ 実行者の在職期間	
・ 実行者の学歴	
・ 実行者の所属部署	
・ 実行者の犯罪・職歴	
・ 実行者が示す特徴的な不正の兆候	
調査の実施方法	75
補足 — 各地域における事例の国別件数	78
不正対策チェックリスト	80
ACFEについて	82

要旨(Executive Summary)

調査結果の概略

Summary of Findings

- 本アンケートの回答者によると、標準的な組織は年間収益の5%を不正行為で逸失していると概算している。2009年の世界総生産推定値に当てはめると、2兆9,000億ドルに相当する。
- 本調査における職業上の不正事例に起因する損失中央値は、16万ドルであった。不正のおよそ1/4が少なくとも100万ドルの損失に関わっている。
- 不正行為摘発期間の中央値は18カ月を示している。
- 最も頻発した不正は、資産不正流用であった。事例全体の90%を占め、最も広範に見られる不正手口であるが、損害額が13万5000ドル、と損害額としてはかなり低い数値を示している。これに対して事例数と損失額の両方の点で対極にあるのが財務諸表不正であった。不正全体の5%でしかない財務諸表不正は損失中央値が400万ドルを示し、巨額の損害を発生させている。汚職は不正の1/3を占めているが、損害額は25万ドルと中位に位置している。
- 職業上の不正は内部通報から発覚するケースが多い。この事実はデータを取り始めた2002年から一貫している。
- 中小企業は職業上の不正に極めて脆弱である。大規模組織と比較すると、不正防止の統制手続きの整備が不十分なため特に不正に遭いやすい。
- 最も不正の被害を受けやすい業種は、銀行業/金融サービス業、製造業、および政府/行政である。
- 不正対策を整備することで、不正による損失額の低減と継続期間を短縮する効果がある。15種の不正対策について組織が被った損失中央値と継続時間を比較して統制の有効性を検証した。これらの対策を導入していた被害組織の方が、そうでない組織より明らかに損害額と摘発までに短縮傾向がある。
- 上層部による犯行は組織へ最も甚大な損害をもたらす。

本報告書は、2008年1月～2009年12月の調査対象期間中に世界各国において発生した事例をもとに集計されている。寄せられた1,843件の事例のうち40%以上が米国外で発生したものであり、全て公認不正検査士（Certified Fraud Examiners）により提供されたデータである。事例を通じて職業上の不正に関する世界的な動向を考察することができる。



不正のおよそ1/4が少なくとも100万ドルの損失に関わっている。

オーナー/役員による不正の損失中央値は、管理職の約3倍以上、従業員の約9倍以上になる。また、役員レベルの不正摘発には最も長い時間を要する。

- 調査によると不正スキームの80%以上は、経理、オペレーション、営業、経営上層部、カスタマーサービス、仕入れのいずれかの部門に属するものの犯行であった。

- 不正実行者(以下、実行者)の85%以上は、過去に不正関連での告訴、有罪宣告を受けていない。この点はこれまでの調査結果と一致している。
- 実行者の行動特性から不正の可能性を予測できることも多い。最もよく見られる不正の兆候は「分不相応な生活レベルを示す」(調査対象の43%)、次いで「経済的に困窮している」(同36%)であった。

結論と提言

Conclusions and Recommendations

- 職業上の不正は世界規模の課題である。調査結果は地域ごとに若干異なるが、不正スキーム、実行者の特徴、不正対策の統制手続きのおおよその傾向は、不正発生地域を問わず相似している。
- 通報制度は不正防止と摘発を速やかに行う上で最も重要な要素である。組織は、内外双方からの通報を受けるために内部通報制度を導入すべきである。通報の際には匿名性と機密性の保持、従業員が報復を恐れることなく不審な行動を通報できるよう促すべきである。
- 組織は、監査に過信する傾向がある。被害組織が最も多く利用した統制は外部監査であったが、不正の摘発・損失を抑制する点においては、比較的效果が薄い。監査は不正防止の抑止力を有しているが、発見において万全ではない。
- 従業員向け教育訓練は不正を防止・摘発するための基礎となる。従業員を教育することは組織の最良の不正摘発手段である。不正とは何か、組織に与える損害、不審な言動を報告する方法、について研修を受ける必要がある。データによると、不正発覚は通報のみならず従業員と管理職向けの不正対策教育を実施している組織が、比較的低い不正の損失額を示している。
- 抜き打ち監査が実施される例はまだ少ないが、これは不正対策において有効なツールである。調査によると、抜き打ち監査を実施していた被害組織は30%未満にすぎない。しかし、実施している組織は、比較的不正の損失額が少なく、より迅速に不正を摘発する傾向を示した。抜き打ち監査は不正摘発に効果的な場合もあるが、最も重要なのは摘発されるかもしれないという認識を作り出すことにより不正を防止することにある。実行者は捕まらないと安心しているからこそ、不正を犯す。従業員に、不正が摘発されるかもしれないという懸念を抱かせることで、強力な抑止効果を与える。
- 中小企業は特に不正に対して脆弱である。自社の資産を管理するための適切な統制手続きを導入している組織は極めて少ない。統制をする上で中小企業の管理職やオーナーが注目すべきは少ないコストで大きな効果を得ることであろう。例として、リーダーが従業員に対して健全な姿勢を示すこと・内部通報制度の設置、などが挙げられる。また、自身の業種に最も甚大な損害を及ぼす特定の不正スキームを防止・発見できるような統制を加えることである。
- 内部統制を整備するだけでは、完全に不正を防止することはできない。組織が適所に戦略的且つ有効な統制手続きを備えているのは重要だが、内部統制それ自体は、すべての不正を防止することはできず、一度着手された不正を摘発することは難しい。
- 実行者の行動面から不正の兆候を読み取れることもある。分不相応の生活や、統制上の問題点をくちに出すなどの兆候は、通常の統制手続きでは特定されないだろう。監査人も従業員も、不正が起こっているという行動の兆候を早期に認識できるよう不正摘発の鍵となる教育訓練を受け、不正の兆候を看過しないようにすべきである。
- 職業上の不正に起因する高額な損害を鑑みると、有効な不正対策が重要である。組織内で不正が発生する前に、80ページに掲載した不正防止チェックリストを参照し、不正防止に当たる必要がある。

はじめに (Introduction)

さまざまな犯罪や詐欺は、不正というくりに中に含まれる。ポンジスキーム、なりすまし犯罪、データ破壊、経費の不正請求等々、不正実行者が人々から金銭を騙し取ろうとする手口は極めて多岐にわたり、また絶えず進化している。それらの不正の中核に常に存在しているのは、信頼を裏切る行為である。

本来、組織を成功に導くはずの従業員による裏切り行為ほど、企業にとって有害となるものはない。本報告書では、数ある不正のうちの「職業上の不正」に焦点をおく。職業上の不正とは、従業員が私的な利益の為に、組織内における立場を濫用することである。

正式な言葉で言えば、職業上の不正とは、以下のように定義することができる。

「雇用主の資源もしくは資産を意図的に誤用または流用することを通じて私腹を肥やすために、自らの職業を利用すること」

この定義は、非常に広汎且つ多様なあらゆる組織的なレベルにおける従業員の不正行為を網羅するものである。職業上の不正スキームは、会社の備品の窃盗、タイムカードの改ざんのような単純なものから、財務諸表不正のように複雑なものに渡る。

ACFEの主要な目標は、職業上の不正が引き起こす深刻な損害を、不正対策の専門家と世間に広めることにある。そのために、職業上の不正における損失と傾向を徹底的に分析した情報を提供するために大規模な調査を実施してきた。1996年にACFEが発行した「国民への報告書」は、当時この分野で最も広く知られた民間が資金提供した調査であった。

最初の報告書で掲げられた目標は、以下のとおりである。

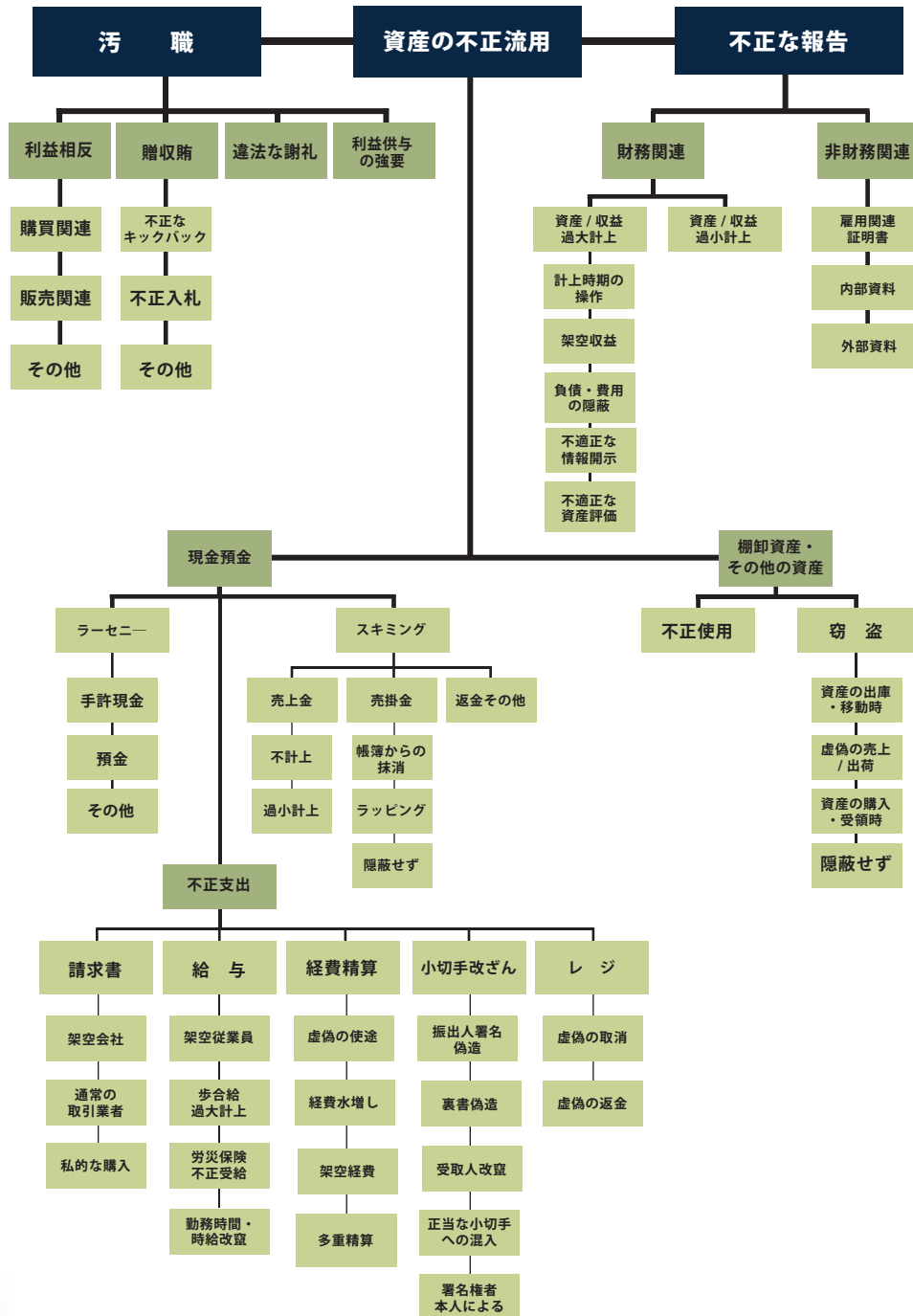
- 職業上の不正と濫用による組織の収益損失額と割合について、専門家の意見を集約すること
- 職業上の不正と濫用を行う従業員の特徴を調査すること
- どのような組織が職業上の不正と濫用の犠牲になったかを明らかにすること
- 深刻な不正と濫用の発生状況をカテゴリー化する

10年以上前に、「国民への報告書」を発刊して以来、2002年、2004年、2006年、2008年、そして2010年の最新版と5冊の改訂版を発表した。全ての報告書はCFEによって提供された不正事例の情報に基づいている。その都度、アンケート回答者に対する質問事項を加筆・修正し、データの質を高めてきた。CFEが遭遇する不正事件やその経験からより多くの重要な情報を継続して得ることで今回の「国民への報告書」が実現した。

2010年度の報告書では、初めて、米国内のみならず国外にまで調査が及んだ。世界で蔓延する企業不正の実態をより丹念に探り出したことで、犯罪行為の重大性と影響をより明確にすることができる。加えて、世界各地で不正と闘う人々にとって最適且つ有益な情報を提供するため、世界中の組織団体で採用されている不正対策を比較検討できたのである。

注記: 本報告書では主に、2008年の米国内に限った調査結果と比較している。2010年の報告書は106カ国の全世界の調査結果の回答母集団と完全一致していないが、注目すべき結果が得られたデータに関しては、明快性を高めるために、全世界データと米国限定データの結果と比較している。両調査で報告された興味深い、有益な傾向を観察していただきたい。

職業上の不正と濫用 不正の体系図



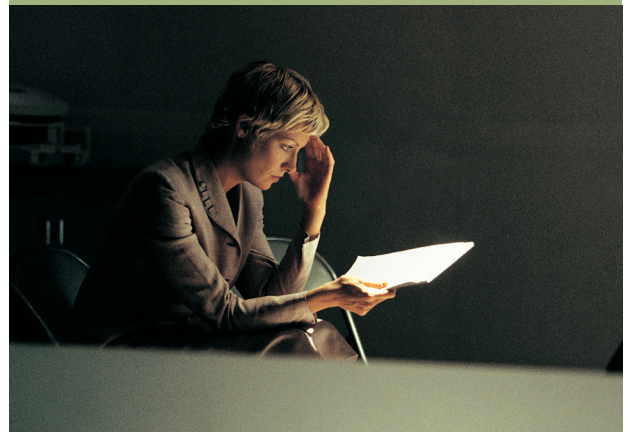
職業上の不正による損失額 (The Cost of Occupational Fraud)

職業上の不正の損失を測定することは、重要且つ労力を要する作業である。不正の本源的な性質上、事例が明るみにでないことも多く、仮に明らかになったとしても正確な損失額が報告、測定されることは不可能である。その結果、損失額の見積りは、せいぜい推測値に過ぎないが、世界的に蔓延するホワイトカラー犯罪の破壊的な本質を例証するためにも重要である。

アンケートに回答した各CFEIに、標準的な組織が不正行為によって逸失する年間収益割合の推定値を提示するよう依頼した。回答の中央値は、平均的な組織は不正によって年間にその組織の収益の5%を逸失する、という値が積算された。この割合を2009年の推定世界総生産である58.07兆ドル¹に当てはめると、不正による世界の損失は合計で2.9兆ドル以上と推定できる。

この推定は特定のデータ及び事実の観察によるものではなく、1,843件の不正事例に対応した不正対策の専門家の意見に基づいている。したがって、これが職業上の不正による世界全体の損失を数値化したものであると解釈すべきではない。しかしながら、不正による世界的損失の規模を正確に算出する方法はない。不正対策の第一線で活躍する専門家達に不正による世界的損失の規模を推定してもらうことが、我々ができる最も信頼性のある数値である。いずれにしても、業務上の不正による全損失は莫大であり、組織に毎年確実に数千億ドルあるいは数兆ドルの負担を課していることは否定できない。

不正はその性質上、精密な方法を用いて科学的に検証、測定することが困難である。なぜなら不正の本源的な特性は「秘密性」と「隠蔽」にあり、ほぼ全ての不正は隠蔽されがちだからである。



標準的な組織は収益の5%を職業上の不正で失っている。

¹米国中央情報局 (United States Central Intelligence Agency) The World Factbook (<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/xx.html>)

損失額の分布

Distribution of Losses

今回調査した1,843件の不正事案は金銭的損失を伴う不正を1,822件含み、その損失中央値は16万ドルであった。²2010年度調査では不正案件の約1/3が50万ドルを超える損失に絡んでおり、およそ報告された全件のほぼ1/4が100万ドルを上回っていた。

損失額の分布



²この報告書は100カ国以上の不正事例を含んでいるが、金額は全て米ドルに換算されている。

職業上の不正はどのように実行されるか (How Occupational Fraud is Committed)

ACFEのこれまでの調査に基づき、組織内における職業上の不正を3つの主要カテゴリーに分類した。資産の不正流用とは組織の資産の窃盗や悪用を意味する。手口としてはスキミング、経費の不正請求、小切手改ざん、などがあげられる。

汚職は、実行者が雇用主に対する義務に反して、自分自身もしくは他者のための利益を得るために、商取引における自らの立場を悪用する不正スキームと解釈することができる。例として、賄賂の授受、利益供与の強要、利益相反の約束などの行為がこれに該当する。

財務諸表不正とは、組織の財務情報における意図的な虚偽記載と不作為などである。この不正タイプによくある手口には、収益過大計上、負債や経費の過小計上、資産の水増し計上等があげられる。

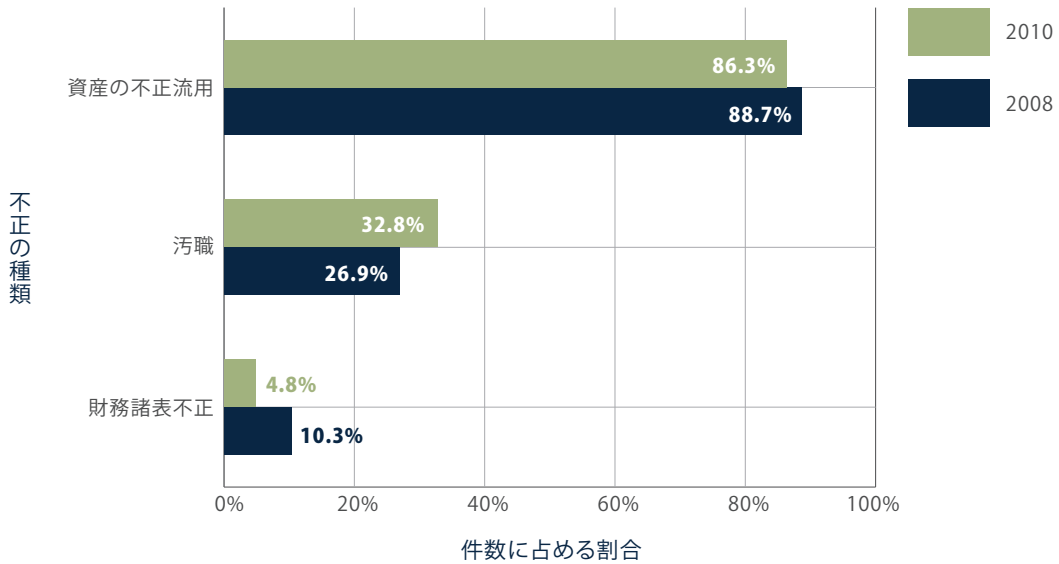
右の図にみられるように、資産の不正流用は最も多発しやすいが、損害額が少ない不正スキームである。対極に位置するのが、財務諸表不正である。報告された件数は、事例全体の5%未満であるものの、損害額は400万ドルの損失中央値を示した。両スキームの間にあるのが汚職で、事例数は全体の1/3以下、損失中央値は25万ドルであった。

これまでのACFEの調査に基づき、報告されたスキームを3つの主要カテゴリー、資産の不正流用、汚職、財務諸表不正に分類した。

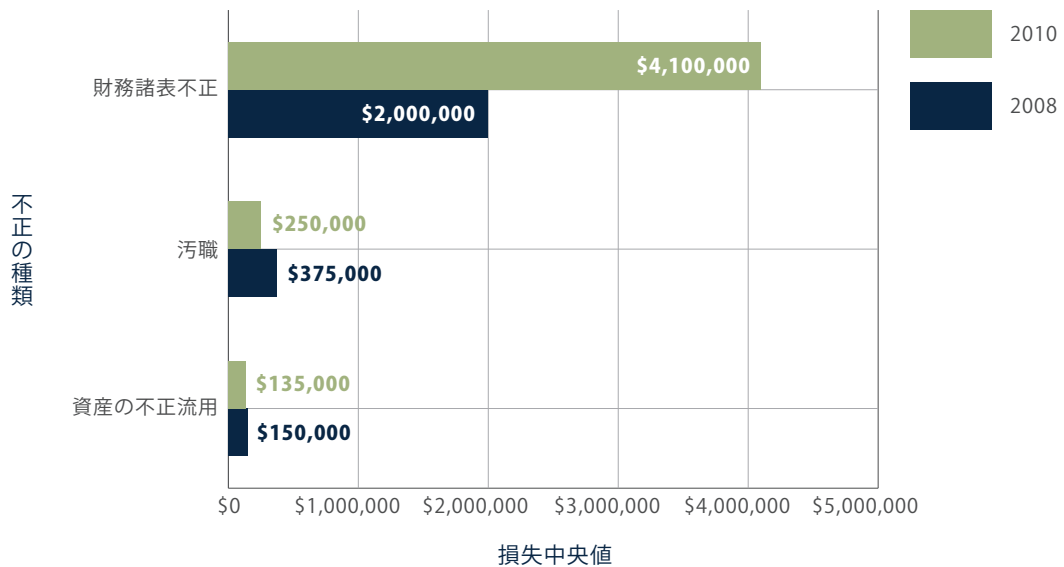


財務諸表不正は、最も損害額多い職業上の不正であり、400万ドル以上の損失中央値を示している。

カテゴリー別職業上の不正 — 発生頻度³



カテゴリー別職業上の不正 — 損失中央値

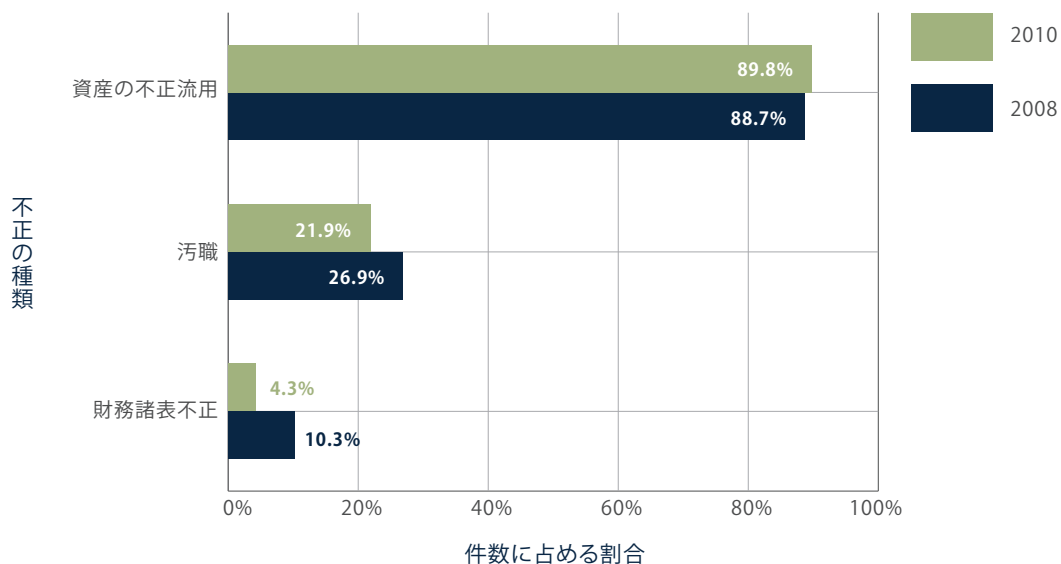


³本書表中の割合合計が100%を超えているのは、2つ以上の該当項目が存在、または複数の回答が選択されたためである。

職業上の不正はどのように実行されるか (How Occupational Fraud is Committed)

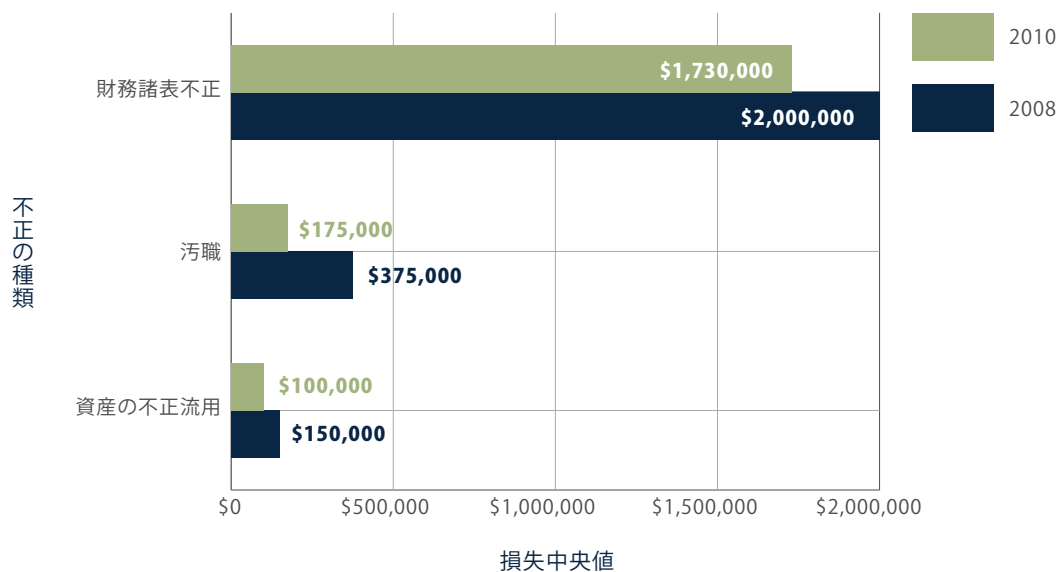
前述の通り、2010年のデータは世界各国の不正事例を含んでいる一方、2008年は米国内の事例に限定されている。下図では、2008年のデータとより直接的な比較ができるよう今回の調査における米国限定の事例を抽出した。興味深いことに、財務諸表不正は米国事例の中で最も発生頻度が低く、最も損害額が大きい不正であることに変化はなかったが、2008年(10%)と比べて、今回の調査(4%)の割合は、はるかに低かった。加えて、不正の3つのカテゴリーの損失中央値は2008年より2010年のほうが著しく低かった。

カテゴリー別職業上の不正(米国限定) — 発生頻度⁴



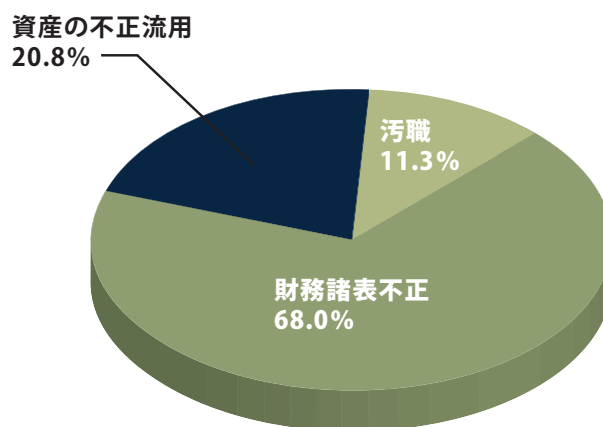
⁴本書表中の割合合計が100%を超えているのは、2つ以上の該当項目が存在、または複数の回答が選択されたためである。

カテゴリ別職業上の不正 (米国限定) — 損失中央値



不正の3つのカテゴリの発生頻度と損失中央値に注目することに加えて、スキームカテゴリごとの損害総額割合を分析した。今回の調査事例は180億ドル以上の損害総額であり、それぞれの割合は右図のように、報告損害総額の21%は資産不正流用スキームであり、11%は汚職、68%は財務諸表不正であった。

全報告件数の損失額の割合



職業上の不正はどのように実行されるか (How Occupational Fraud is Committed)

資産不正流用サブスキーム

Asset Misappropriation Sub-Schemes

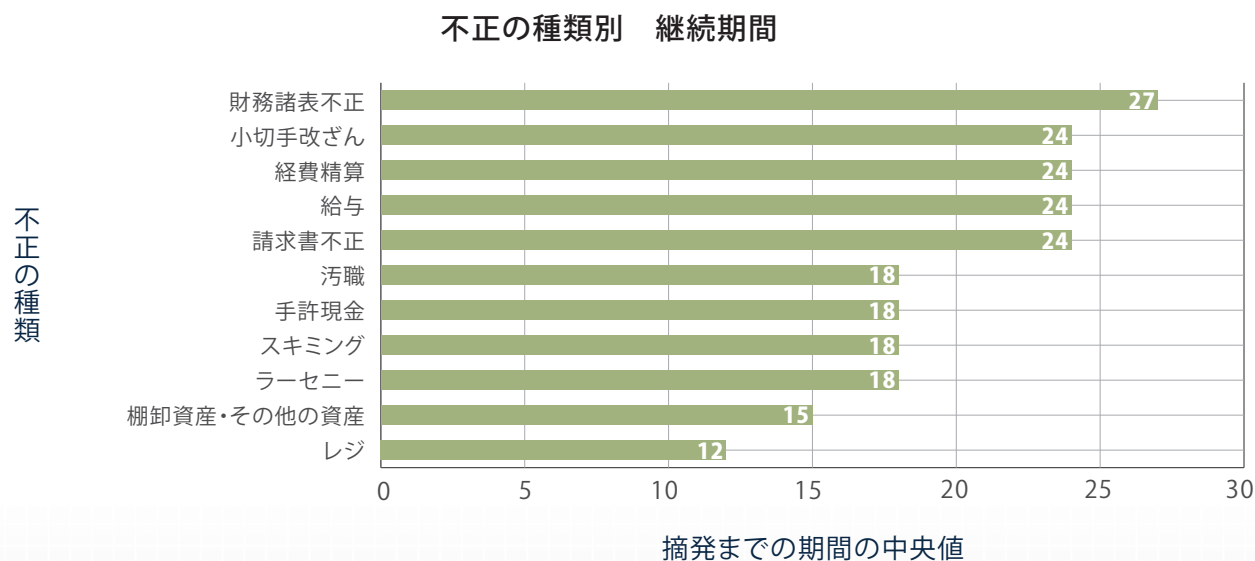
資産の不正流用は、不正全体のおよそ90%を占める職業上の不正である。そのため、従業員が組織の資産を不正に流用した手口を図式化することは、非常に意義のあることである。15ページの表で例証されるように、資産不正流用スキームを9つのサブカテゴリーに分割した。最初の8つのサブカテゴリーが現金を狙うスキームを表しており、これは全資産不正流用の件数の約85%を占めている。

2つのサブスキーム(スキミングとラーセニー)は、売上金や売掛金など入って来る現金を横領することである。次の5つのサブカテゴリーは、請求書、経費精算、小切手改ざん、給料、不正なレジ操作などの現金の不正支出が含まれる。8番目の資産不正流用は、小口現金や金庫の現金などの組織の手許現金が標的となる。最後のサブカテゴリーは、在庫、備品、固定資産、投資、知的財産、および知的財産情報などの非現金資産の窃盗か不正利用が含まれる。15ページの表は資産不正流用の各サブカテゴリーにおける発生頻度と損失中央値を示している。

不正の継続期間

Duration of Fraud Schemes

不正事例の損害額調査に加え、不正が摘発されるまでに犯行が継続した期間を分析した。全事例の継続期間中央値(不正が着手された時から摘発までの期間)は18カ月であった。当然ながら、財務諸表不正にかかわる事例(最も損害額が大きい不正)が、27カ月の継続期間中央値で最長であった。一方で、不正なレジ操作は、損害額は最少であると同時に、最短で摘発される傾向がある。



注記: 最も多発する資産不正流用スキームの全容を理解するため、不正スキームの分析を11のカテゴリー(資産不正流用、財務諸表不正、および9つのサブカテゴリー)に分類した。

資産の不正流用の種類					
手口の種類	解説	例	報告件数	割合 ⁵	損失中央値
現金の受領に係るスキーム					
スキミング	勤務先の帳簿および記録に計上される前の現金を着服するあらゆるスキーム	従業員が顧客から支払を受領するが、売上として計上しない。	267	14.5%	\$60,000
ラーセニー	勤務先の帳簿および記録に計上された後の現金を着服するあらゆるスキーム	従業員が当日入金分とし処理した現金を、銀行預金口座に入金する前に着服する。	181	9.8%	\$100,000
現金の支出に係るスキーム					
請求書不正	架空の請求書、金額を水増しした請求書、私的な購入に関する請求書などを提出することにより、勤務先に不要な支出をさせるあらゆるスキーム	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が架空会社を設立し、提供していないサービスの請求書を勤務先に支払わせる。 従業員が私用目的で購入した物品の請求書を勤務先に支払わせる。 	479	26.0%	\$128,000
経費精算	勤務先に対して架空経費または水増し経費を請求するあらゆるスキーム	従業員が、私的な旅行、架空の食事などの経費報告書を提出し、精算金を受け取る。	278	15.1%	\$33,000
小切手改ざん	勤務先の銀行口座の小切手の偽造または改ざん、勤務先が正規の受取人に対して振り出した小切手の窃取により、勤務先の資金を着服するあらゆるスキーム	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が勤務先の白地小切手を盗み、自分または共犯者宛てに振り出す。 従業員が納入業者宛ての小切手を盗み、自分の口座に入金する。 	274	13.4%	\$131,000
給与不正	報酬に関する虚偽の申告により勤務先から支払を受けるあらゆるスキーム	従業員が時間外勤務を虚偽申告する。	157	8.5%	\$72,000
レジ	レジへの不正な入力によりレジ内の現金着服を隠すあらゆるスキーム	従業員がレジに売上取消を不正に入力し、その分の現金をレジ内から着服する。	55	3.0%	\$23,000
その他の資産不正流用スキーム					
手許現金の不正流用	勤務先内に保管されている現金を不正流用するあらゆるスキーム	従業員が会社の金庫から現金を着服する。	121	12.6%	\$23,000
現金以外の資産(棚卸資産・その他の資産)の不正流用	勤務先の非現金資産を着服または誤用するあらゆるスキーム	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が倉庫から棚卸資産を着服する。 従業員が顧客の財務情報(機密情報)を盗むまたは不正利用する。 	156	16.3%	\$90,000

⁵本書表中の割合合計が100%を超えているのは、2つ以上の該当項目が存在、または複数の回答が選択されたためである。

不正スキームの発見(Detection of Fraud Schemes)

調査の主な目的は、過去の不正を分析することで組織が今後の不正対策にその知識を適用することである。調査の結果、通報が最も有効な摘発方法であり、通報による不正の発覚件数は他の手段と比べおよそ3倍多い。この結果はこれまでの報告書の調査結果と共通している。データを解析し始めた2002年以降の調査において、通報は不正発見の最も有効な手段である。

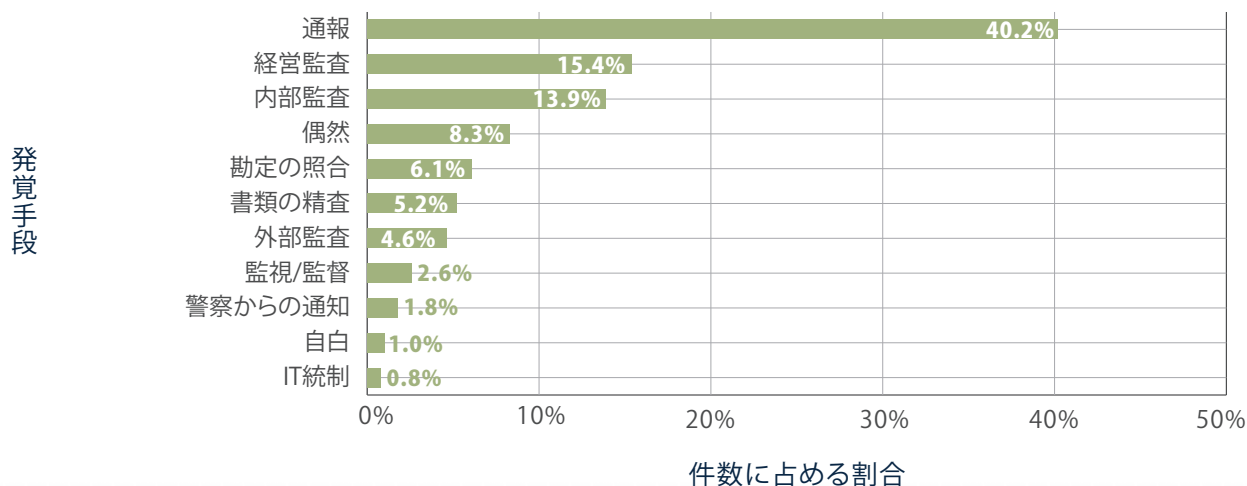
経営監査と内部監査は、通報に次いで有効な不正発見手段である。それぞれ15%と14%の不正を摘発した。また、不正の11%が従来の統制手続き以外の経路で摘発されたことも注目に値する。具体的には「偶然」、「警察からの通知」、「自白」など、外部による通報や偶然に発見されなければ不正を摘発できなかったのである。

不正の発覚手段を調査したところによると、通報は他の統制手続きに比べて、不正を摘発する割合が3倍高い。



不正は通報によって摘発される傾向が高い。

不正発覚の経緯



通報者

Source of Tips

当然ながら、従業員による通報が最も多かった。しかし、顧客、業者、競合他社、知り合い(企業以外)による情報提供も少なくとも34%ある。結果、従業員だけでなく、顧客、業者、社外の利害関係者にも不正の通報ポリシーとプログラムを公開するべきである。

匿名報告制度の効果—内部通報制度

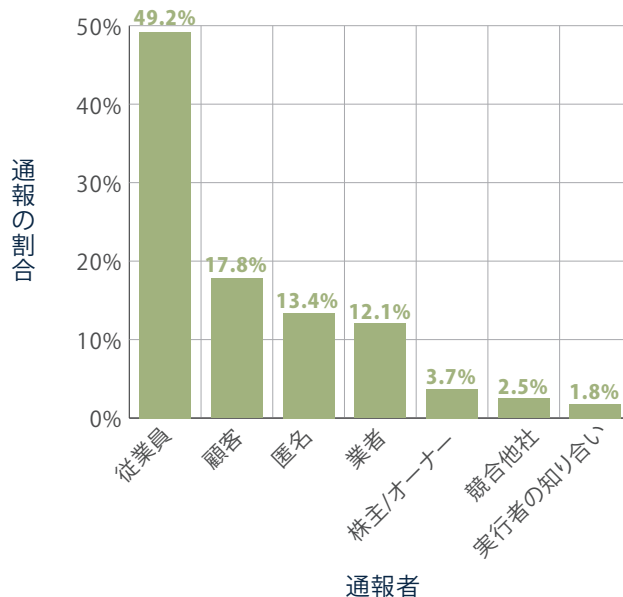
Impact of Anonymous Reporting Mechanisms “Hotlines”

以前の報告書から一貫して、通報制度は不正を発見する最も効果的な方法であるが、実際は、通報制度を導入していない組織が多いことからその効果は軽視されていることが分かる。従業員は電話やウェブ上の通報制度を通して、不正や違法行為を匿名で報告できるようになる。⁶ また従業員は、上司・同僚からの報復や否定的な反応を恐れ、報告することをためらう場合が多いため、匿名で通報できるか否かは重要な鍵となる。ほとんどの外部の通報窓口システムは、通報への関心を高める方法についてのプログラムを提供している。その結果、内部通報制度の存在が不正防止対策を強化し、より多くの通報を助長すると期待できる。

18ページに示されているように、内部通報制度の存在は通報で摘発された不正件数の増加と相関性があった。内部通報制度を導入していた組織では、通報での摘発事例が47%だった一方、導入していない組織では、たった34%だった。これは重要なことである。通報は不正を摘発する最も効果的な方法であることが繰り返し証明されてきたからだ。通報に対する組織の対応が優れていればいるほど、その組織は不正の発見および損失の抑制に優れているといえるのである。

⁶この報告書では、これ以降すべての報告制度を内部通報制度と呼び簡素化している。

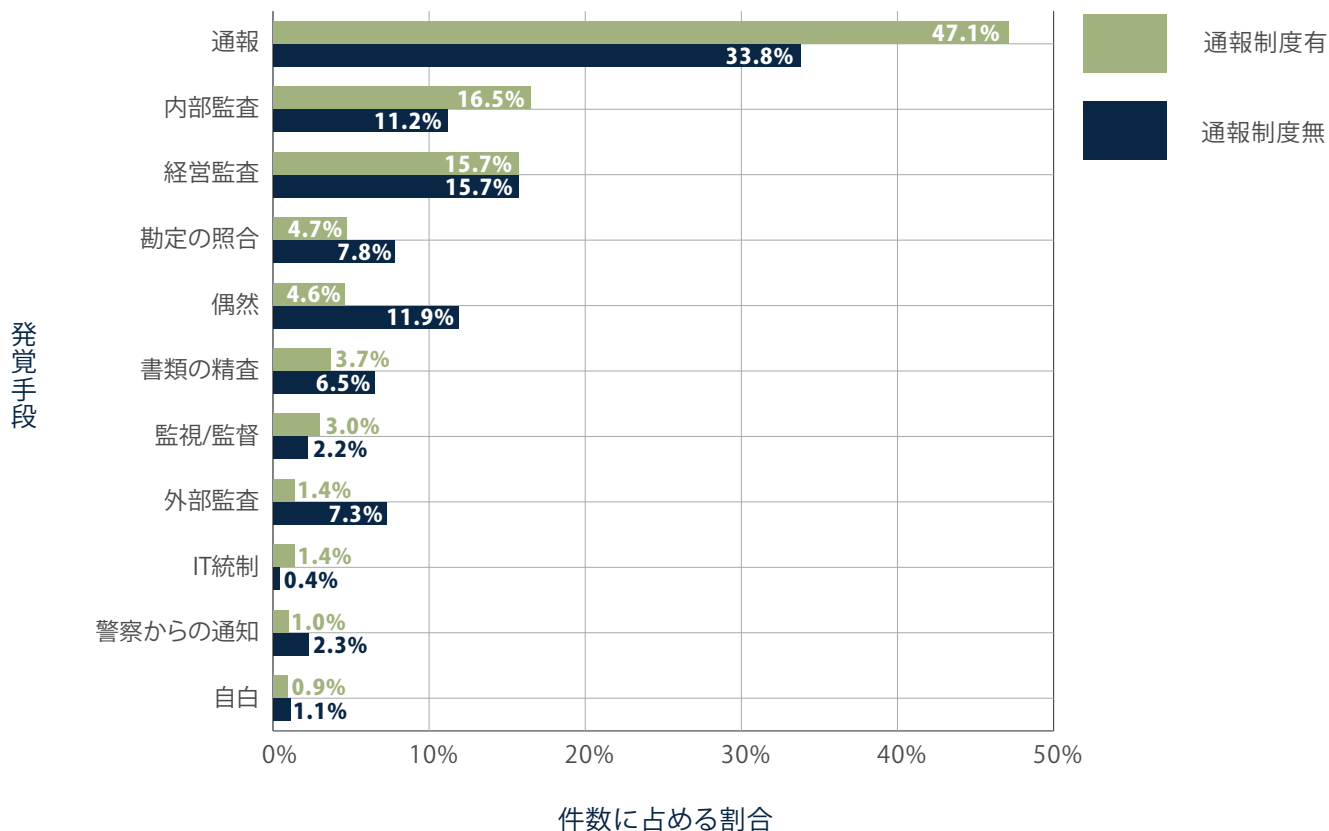
通報者



匿名の通報の67%は、組織の内部通報制度を通して報告されたものだった。これは、内部通報制度が従業員の通報を奨励する効果的な方法であると強く示唆している。最も重要なことは、43ページに述べられているように、内部通報制度を導入していた組織が、そうでない組織より不正による損失がはるかに少なかったということである。また、前者は、後者より7カ月早く不正を摘発する傾向を示した。

不正スキームの発見(Detection of Fraud Schemes)

通報制度の効果



組織形態別に見た摘発方法

Detection Methods Based on Organization Type

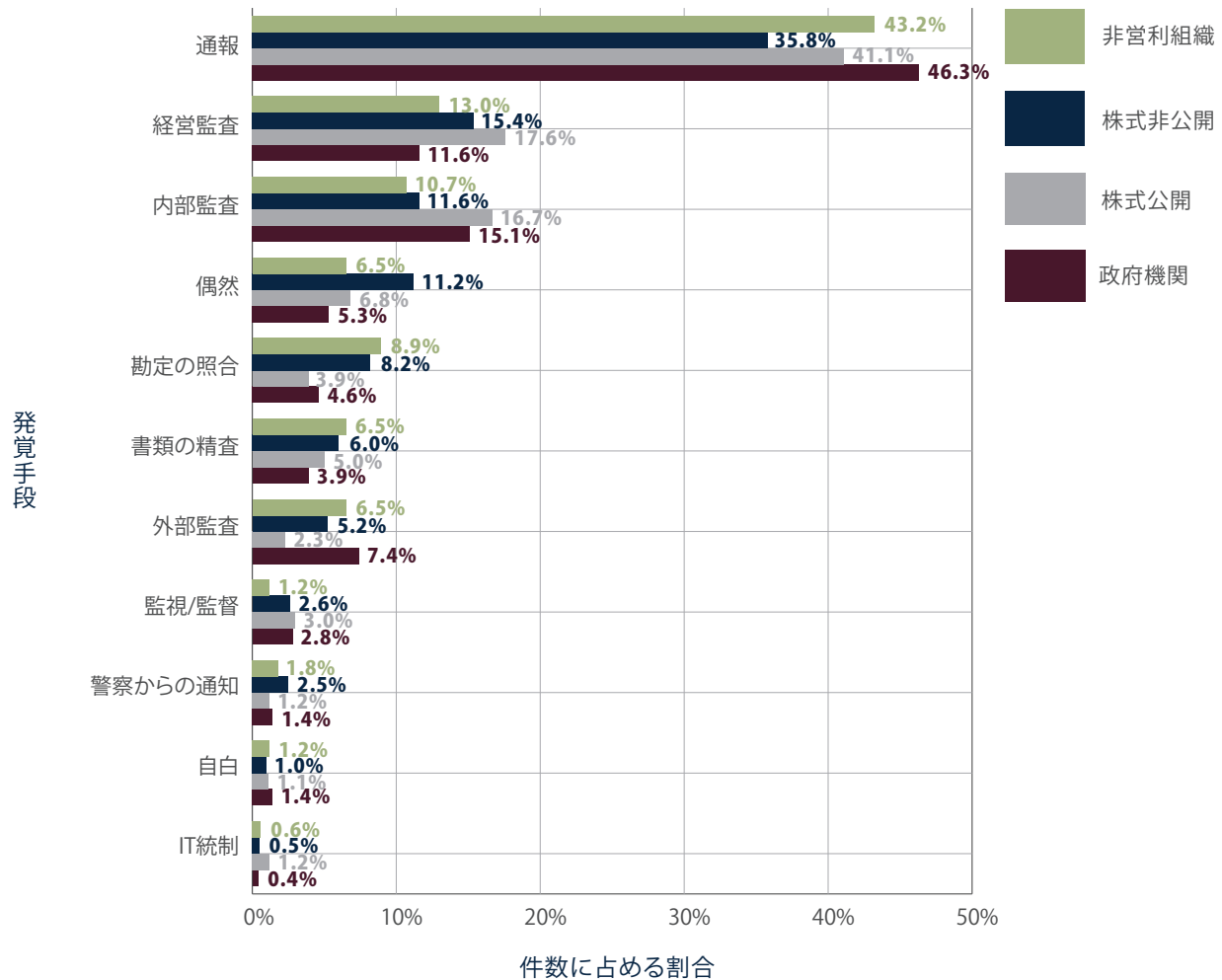
19ページの図はどのように不正が摘発されたかを被害組織形態別に示している。2008年の調査同様、株式非公開会社は通報による不正摘発が最も少なく、偶然によるものが最も多い傾向にあることがわかる。株式公開会社は、前者に比べ、経営監査と内部監査が不正を摘発する傾向があった。政府機関は、通報での摘発の割合が最も高く、外部監査による摘発も比例して高かった。

中小企業における不正発見

Detecting Fraud in Small Businesses

これまでの報告書によると、中小企業は、他に比べて職業上の不正の損失を被る傾向が高い。過去の調査ほど、その傾向は著しくないが職業上の不正の31%(全カテゴリーで最高の確率)が中小企業を標的にしたことが明らかになった。それらスキームにおける損失中央値は15万5,000ドルだった(29ページ参照)。中小企業が不正の格好の標的になる理由の一つは、大規模組織に比べ、統制手続きが整備されている企業はるかに少ないからである(39ページ参照)。

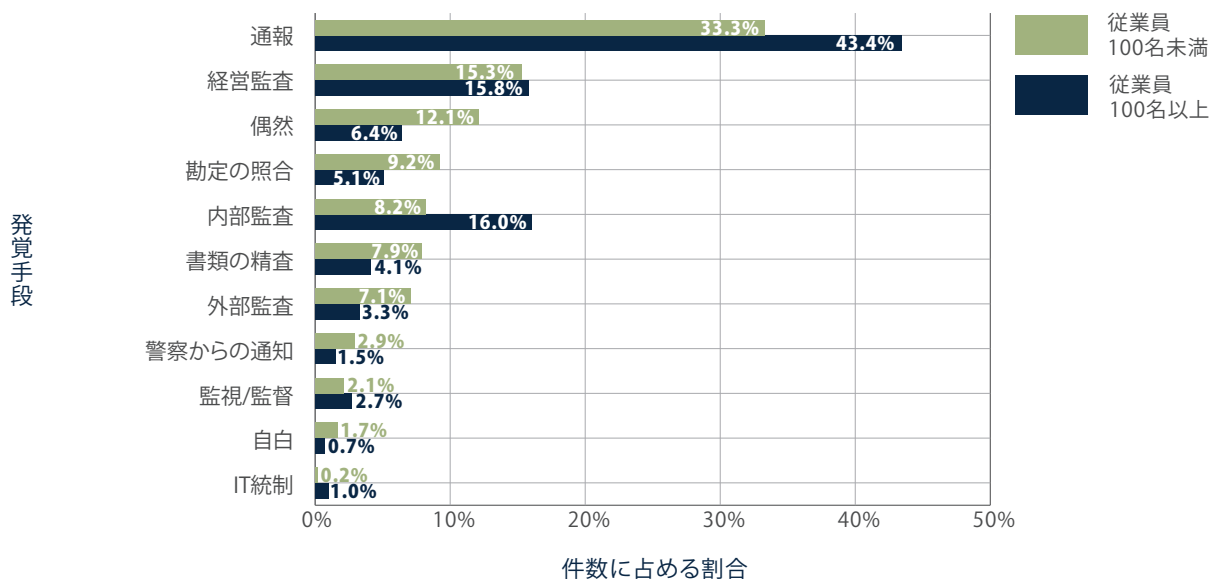
組織別にみる不正発覚の経緯



中小企業は大規模組織に比べ、通報や内部監査で不正が発見される確率が低いことは明らかである。20ページの図によると、中小企業では、通報により不正を発見した割合は33%であり、更に内部監査によって不正が摘発された割合は8%に過ぎない。また、比較的高い確率で、中小企業は偶然に不正を発見している。これは、大規模組織のほぼ2倍にあたる。これら差異の多くは中小企業の統制手続きの導入の低さに起因していると思われる。

不正スキームの発見(Detection of Fraud Schemes)

中小企業における不正発見の経緯

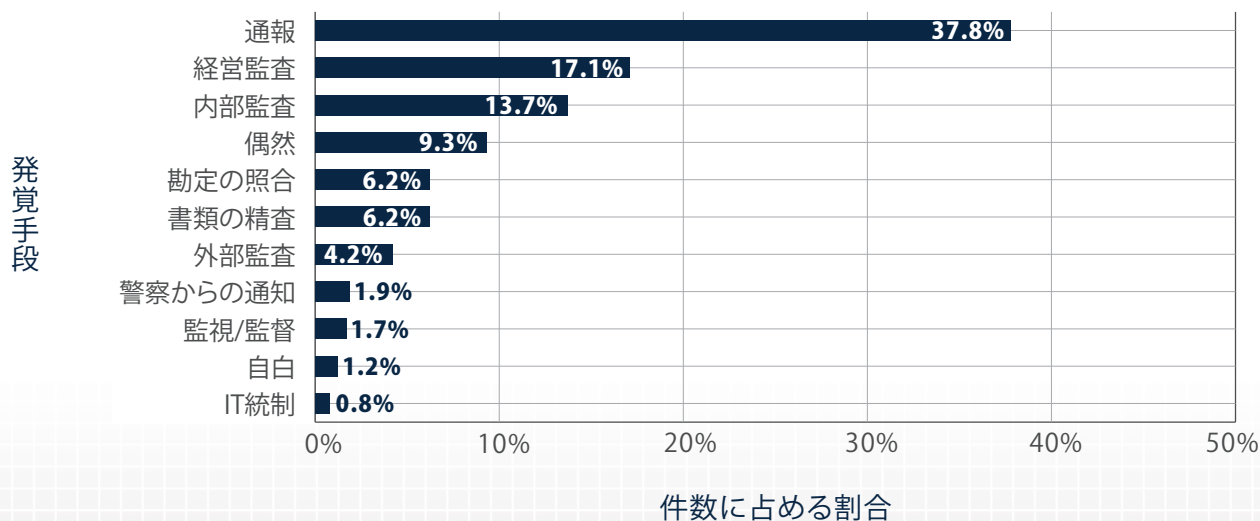


地域別に見た職業上の不正の発見

Detection of Occupational Fraud Based on Region

以下の図は不正発生地域ごとの不正発見方法を示している。全地域において、通報が極めて不正を摘発しやすい。通報によって摘発された事例の割合は50%(アフリカ)の最高値から38%(米国)の最低値に及んだ。中南米・カリブ海及びオセアニアの2地域を除き、その他の地域は、経営監査と内部監査が通報に続き、最も一般的な手段だった。

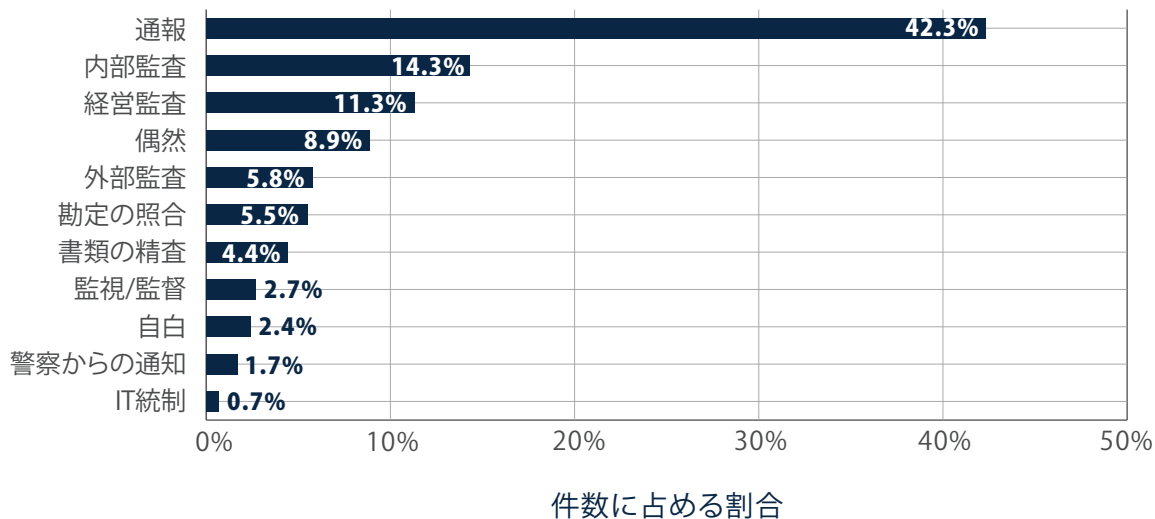
米国における発見経緯 — 1,001件



¹各地域に含まれる国名については補足ページの別表参照。

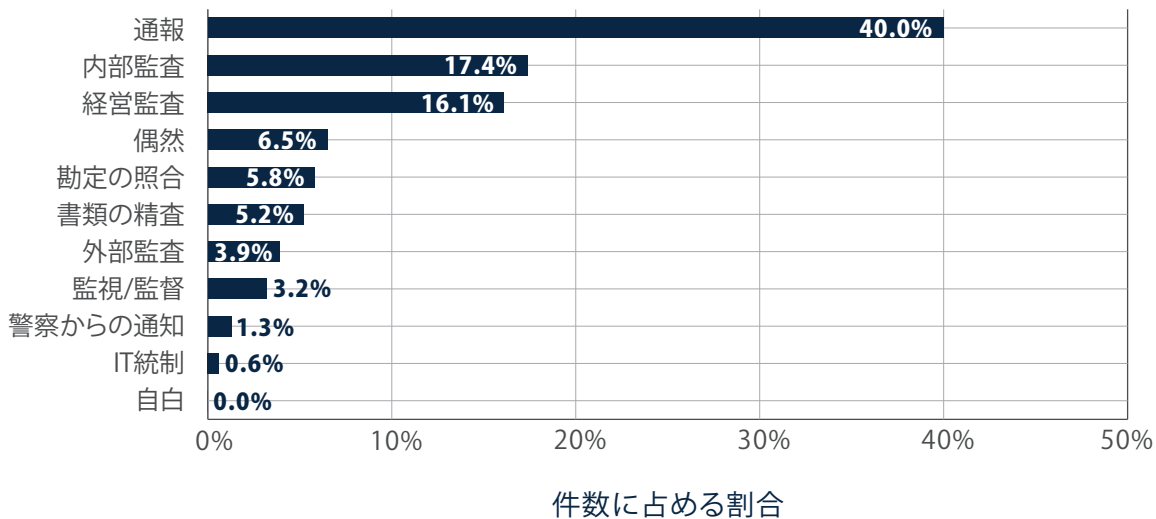
発覚手段

アジアにおける発覚経緯 — 293件



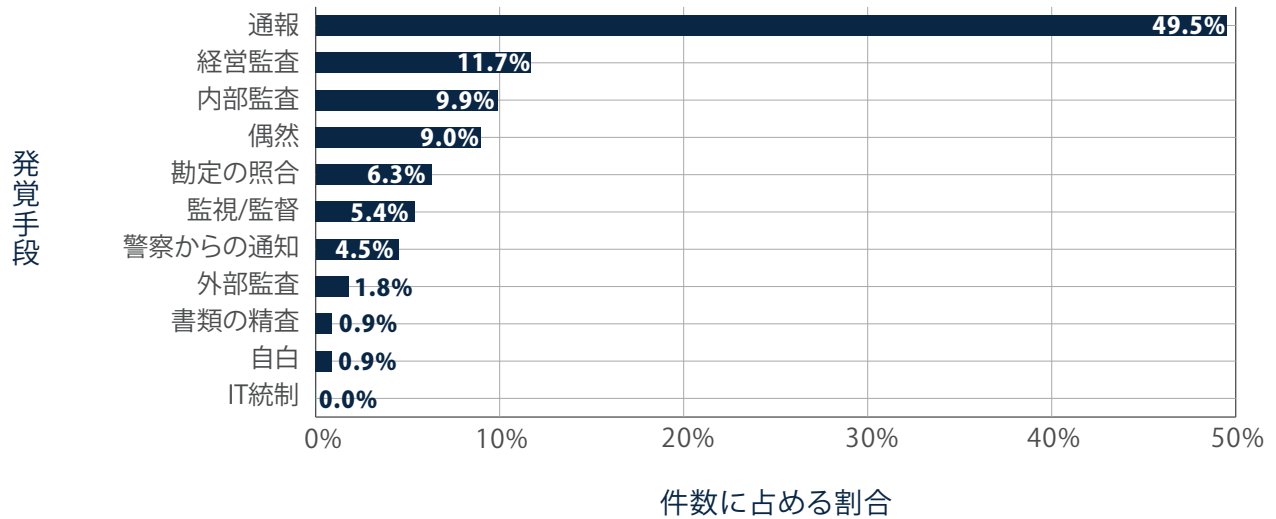
発覚手段

ヨーロッパにおける発覚経緯 — 155件

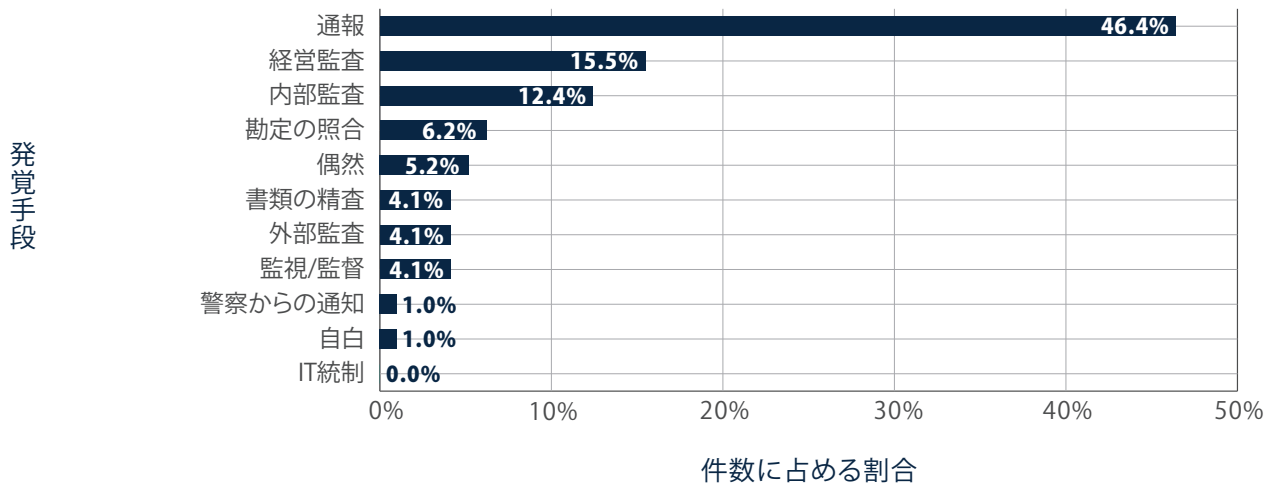


不正スキームの発見(Detection of Fraud Schemes)

アフリカにおける発覚経緯 — 111件

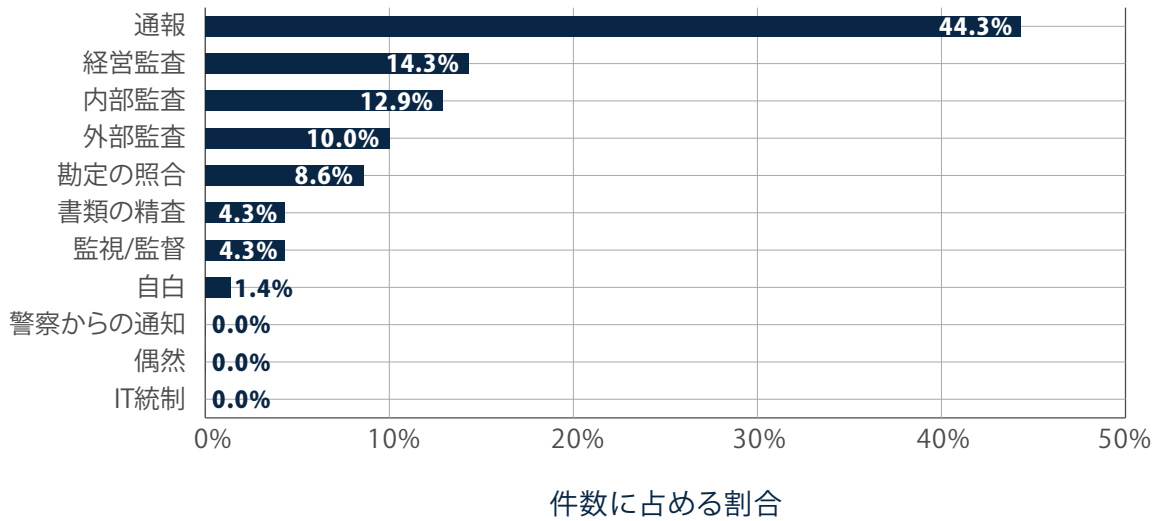


カナダにおける発覚経緯 — 97件



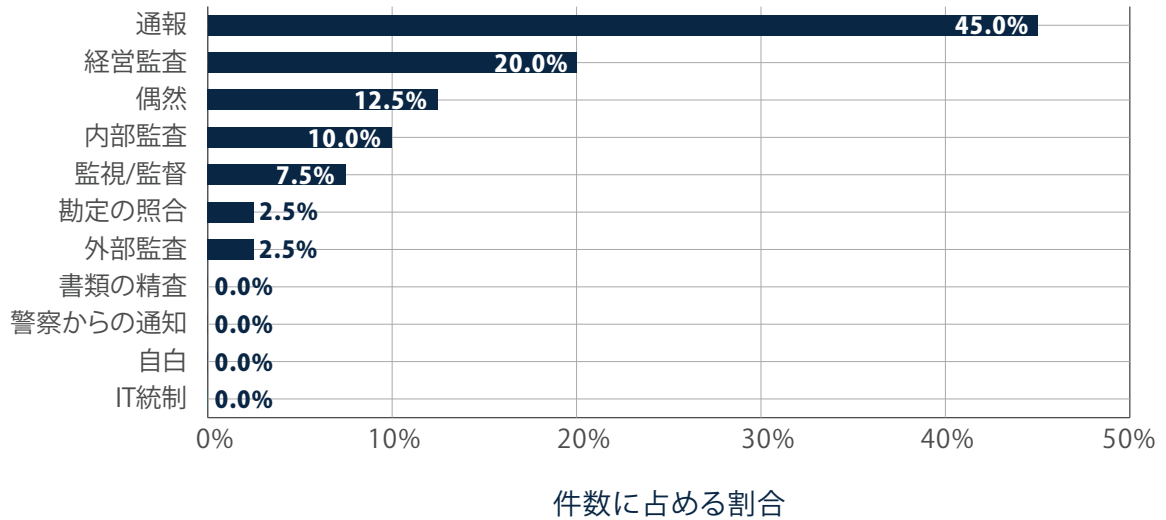
発覚手段

中南米、カリブ海における発覚経緯 — 70件



発覚手段

オセアニアにおける発覚経緯 — 40件



被害組織 (Victim Organizations)

組織の所在地域

Geographical Location of Organizations

前述のとおり、職業上の不正に関する研究の初の試みとして、今回は米国外のCFEによる不正調査事例も含まれている。そのため、本報告では世界106カ国において発生した事例を取り上げている。寄せられた1,843件の事例のうち43%が米国外で発生したものであり、職業上の不正に関する世界的な動向を考察することができる。

下表は、報告された事例の件数及び損失中央値を地域別に示している。2カ国以上の拠点をもつ被害組織については、不正の首謀者の所在国を選ぶようにした。例えば、日本企業の欧州拠点で発生した不正はヨーロッパでの不正として分類している。同様に、南米の企業のカナダ事務所における不正はカナダでの不正としてカウントされる。本報告書における国別のデータは、すべてこの基準により作成されている。また、北米における不正の件数が非常に多いため、北米については米国とカナダに分けて表示し、その他は大陸別に算出した。

被害を受けた企業の統計的情報の
採集も行った。



中小企業は、職業の不正に対して極めて脆弱である。

被害組織の地域分布⁸

地域	件数	件数に占める割合	損失中央値 (米ドル)
アメリカ	1,021	56.8%	\$105,000
アジア	298	16.6%	\$274,000
ヨーロッパ	157	8.7%	\$600,000
アフリカ	112	6.2%	\$205,000
カナダ	99	5.5%	\$125,000
中南米、カリブ海	70	3.9%	\$186,000
オセアニア	40	2.2%	\$338,000

⁸各地域に含まれる国名については補足ページの別表で参照。

以下に、11種類の職業上の不正スキーム（財務諸表不正、汚職および9種類の資産の不正流用スキーム）の地域別発生状況を示す。⁹

アメリカ — 1,021件		
不正スキーム	件数	件数に占める割合
請求書不正	282	27.6%
汚職	224	21.9%
小切手改ざん	173	16.9%
スキミング	165	16.2%
棚卸資産・その他の資産	160	15.7%
経費精算	154	15.1%
手許現金	117	11.5%
給与	108	10.6%
ラーセニー	98	9.6%
財務諸表不正	44	4.3%
レジ	25	2.4%

アジア — 298件		
不正スキーム	件数	件数に占める割合
汚職	152	51.0%
請求書不正	56	18.8%
棚卸資産・その他の資産	55	18.5%
経費精算	43	14.4%
スキミング	38	12.8%
手許現金	34	11.4%
ラーセニー	26	8.7%
財務諸表不正	21	7.0%
小切手改ざん	21	7.0%
給与	12	4.0%
レジ	6	2.0%

ヨーロッパ — 157件		
不正スキーム	件数	件数に占める割合
汚職	79	50.3%
請求書不正	41	26.1%
棚卸資産・その他の資産	31	19.7%
経費精算	24	15.3%
手許現金	23	14.6%
スキミング	17	10.8%
ラーセニー	12	7.6%
財務諸表不正	10	6.4%
給与	10	6.4%
レジ	7	4.5%
小切手改ざん	5	3.2%

アフリカ — 112件		
不正スキーム	件数	件数に占める割合
汚職	55	49.1%
請求書不正	38	33.9%
棚卸資産・その他の資産	24	21.4%
経費精算	19	17.0%
手許現金	16	14.3%
ラーセニー	15	13.4%
スキミング	13	11.6%
小切手改ざん	11	9.8%
給与	6	5.4%
レジ	3	2.7%
財務諸表不正	2	1.8%

⁹本書表中の割合合計が100%を超えているのは、2つ以上の該当項目が存在、または複数の回答が選択されたためである。

被害組織 (Victim Organizations)

カナダ — 99件		
不正スキーム	件数	件数に占める割合
請求書不正	21	21.2%
汚職	21	21.2%
経費精算	20	20.2%
小切手改ざん	17	17.2%
棚卸資産・その他の資産	15	15.2%
給与	12	12.1%
スキミング	12	12.1%
ラーセニー	10	10.1%
手許現金	9	9.1%
レジ	8	8.1%
財務諸表不正	2	2.0%

中南米、カリブ海 — 70件		
不正スキーム	件数	件数に占める割合
汚職	33	47.1%
請求書不正	20	28.6%
棚卸資産・その他の資産	13	18.6%
ラーセニー	10	14.3%
スキミング	9	12.9%
手許現金	8	11.4%
経費精算	8	11.4%
財務諸表不正	7	10.0%
小切手改ざん	6	8.6%
給与	3	4.3%
レジ	1	1.4%

オセアニア — 40件		
不正スキーム	件数	件数に占める割合
汚職	16	40.0%
棚卸資産・その他の資産	12	30.0%
請求書不正	11	27.5%
小切手改ざん	7	17.5%
スキミング	5	12.5%
手許現金	4	10.0%
経費精算	4	10.0%
ラーセニー	3	7.5%
給与	2	5.0%
レジ	1	2.5%
財務諸表不正	1	2.5%

地域別の汚職事例

Corruption Cases by Region

汚職事例の地域別発生件数の割合と損失の発生状況を比較した。結果は下表に示すとおりである。

このデータは、あくまでも、本研究に参加したCFEが調査・報告した特定の不正事件を集計したものであり、各地域における一般的な汚職のレベルを必ずしも反映したものではないという点に留意願いたい。

地域別 汚職件数			
地域	汚職件数	地域別割合	中央値
アジア	152	51.0%	\$330,000
ヨーロッパ	79	50.3%	\$1,000,000
アフリカ	55	49.1%	\$208,000
中南米、カリブ海	33	47.1%	\$250,000
オセアニア	16	40.0%	\$800,000
アメリカ	224	21.9%	\$175,000
カナダ	21	21.2%	\$163,000

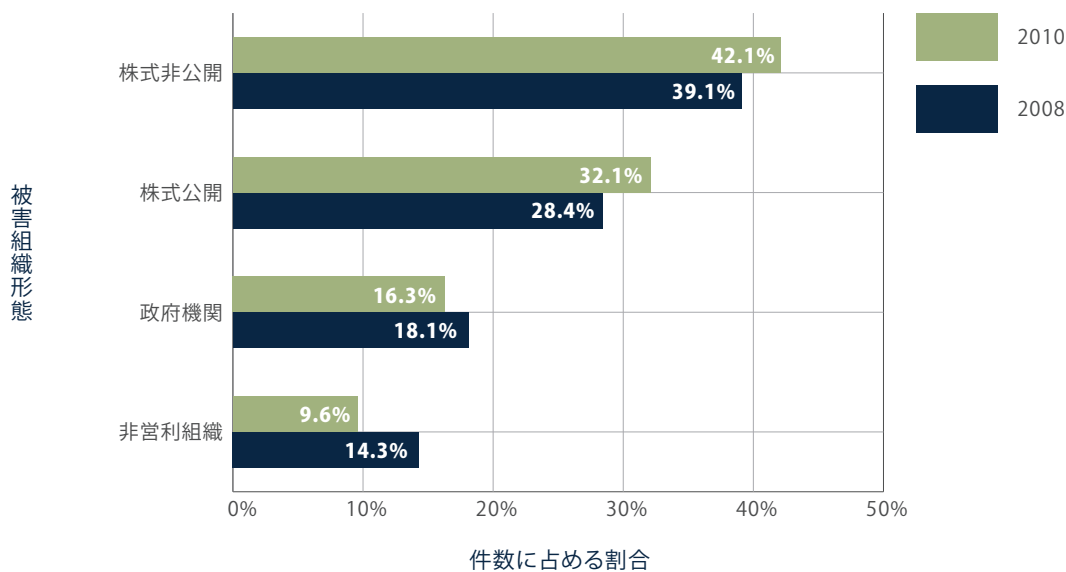
組織の形態

Type of Organizations

被害組織の4割以上が株式非公開企業であり、約1/3は株式公開企業である。つまり、被害組織全体のほぼ3/4は営利企業である。政府機関で起きた不正は全体の16%、非営利組織の割合は最も低く、10%に満たなかった。

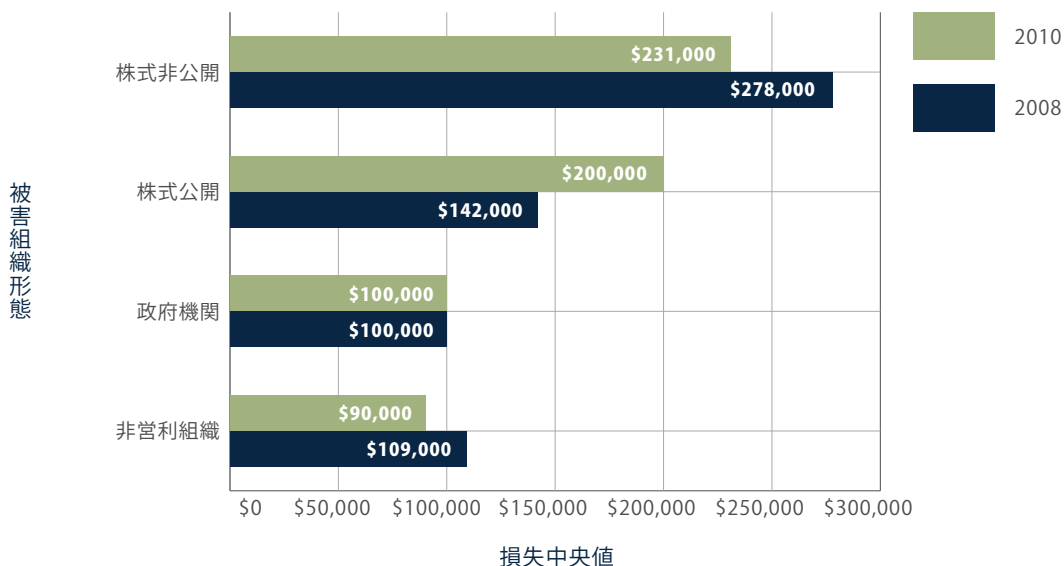
営利企業は最も多くの不正の被害に遭っているだけでなく、被害金額も最高となっている。損失中央値は、株式非公開企業が23万1000ドル、株式公開企業は20万ドルとなっている（28ページ参照）。対照的に、政府機関や非営利組織における損失の中央値はそれぞれ10万ドル、9万ドルと営利企業の約半額である。

被害組織形態 — 発生頻度



被害組織 (Victim Organizations)

被害組織形態 — 損失中央値



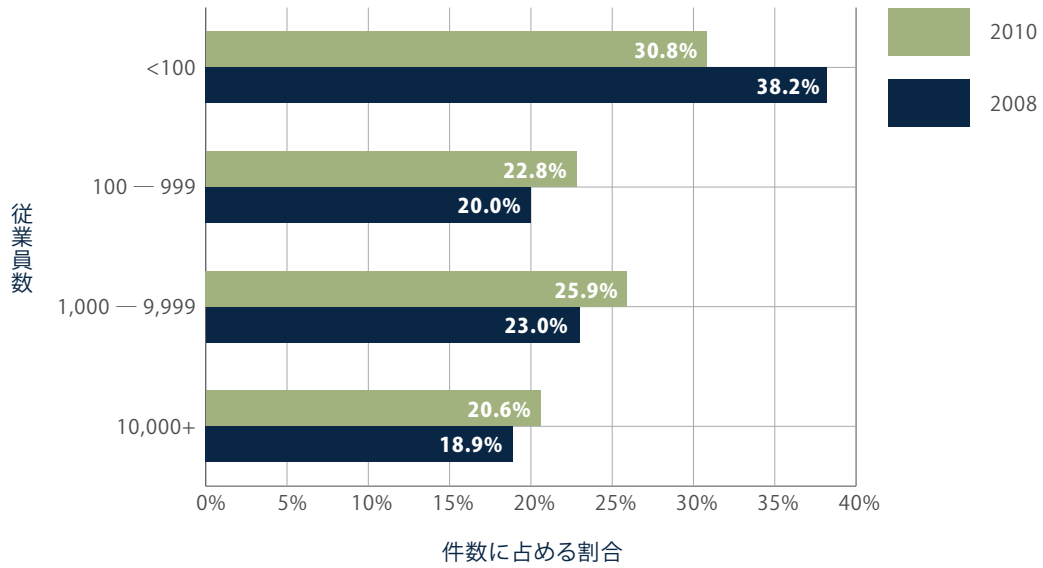
組織の規模 Size of Organizations

過去の研究における傾向と同様に、本研究（2010年の研究）においても中小企業（従業員100名未満）における不正の件数が最も多く、全体の30%に上った。

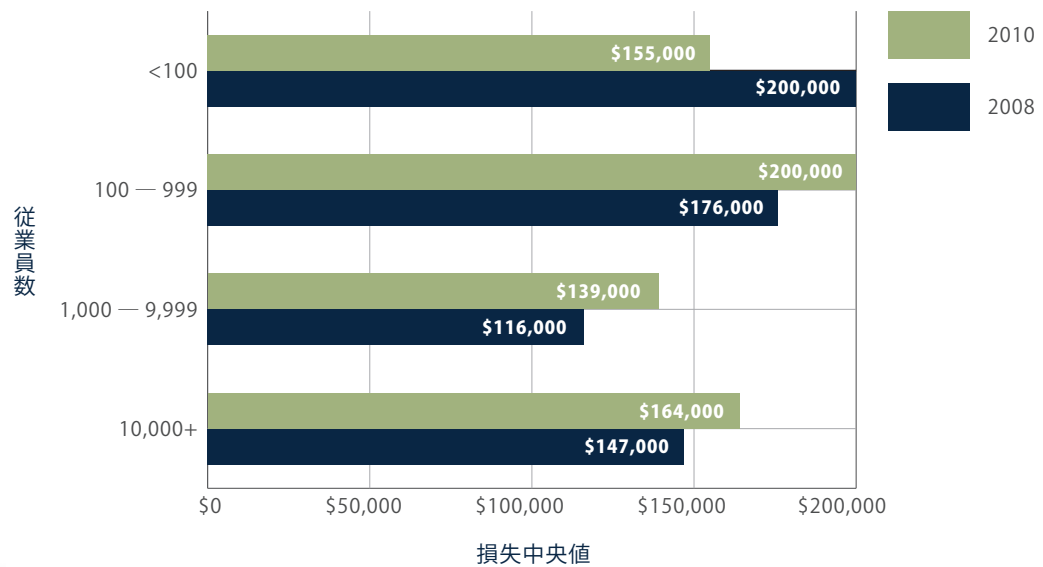
しかし、過去の研究結果とは対照的に、規模による件数の差は比較的小さく、従業員100名～999名の組織が23%、1,000名～9,999名が26%、1万名以上が21%となっている。

さらに、損失額の面においても、従来は中小企業の被害額が突出しており、2006年、2008年の研究では従業員100名未満の組織における損失中央値が最大であった。しかし、今回の結果は異なっており、米国外の国々を調査対象に加えたことによる影響があるのかどうかを確認するため、さらに分析を加えた。

被害組織規模 — 発生頻度



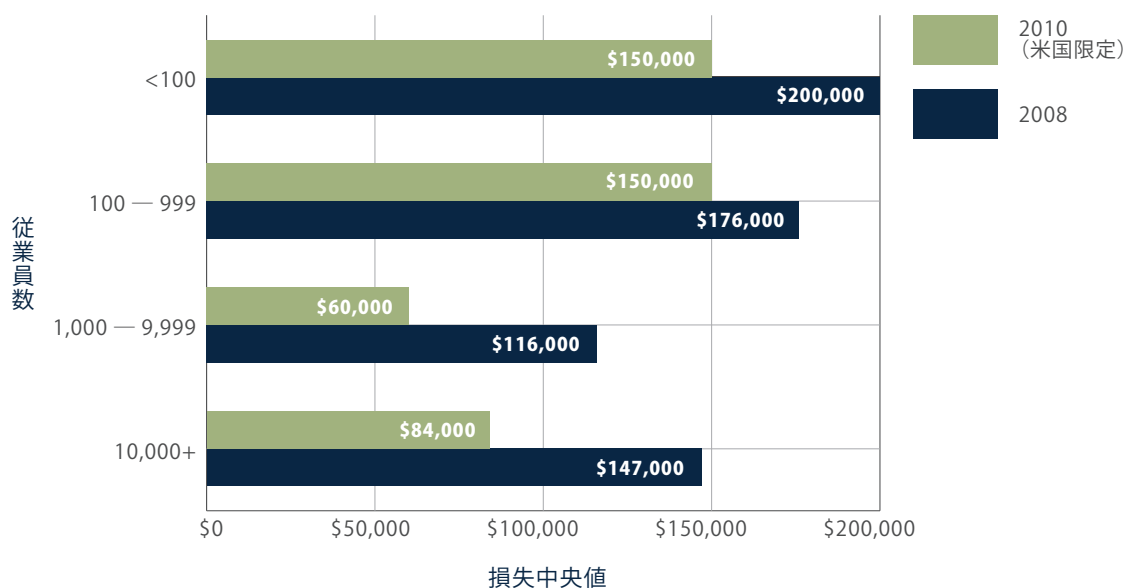
被害組織規模 — 損失中央値



被害組織 (Victim Organizations)

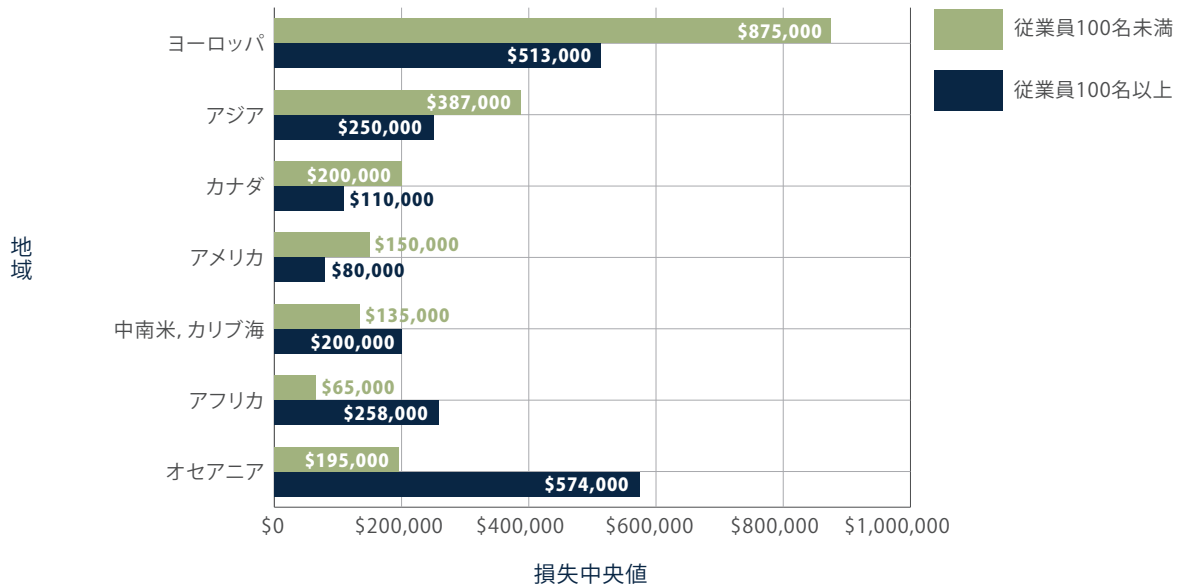
米国内の事例だけを抽出して2008年のデータと比較すると、各カテゴリーの数値は当然小さくなるものの、従業員100名未満の組織が被った損失が最大となる。これは過去の傾向と類似しており、米国においては、確かに中小企業における職業上の不正の被害額が突出していることを示している。

被害組織規模(米国限定) — 損失中央値



各地域における状況に目を向けると、中小企業における被害状況の分析結果はより興味深い。ヨーロッパ、アジア、カナダおよび米国においては、従業員100名未満の組織における損失中央値が他を大きく上回っている。対照的に、中南米およびカリブ海諸国、アフリカ、オセアニアでは従業員100名以上の組織のほうが多額の損失を被っている。

被害組織規模 — 地域別 損失中央値



中小企業における不正の手口

Methods of Fraud in Small Businesses

中小企業が直面する不正対策上の課題は多種多様であるため、それらの企業においてどのような種類の不正が多発しているかを知ることは有益である。それにより、中小企業は限られた資源を最もリスクの高い分野に集中的に投入することができる。

もちろん、組織が抱えるリスクは業種、事業環境、業務プロセス、組織文化など多くの要因に依存する。とはいえ、中小企業においてどのような不正スキームが多用されるかを考察することは、不正の問題への理解を深める助けとなり得る。

中小企業（従業員100名未満） — 537件

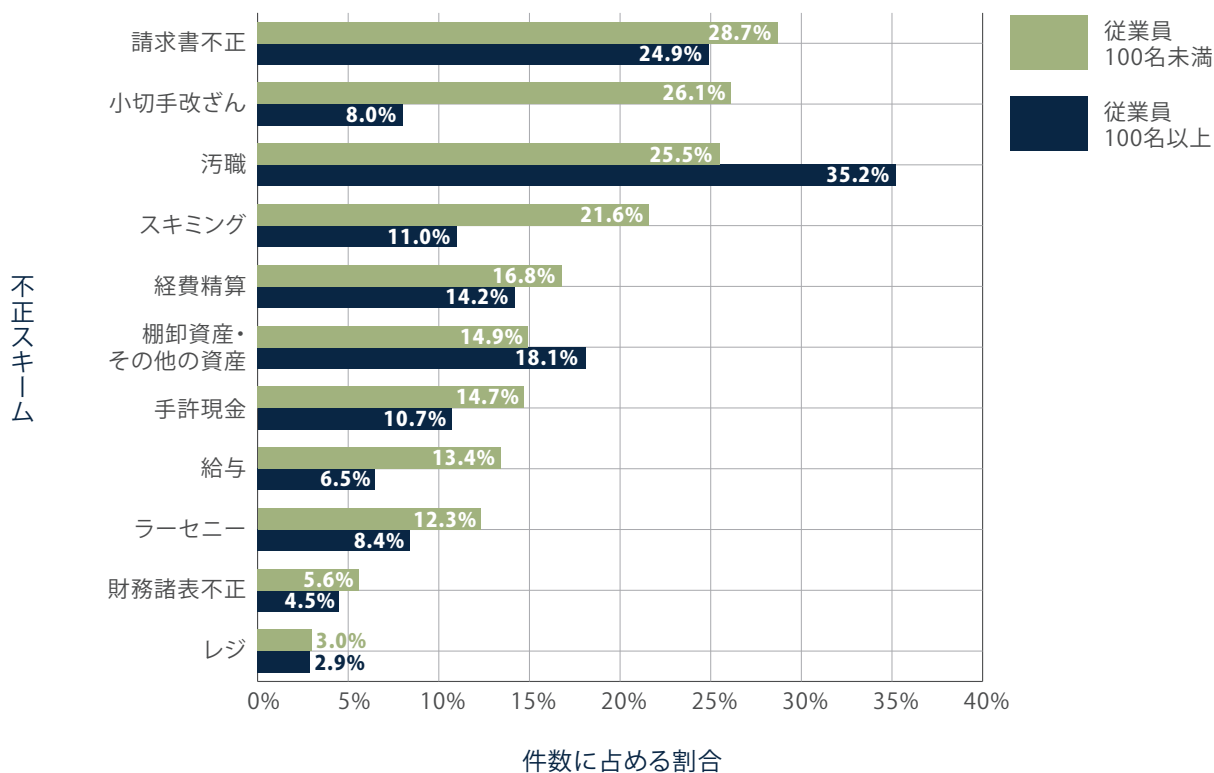
不正スキーム	件数	件数に占める割合 ¹⁰
請求書不正	154	28.7%
小切手改ざん	140	26.1%
汚職	137	25.5%
スキミング	116	21.6%
経費精算	90	16.8%
棚卸資産・その他の資産	80	14.9%
手許現金	79	14.7%
給与	72	13.4%
ラーセニー	66	12.3%
財務諸表不正	30	5.6%

¹⁰本書表中の割合合計が100%を超えているのは、2つ以上の該当項目が存在、または複数の回答が選択されたためである。

被害組織 (Victim Organizations)

以下の表が示すとおり、中小企業では他に比べて小切手改ざんスキームの発生頻度が非常に高い。また、スキミング、給与不正もより多く発生している。これらの傾向は理にかなっている。なぜならば、これらのスキームに係る機能（小切手作成、現金回収、給与計算）は、中小企業においては帳簿係など1人の従業員が担当する可能性が高く、担当者に対する管理も不十分になりがちだからである。大企業においては、これらの職務は分離され、取引の承認手続も整備されている場合が多い。逆に、汚職について見ると、中小企業における発生頻度は3番目に高いが、大規模組織に比べると少ない件数となっている。

被害組織規模別 不正の種類



組織の業種

Industry of Organizations

不正の被害に遭った組織を業種別分類した。以下の表に示すデータは、過去2年間にCFEが内部不正の調査を行った企業に関するものであり、一般的にどのような業種が不正の被害に遭いやすいかを示したものではないという点に留意することが重要である。しかし、業種別の発生頻度や損失額についていくつかの注目すべき相違点を示している。例えば、銀行・金融業界で発生した不正が最も多く、全体の16%以上を占める。本調査の対象期間（2008年1月～2009年12月）は銀行業界における新たな不正事件が多数発生したため、この結果は想定できる。対照的なのは鉱業部門で、件数は最低であったものの、損失中央値は100万ドルと業種別で最大であった。¹¹

被害組織 業種 (発生件数順)			
業種	報告件数	全体に占める割合	損失額
銀行/金融サービス	298	16.6%	\$175,000
製造	193	10.7%	\$300,000
政府、行政	176	9.8%	\$81,000
小売	119	6.6%	\$85,000
医療	107	5.9%	\$150,000
保険	91	5.1%	\$197,000
教育	90	5.0%	\$71,000
その他サービス	88	4.9%	\$109,000
建設	77	4.3%	\$200,000
ハイテク	65	3.6%	\$250,000
運輸および倉庫	62	3.4%	\$300,000
石油・ガス開発	57	3.2%	\$478,000
不動産	57	3.2%	\$475,000
専門サービス	51	2.8%	\$110,000
芸術、娯楽	49	2.7%	\$180,000
公益事業 (電気・ガス・水道)	45	2.5%	\$120,000
卸売	42	2.3%	\$513,000
宗教、慈善事業または社会奉仕活動	41	2.3%	\$75,000
情報通信	37	2.1%	\$131,000
農林水産および狩猟	27	1.5%	\$320,000
コミュニケーション/出版	16	0.9%	\$110,000
鉱業	12	0.7%	\$1,000,000

被害組織 業種 (損失中央値順)			
業種	報告件数	全体に占める割合	損失額
鉱業	12	0.7%	\$1,000,000
卸売	42	2.3%	\$513,000
石油・ガス開発	57	3.2%	\$478,000
不動産	57	3.2%	\$475,000
農林水産および狩猟	27	1.5%	\$320,000
製造	193	10.7%	\$300,000
運輸および倉庫	62	3.4%	\$300,000
ハイテク	65	3.6%	\$250,000
建設	77	4.3%	\$200,000
保険	91	5.1%	\$197,000
芸術、娯楽	49	2.7%	\$180,000
銀行/金融サービス	298	16.6%	\$175,000
医療	107	5.9%	\$150,000
情報通信	37	2.1%	\$131,000
公益事業 (電気・ガス・水道)	45	2.5%	\$120,000
専門サービス	51	2.8%	\$110,000
コミュニケーション/出版	16	0.9%	\$110,000
その他サービス	88	4.9%	\$109,000
小売	119	6.6%	\$85,000
政府、行政	176	9.8%	\$81,000
宗教、慈善事業または社会奉仕活動	41	2.3%	\$75,000
教育	90	5.0%	\$71,000

¹¹当業種のサンプルは12件とごくわずかであり、損失中央値の結果の信頼性に影響している可能性もある。

被害組織 (Victim Organizations)

以下の表には、50件以上の不正が報告された各業種において用いられたスキームが、件数順に記載されている。12結果の多くは予想されたものである。例えば、手元現金の窃取（金庫からの現金窃取を含む）の発生割合は全体では12%に過ぎないが、銀行・金融サービス業では22%を占めている。同様に、現金以外の資産の窃取およびレジからの不正支出は小売業界でより頻発しているが、これは、同業界では在庫品やレジが関連する取引が他の業界よりも頻繁に行われることから納得できる。スキームの業種別特性を検証することにより、組織が不正対策の資源を追加配分すべき業務プロセスや機能を決めるためには、不正リスクを具体的に考慮する必要があるということが浮き彫りになる。

銀行/金融サービス — 298件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	101	33.9%
手許現金	64	21.5%
請求書不正	37	12.4%
小切手改ざん	35	11.7%
棚卸資産・その他の資産	33	11.1%
スキミング	32	10.7%
ラーセニー	29	9.7%
経費精算	20	6.7%
財務諸表不正	16	5.4%
給与	9	3.0%
レジ	8	2.7%

製造 — 193件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	75	38.9%
請求書不正	73	37.8%
棚卸資産・その他の資産	45	23.3%
経費精算	43	22.3%
小切手改ざん	22	11.4%
スキミング	20	10.4%
給与	20	10.4%
手許現金	15	7.8%
ラーセニー	14	7.3%
財務諸表不正	14	7.3%
レジ	2	1.0%

政府・行政機関 — 176件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	57	32.4%
請求書不正	43	24.4%
経費精算	32	18.2%
棚卸資産・その他の資産	30	17.0%
ラーセニー	25	14.2%
小切手改ざん	24	13.6%
スキミング	23	13.1%
手許現金	21	11.9%
給与	20	11.4%
財務諸表不正	5	2.8%
レジ	5	2.8%

小売 — 119件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
棚卸資産・その他の資産	39	32.8%
汚職	26	21.8%
スキミング	19	16.0%
ラーセニー	17	14.3%
請求書不正	16	13.4%
手許現金	16	13.4%
レジ	14	11.8%
小切手改ざん	10	8.4%
経費精算	8	6.7%
財務諸表不正	7	5.9%
給与	3	2.5%

※本書表中の割合合計が100%を超えているのは、2つ以上の該当項目が存在、または複数の回答が選択されたためである。

医療事業 — 107件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	31	29.0%
スキミング	24	22.4%
請求書不正	23	21.5%
棚卸資産・その他の資産	21	19.6%
小切手改ざん	13	12.1%
経費精算	12	11.2%
給与	10	9.3%
手許現金	9	8.4%
ラーセニー	8	7.5%
財務諸表不正	4	3.7%
レジ	1	0.9%

保険業 — 91件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	30	33.0%
請求書不正	19	20.9%
小切手改ざん	15	16.5%
スキミング	13	14.3%
棚卸資産・その他の資産	9	9.9%
手許現金	9	9.9%
ラーセニー	8	8.8%
経費精算	7	7.7%
給与	6	6.6%
財務諸表不正	3	3.3%
レジ	3	3.3%

教育事業 — 90件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
請求書不正	38	42.2%
汚職	22	24.4%
スキミング	19	21.1%
経費精算	15	16.7%
棚卸資産・その他の資産	11	12.2%
ラーセニー	11	12.2%
給与	9	10.0%
小切手改ざん	7	7.8%
手許現金	7	7.8%
財務諸表不正	1	1.1%
レジ	0	0.0%

その他サービス — 88件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	25	28.4%
スキミング	22	25.0%
請求書不正	22	25.0%
小切手改ざん	14	15.9%
給与	13	14.8%
経費精算	12	13.6%
棚卸資産・その他の資産	11	12.5%
ラーセニー	9	10.2%
手許現金	8	9.1%
財務諸表不正	7	8.0%
レジ	5	5.7%

建設業 — 77件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	35	45.5%
請求書不正	23	29.9%
小切手改ざん	14	18.2%
スキミング	12	15.6%
棚卸資産・その他の資産	12	15.6%
経費精算	10	13.0%
給与	7	9.1%
ラーセニー	7	9.1%
財務諸表不正	4	5.2%
手許現金	3	3.9%
レジ	0	0.0%

ハイテク産業 — 65件		
不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	28	43.1%
請求書不正	19	29.2%
経費精算	17	26.2%
棚卸資産・その他の資産	16	24.6%
小切手改ざん	10	15.4%
財務諸表不正	10	15.4%
スキミング	6	9.2%
手許現金	5	7.7%
給与	4	6.2%
ラーセニー	4	6.2%
レジ	2	3.1%

被害組織 (Victim Organizations)

運輸および倉庫 — 62件

不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	22	35.5%
請求書不正	20	32.3%
棚卸資産・その他の資産	16	25.8%
給与	9	14.5%
スキミング	8	12.9%
ラーセニー	7	11.3%
財務諸表不正	5	8.1%
小切手改ざん	5	8.1%
経費精算	5	8.1%
手許現金	4	6.5%
レジ	0	0.0%

石油・ガス開発 — 57件

不正スキーム	発生件数	件数の割合
汚職	31	54.4%
請求書不正	18	31.6%
経費精算	9	15.8%
棚卸資産・その他の資産	8	14.0%
小切手改ざん	6	10.5%
スキミング	4	7.0%
手許現金	4	7.0%
ラーセニー	3	5.3%
財務諸表不正	2	3.5%
給与	2	3.5%
レジ	0	0.0%

建設 — 57件

不正スキーム	発生件数	件数の割合
請求書不正	19	33.3%
小切手改ざん	18	31.6%
汚職	12	21.1%
経費精算	12	21.1%
スキミング	11	19.3%
ラーセニー	9	15.8%
給与	8	14.0%
手許現金	8	14.0%
棚卸資産・その他の資産	7	12.3%
財務諸表不正	2	3.5%
レジ	0	0.0%

専門サービス — 51件

不正スキーム	発生件数	件数の割合
請求書不正	15	29.4%
経費精算	14	27.5%
小切手改ざん	12	23.5%
スキミング	9	17.6%
汚職	6	11.8%
給与	5	9.8%
手許現金	5	9.8%
ラーセニー	5	9.8%
財務諸表不正	4	7.8%
棚卸資産・その他の資産	2	3.9%
レジ	0	0.0%

業種別の汚職事例

Corruption Cases by Industry

汚職は特定の地域において多発しているが、業種別にみても、特に汚職のリスクにさらされやすいと考えられる業種がある。例えば、鉱業、石油ガス、建設などの業種は、トランスペアレンシー・インターナショナルが公表している2008年版贈賄指数（2008 Bribe Payers Index、¹³）において、汚職行為の2類型である贈賄および公務員に対する私的便益の提供（state capture）において、上位5業種にランクされている。本研究における汚職の発生頻度でも、これらの3業種は上位を占めている。これに卸売業も含めた4業種においては、発生した不正の45%以上が何らかの汚職行為に該当している。

業種別汚職件数				
業種	件数	汚職件数	汚職件数の占める割合	
鉱業	12	7	58.3%	
石油・ガス開発	57	31	54.4%	
卸売	42	20	47.6%	
建設	77	35	45.5%	
ハイテク	65	28	43.1%	
製造	193	75	38.9%	
農林水産および狩猟	27	10	37.0%	
公益事業（電気・ガス・水道）	45	16	35.6%	
運輸および倉庫	62	22	35.5%	
銀行/金融サービス	298	101	33.9%	
保険	91	30	33.0%	
政府、行政	176	57	32.4%	
コミュニケーション/出版	16	5	31.3%	
医療	107	31	29.0%	
その他サービス	88	25	28.4%	
芸術、娯楽	49	13	26.5%	
教育	90	22	24.4%	
小売	119	26	21.8%	
情報通信	37	8	21.6%	
不動産	27	12	21.1%	
宗教、慈善事業または社会奉仕活動	41	6	14.6%	
専門サービス	51	6	11.8%	

¹³ トランスペアレンシー・インターナショナル、2008年版贈賄指数(Berlin: Transparency International, 2008). <http://www.transparency.org/content/download/39275/622457>

被害組織 (Victim Organizations)

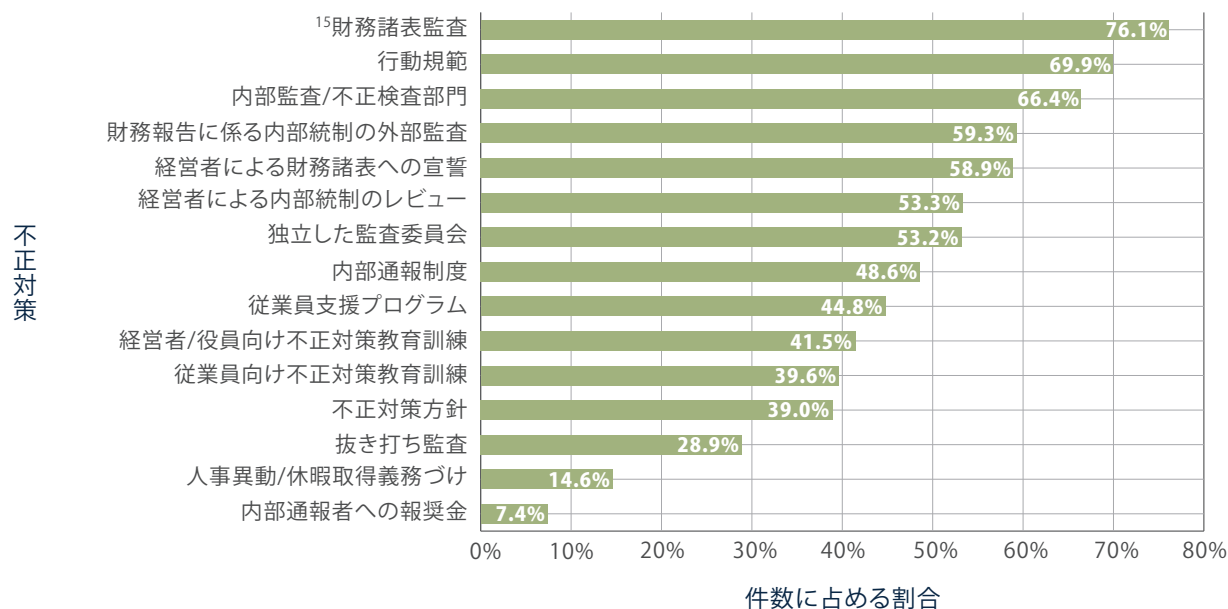
被害組織における不正対策

Anti-Fraud Controls at Victim Organizations

アンケートの回答者に典型的な不正対策の選択肢を示し、回答者が調査した不正が行われていた時に被害組織が実施していた不正対策を答えてもらった。以下に示すデータと、前述の不正発見方法に関する議論とは一線を画する必要がある。なぜなら以下のデータは単に不正発生時に存在していた対策であり、必ずしもそれが不正発見に寄与したわけではないからである。以下のデータが示すとおり被害組織の3/4以上が外部監査人による財務諸表監査（以下、財務諸表監査）を受けており、2/3は内部監査または不正検査の専門部署を設けていた。また、約6割が財務報告に係る内部統制の独立した監査を受けていた。さらに、約7割の被害組織は、不正発生時に正式な行動規範を設けていた。しかし、正式な不正対策方針を有していた組織は39%に止まった。

不正発見方法に関して前述したとおり（16ページ）、通報による不正発見が最も多かったが、不正発生時に通報制度を運用していた被害組織は半分以下であった。通報制度の存在は、組織の不正発見能力を高め、不正による損失を低減するということが示されており（43ページ）、通報制度を設置する組織の増加が望まれる。

不正対策の実施頻度¹⁴



¹⁴表中の割合合計が100%を超えているのは、不正発生時に被害組織に2つ以上の不正対策が整備されていたためである。

¹⁵財務諸表監査=外部監査人による財務諸表監査（以下、財務諸表監査）

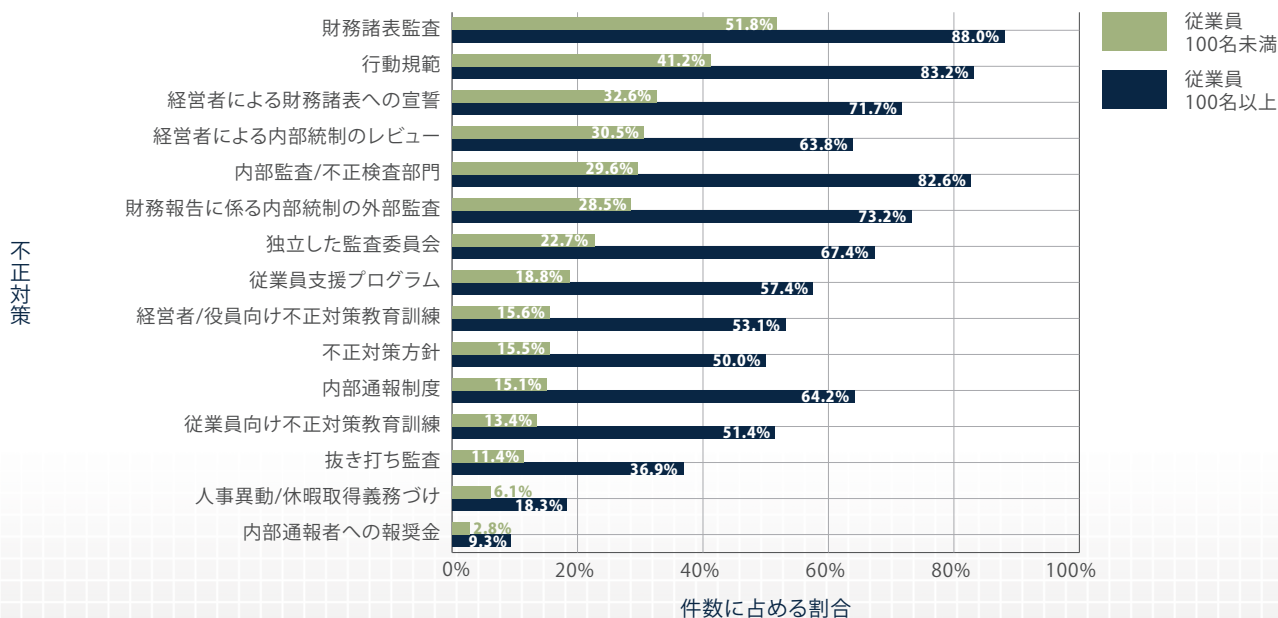
中小企業における不正対策

Anti-Fraud Controls at Small Businesses

ACFEは長らく、中小企業は、不正対策に投入できる資源の限界などから、特に不正のリスクにさらされやすいとの仮説を立ててきた。この仮説を検証するために、従業員数100名未満の企業における不正対策の実施状況を従業員数100名以上の企業における状況と比較した。その結果は仮説を裏付けるものとなった。すなわち、小規模企業で導入されている不正対策の数は確かに相対的に少なく、それが規模に不釣り合いな不正の被害を受ける要因となり得るということである。不正対策を講じるには相当のコストを伴うため、小規模企業では導入しにくいものもあるというのはある程度想定できるが、下図に示された較差には目を見張るものがある。例えば、外部監査の導入割合や内部監査または不正検査部門の設置割合が低いのは予測できるが、それほどコストが掛からないと思われる対策についても導入していない小規模企業が少なくない。従業員100名以上の企業の64%が経営者による統制手続、業務プロセス、勘定または取引のレビューを実施しているが、小規模企業で同様のモニタリングを実施しているのは半数に満たない。同様に、ほとんどコストがかからない不正や非倫理的行為を容認しないというメッセージを組織内に効果的に明示できる正式な行動規範および不正対策方針についても、小規模企業における導入割合は41%および16%に止まっており、従業員100名以上の企業における割合（83%および50%）に大きく水をあけられている。

おそらく最も懸念すべきは、内部通報制度の導入割合が、従業員100名以上では64%であるのに対して、小規模企業ではわずか15%に止まっている点であろう。前述のとおり、本研究においては一貫して、内部通報制度は不正発見に最も有効な手法である。さらに、43ページに示すとおり、内部通報制度を導入していた組織の損失中央値は、導入していなかった組織に比べて59%低いという結果も得られている。このことから、内部通報制度を導入すれば、小規模企業オーナーが従業員不正から資産を保全するうえで大いに役立つといえるだろう。

被害組織規模別 不正対策の実施頻度



被害組織 (Victim Organizations)

地域別の不正対策

Anti-Fraud Controls by Region

地域別の不正対策にどのような違いがあるかを調べるため、被害組織の所在地域別に不正対策の実施状況を分析した。下表は不正発生時に各不正対策を導入していた組織の割合を地域別にまとめたものである。

地域別に導入状況には、興味深い差異がみられる。特に、いくつかの不正対策については、先進国地域よりも発展途上国地域における導入割合が顕著に高くなっている。たとえば、中南米およびカリブ海地域の組織は、財務諸表および財務報告に係る内部統制の外部監査ならびに内部通報制度の導入割合が最も高い。同様に、行動規範、内部監査または不正検査部門の設置、経営者による財務諸表への宣誓、独立した監査委員会、不正対策方針、通報者への報奨金などの対策は、アフリカ地域の組織における導入率が最も高く、経営者によるレビュー、抜き打ち監査、人事異動または休暇取得義務づけの方針などはアジア地域での導入率が最も高い。逆に、米国においては、これらの対策のうちのいくつかの導入率が最低水準にある。

財務諸表監査	
地域	件数の割合
中南米、カリブ海	87.1%
ヨーロッパ	86.0%
アフリカ	85.7%
アジア	83.9%
カナダ	80.8%
オセアニア	75.0%
アメリカ	70.4%

行動規範	
地域	件数の割合
アフリカ	80.4%
中南米、カリブ海	74.3%
ヨーロッパ	73.9%
カナダ	73.7%
オセアニア	72.5%
アジア	68.5%
アメリカ	68.0%

内部監査/不正検査部門	
地域	件数の割合
アフリカ	84.8%
ヨーロッパ	76.4%
アジア	73.2%
中南米、カリブ海	72.9%
カナダ	61.6%
アメリカ	60.9%
オセアニア	50.0%

財務報告監査 ¹⁶	
地域	件数の割合
中南米、カリブ海	65.7%
アジア	64.4%
アフリカ	64.3%
アメリカ	58.2%
カナダ	57.6%
ヨーロッパ	56.7%
オセアニア	52.5%

¹⁶財務報告監査=財務報告に係る内部統制の外部監査

経営者による財務諸表への宣誓

地域	件数の割合
アフリカ	68.8%
カナダ	65.7%
オセアニア	65.0%
アジア	62.8%
ヨーロッパ	62.4%
アメリカ	56.0%
中南米、カリブ海	51.4%

経営者による内部統制のレビュー

地域	件数の割合
アジア	59.4%
ヨーロッパ	54.8%
カナダ	53.5%
アフリカ	52.7%
オセアニア	52.5%
アメリカ	51.6%
中南米、カリブ海	50.0%

独立した監査委員会

地域	件数の割合
アフリカ	63.4%
カナダ	59.6%
オセアニア	57.5%
アジア	54.7%
中南米、カリブ海	54.3%
ヨーロッパ	54.1%
アメリカ	50.8%

内部通報制度

地域	件数の割合
中南米、カリブ海	52.9%
アメリカ	52.0%
アフリカ	47.3%
ヨーロッパ	45.9%
アジア	43.3%
カナダ	41.4%
オセアニア	25.0%

従業員支援プログラム

地域	件数の割合
カナダ	57.6%
アメリカ	54.8%
オセアニア	45.0%
アフリカ	38.4%
中南米、カリブ海	30.0%
ヨーロッパ	28.0%
アジア	22.5%

経営者/役員向け不正対策教育訓練

地域	件数の割合
アメリカ	44.5%
アフリカ	41.1%
アジア	40.9%
ヨーロッパ	37.6%
中南米、カリブ海	37.1%
カナダ	30.3%
オセアニア	25.0%

従業員向け不正対策教育訓練

地域	件数の割合
アメリカ	42.7%
アフリカ	39.3%
ヨーロッパ	37.6%
アジア	37.2%
中南米、カリブ海	32.9%
カナダ	29.3%
オセアニア	22.5%

不正対策方針

地域	件数の割合
アフリカ	49.1%
アメリカ	38.7%
中南米、カリブ海	38.6%
カナダ	38.4%
アジア	36.6%
ヨーロッパ	36.3%
オセアニア	32.5%

被害組織 (Victim Organizations)

抜き打ち監査	
地域	件数の割合
アジア	39.3%
アフリカ	30.4%
カナダ	28.3%
アメリカ	27.2%
ヨーロッパ	24.8%
中南米、カリブ海	24.3%
オセアニア	15.0%

人事異動/休暇取得義務づけ	
地域	件数の割合
アジア	21.8%
アフリカ	20.5%
ヨーロッパ	14.0%
カナダ	13.1%
アメリカ	12.6%
中南米、カリブ海	11.4%
オセアニア	5.0%

内部通報者への報奨金	
地域	件数の割合
アフリカ	9.8%
アジア	9.4%
アメリカ	7.4%
中南米、カリブ海	5.7%
カナダ	4.0%
ヨーロッパ	3.8%
オセアニア	2.5%

対策の有効性

Effectiveness of Controls

各不正対策について、不正発生時に導入していた組織とそうでない組織が被った損失中央値を比較した。差額が最も大きかったのは内部通報制度で、同対策の有効性の高さを裏付ける結果となった。従業員支援プログラム、抜き打ち監査、全階層向け不正対策教育訓練を実施していた組織の損失中央値は50%以上低かった。興味深いことに、最も普及した対策である財務諸表監査の有無による損失中央値の差異は最も少なかった。

不正対策の実施状況に基づく損失額の比較

統制手続き ¹⁷	実施割合	実施組織	未実施組織	削減率
内部通報制度	48.6%	\$100,000	\$245,000	59.2%
従業員支援プログラム	44.8%	\$100,000	\$244,000	59.0%
抜き打ち監査	28.9%	\$97,000	\$200,000	51.5%
従業員向け不正対策教育訓練	39.6%	\$100,000	\$200,000	50.0%
経営者/役員向け不正対策教育訓練	41.5%	\$100,000	\$200,000	50.0%
人事異動/休暇取得義務づけ	14.6%	\$100,000	\$188,000	46.8%
行動規範	69.9%	\$140,000	\$262,000	46.6%
不正対策方針	39.0%	\$120,000	\$200,000	40.0%
経営者による内部統制のレビュー	53.3%	\$120,000	\$200,000	40.0%
財務報告に係る内部統制の外部監査	59.3%	\$140,000	\$215,000	34.9%
内部監査/不正検査部門	66.4%	\$145,000	\$209,000	30.6%
独立した監査委員会	53.2%	\$140,000	\$200,000	30.0%
経営者による財務諸表への宣誓	58.9%	\$150,000	\$200,000	25.0%
財務諸表監査	76.1%	\$150,000	\$200,000	25.0%
内部通報者への報奨金	7.4%	\$119,000	\$155,000	23.2%

同様に、各不正対策の有無と不正の継続期間の関係を調べた。下表に示されたとおり、各不正対策の実施は不正の実行期間の短縮をもたらしているが、短縮率の大きさの傾向は、損失中央値の削減率の大きさの傾向とは異なる点は興味深い。

不正対策の実施状況に基づく存続期間の比較

統制手続き ¹⁷	実施割合	実施組織	未実施組織	削減率
経営者による内部統制のレビュー	53.3%	12ヶ月	24ヶ月	50.0%
内部監査/不正検査部門	66.4%	14ヶ月	24ヶ月	41.7%
財務報告に係る内部統制の外部監査	59.3%	15ヶ月	24ヶ月	37.5%
行動規範	69.9%	15ヶ月	24ヶ月	37.5%
抜き打ち監査	28.9%	12ヶ月	19ヶ月	36.8%
内部通報制度	48.6%	13ヶ月	20ヶ月	35.0%
経営者による財務諸表への宣誓	58.9%	15ヶ月	23ヶ月	34.8%
内部通報者への報奨金	7.4%	12ヶ月	18ヶ月	33.3%
人事異動/休暇取得義務づけ	14.6%	12ヶ月	18ヶ月	33.3%
財務諸表監査	76.1%	16ヶ月	24ヶ月	33.3%
不正対策方針	39.0%	13ヶ月	18ヶ月	27.8%
従業員向け不正対策教育訓練	39.6%	13ヶ月	18ヶ月	27.8%
経営者/役員向け不正対策教育訓練	41.5%	13ヶ月	18ヶ月	27.8%
独立した監査委員会	53.2%	15ヶ月	20ヶ月	25.0%
従業員支援プログラム	44.8%	15ヶ月	18ヶ月	16.7%

¹⁷ 財務諸表監査=外部監査人による財務諸表監査

被害組織 (Victim Organizations)

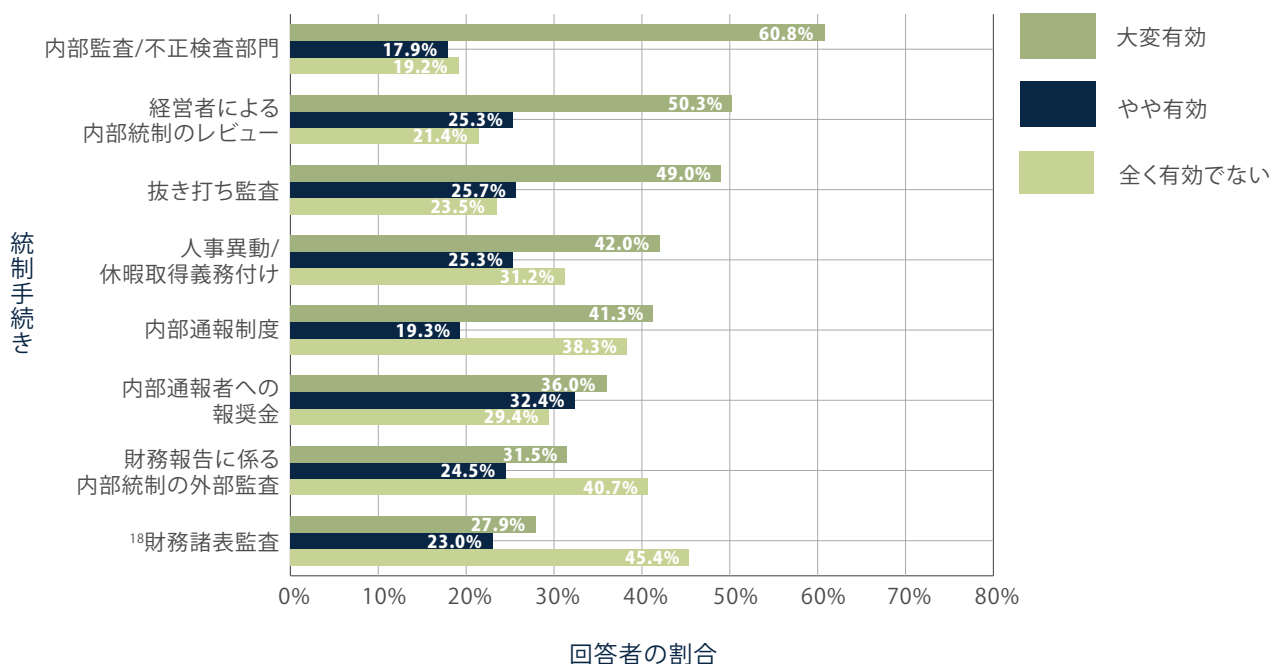
不正の発見または抑制における対策の重要性

Importance of Controls in Detecting or Limiting Fraud

すべての対策があらゆる不正に有効というわけではない。有効な統制メカニズムは不正スキームごとに異なり、実行者によっては、特定の統制手続きを巧みにかいくぐるのに長けている者もいるであろう。また、無効化のリスクにさらされやすい統制手続きも存在する。

本研究において報告された不正に対してどの統制手続きが最も有効であったかを検証するために、CFEへのアンケートにおいて、報告対象となった不正を発見・抑制するための対策の重要性をランクづけするよう依頼した。下図は、各統制手続きの有用性に関する回答者の意見を集約したものである。

対策の重要性：不正の発見と損失の抑制



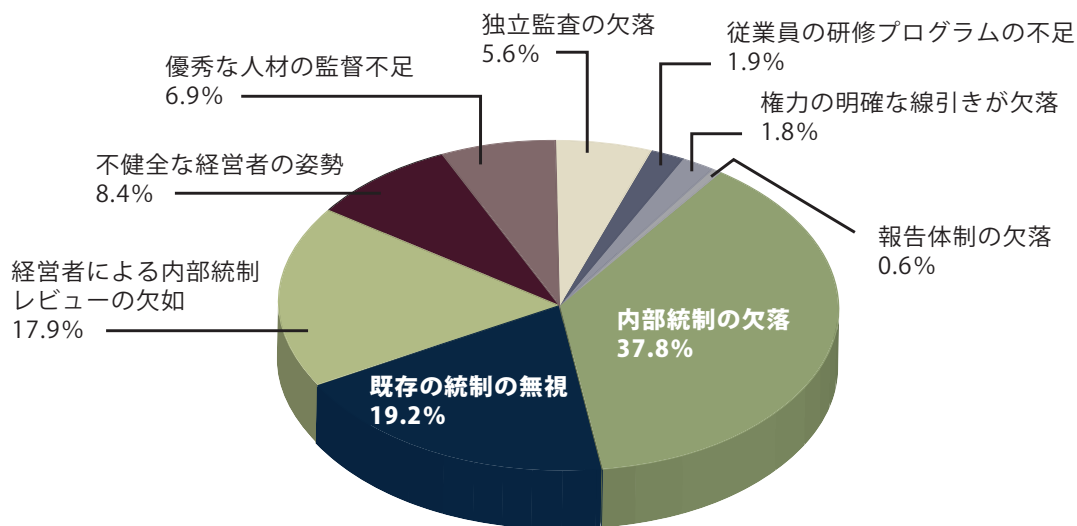
¹⁸財務諸表監査=外部監査人による財務諸表監査

不正を誘発した統制の脆弱性

Control Weaknesses That Contributed to Fraud

アンケートにおいて、回答者に不正を誘発する共通の問題を示し、回答者が調査した不正の主な発生要因と考えられるものを選択してもらった。最も多く挙げられたのは職務分離などの内部統制手続の欠如で、38%に達した。次いで、内部統制は存在したが実行者（単独または複数）により無効化された、が19%であった。興味深いことに、内部通報制度は不正の発見に最も有効であり、かつ、不正発生時の導入割合が5割に満たないにもかかわらず、重要な要因として挙げられた割合は最低であった（47ページ参照）。

CFEの観点からみる不正行為を誘発する要因

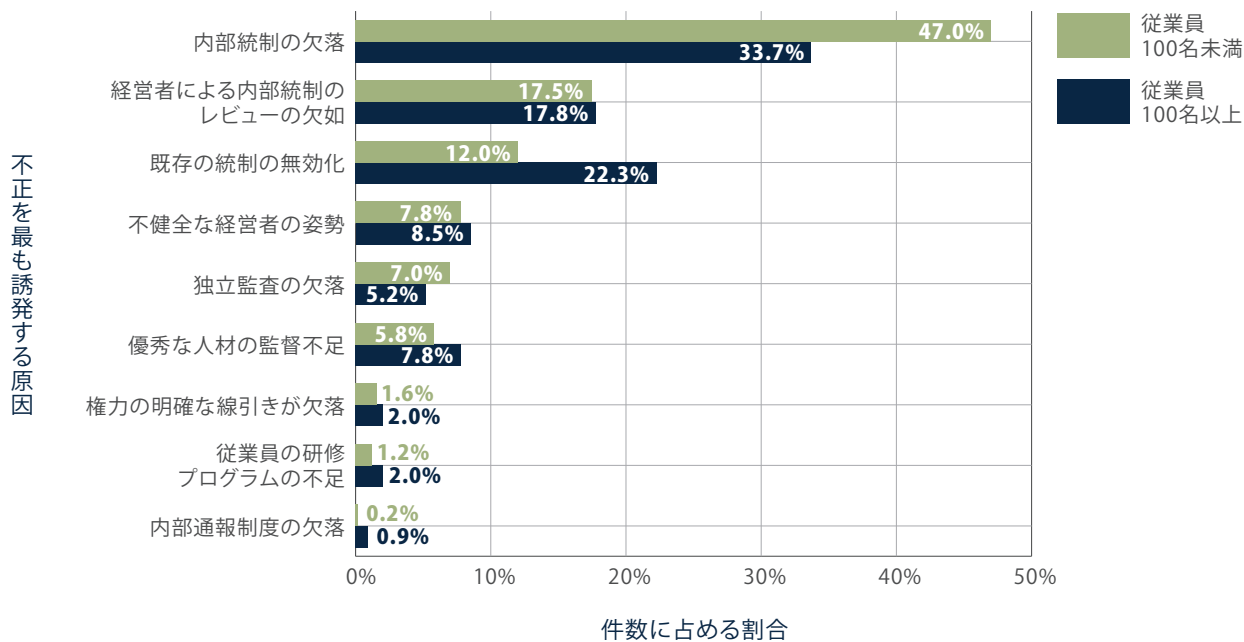


中小企業が直面する特有の問題について調べるため、従業員100名未満の組織にみられる内部統制の脆弱性を従業員100名以上の組織と比較した。46ページの上の図に示したとおり、中小企業においては、内部統制手続の不全が不正を容認したという状況が浮き彫りになっている。調査対象となった中小企業の約半数において、内部統制手続の欠落が不正発生の主要因として挙げられた。一方、統制の無効化を主要因とする不正は、大規模組織に比べて著しく少ないが、これは中小企業においては、無効化すべき内部統制手続が存在していない場合が多いためであろう。

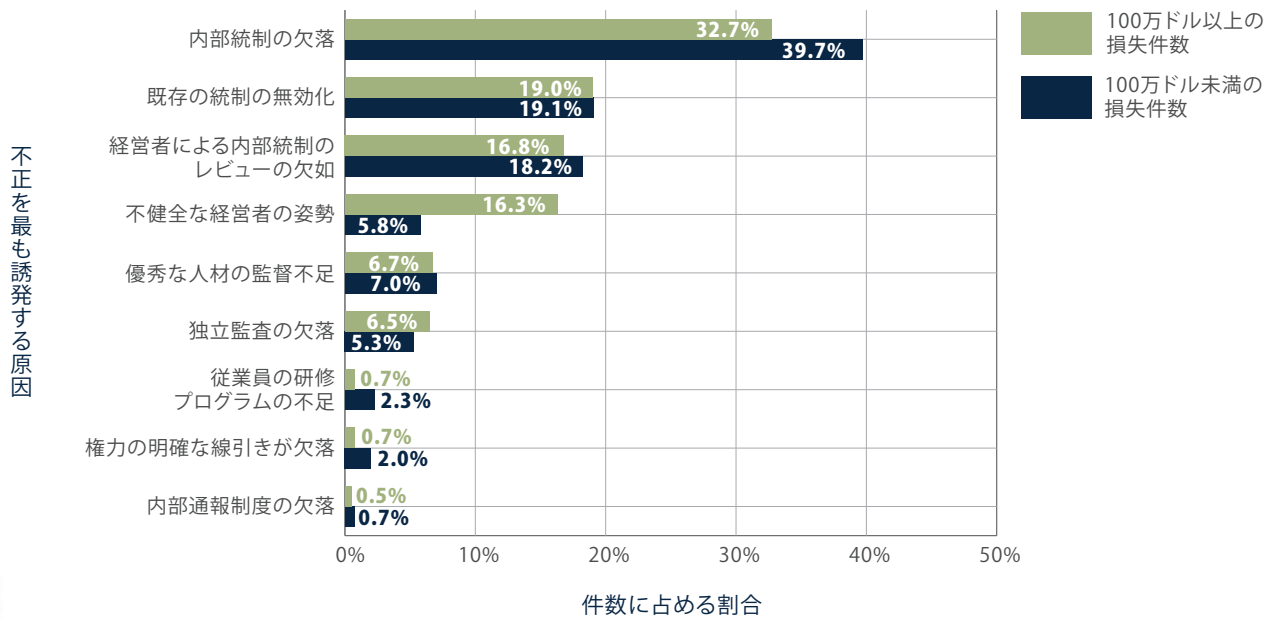
100万ドル以上の損失をもたらした大規模な不正を誘発した要因についても調べたところ、典型的な欠陥があることが明らかになった。それは、不健全な経営者の姿勢 (tone at the top) である。100万ドル規模の不正においてこの脆弱性が指摘された割合は、100万ドル未満の不正に比べて3倍に上った。

被害組織 (Victim Organizations)

被害組織規模別 不正を誘発する統制の脆弱性



被害額別 不正を誘発する統制の脆弱性

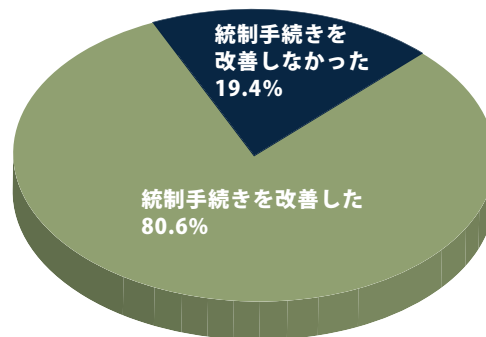


統制手続きの改善

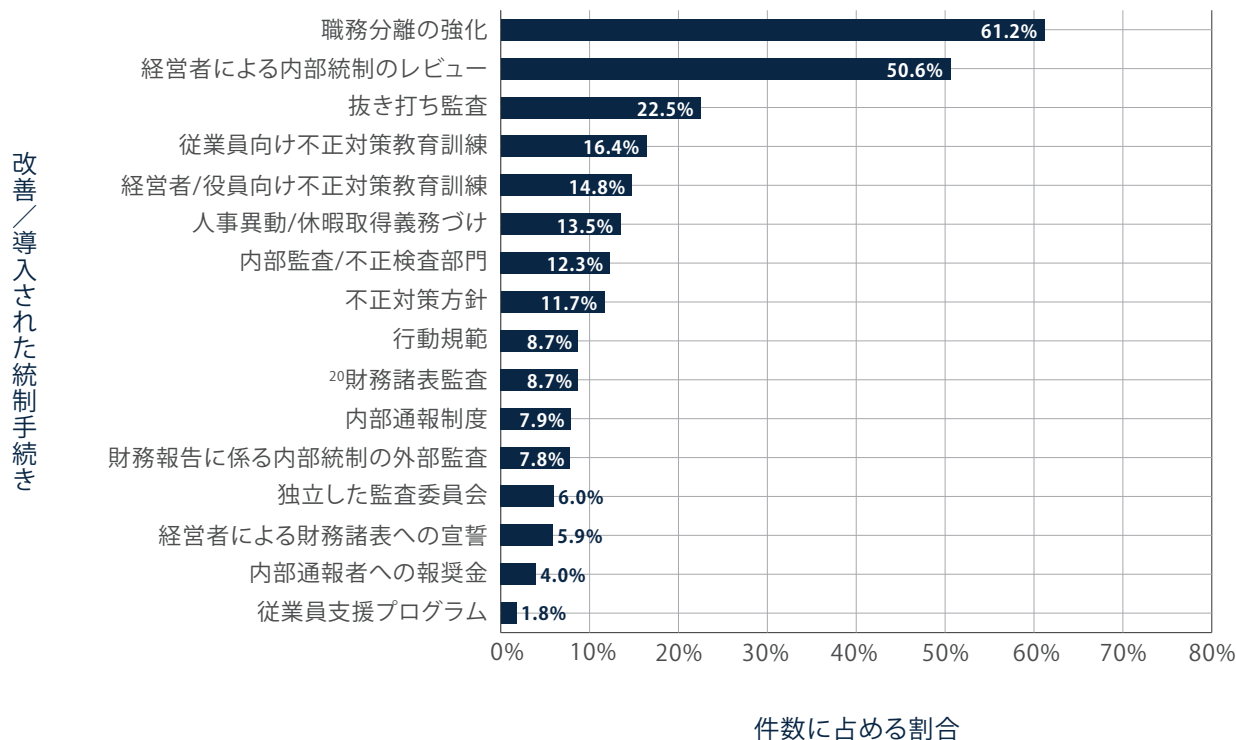
Modification of Controls

不正の発見を受けて、被害組織の80%が内部統制の改善または導入を図っている。この割合は高いが、一方で約2割の被害組織は不正を防止できなかった統制システム（あるいはシステムが欠如している状況）を継続しているということになる。不正発覚後に内部統制手続きの改善・導入を図った組織のうち、60%以上が職務の分離を強化し、半数以上が経営者による内部統制の正式なレビューを加えた。また、抜き打ち監査を導入した組織が23%あった。

不正発覚後、統制を改善した被害組織



不正の発覚を受けて改善または導入された内部統制手続き¹⁹



¹⁹表中の割合合計が100%を超えているのは、不正発生時に被害組織に2つ以上の不正対策が整備されていたためである。

²⁰財務諸表監査=外部監査人による財務諸表監査

実行者について (Perpetrators)

職業上の不正のレベルおよび損失額と、統計的情報（年齢、職業、性別、学歴、職位など）の関係をより深く理解するために、回答者に対して、不正の実行者に関する情報提供を求めた。実行者が複数いる事例では、第一の実行者（回答者である公認不正検査士が主犯と見なした人物）に関して回答してもらった。以下がその概要である。

実行者の職位

Perpetrator's Position

実行者の職位を従業員、管理職、オーナー/役員に分類した。実行者の職位別に見た事例の分布は、今回の調査では従業員と管理職に分布が若干傾いているものの、2008年の調査とほぼ類似の結果であった。

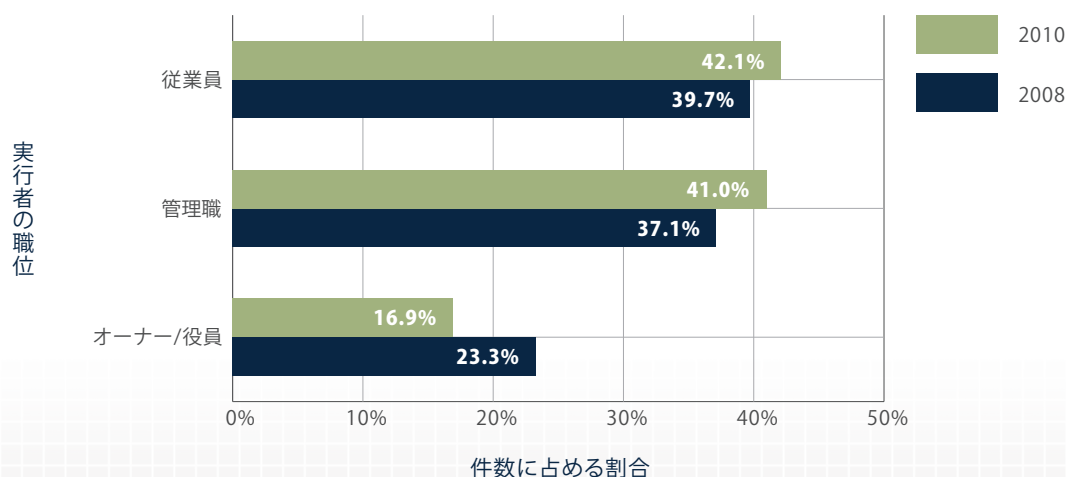
当然ながら、実行者の職位と損失額の間に強い相関関係が見られた。オーナー/役員による不正の損失中央値は、管理職の約3倍、従業員の約9倍であった。

実行者の特徴を理解するために、不正の実行者について情報を収集した。

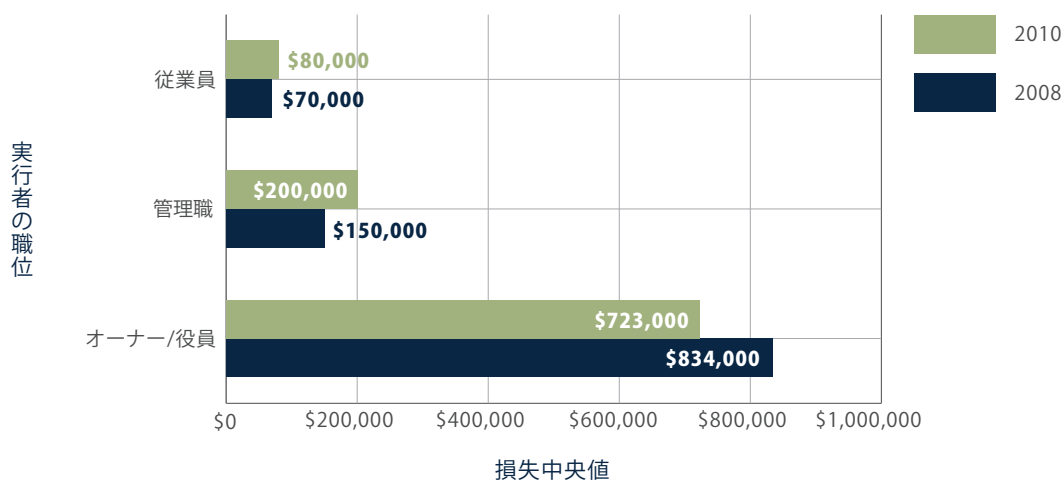


不正の80%以上は経理、オペレーション、営業、経営上層部、カスタマーサービス、仕入れの6部署に属する者によって行われていた。

実行者の職位 — 発生頻度



実行者の職位 — 損失中央値



右の図表が示すように、職位の高い実行者の不正ほど、発覚により長い時間を要している。通常、オーナー/役員による不正は発覚までに2年を要しており、従業員の約2倍であった。

発覚までの期間 (実行者の職位別)	
職位	期間
従業員	13
管理職	18
オーナー/役員	24

地域別に見た実行者の職位

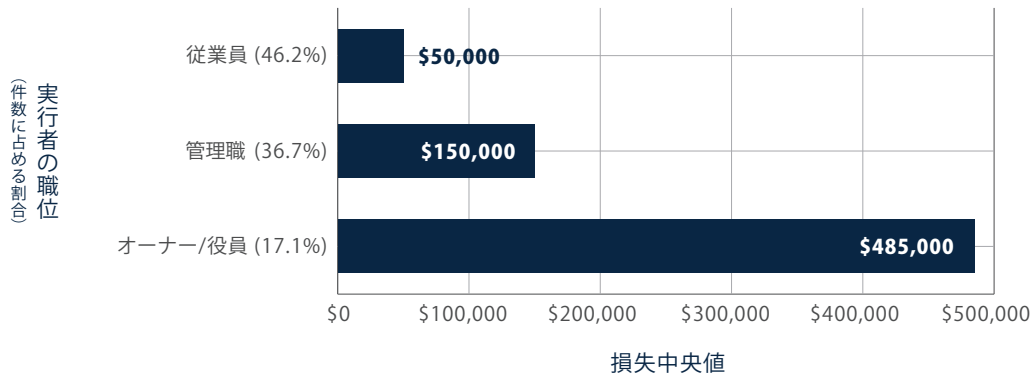
Position of Perpetrators by Region

50ページから52ページの図表は、各地域における実行者の職位別分布を示している。どの地域でも、報告された不正の12%~18%をオーナー/役員が占めており、その損失額は管理職または従業員のそれを大幅に上回った。

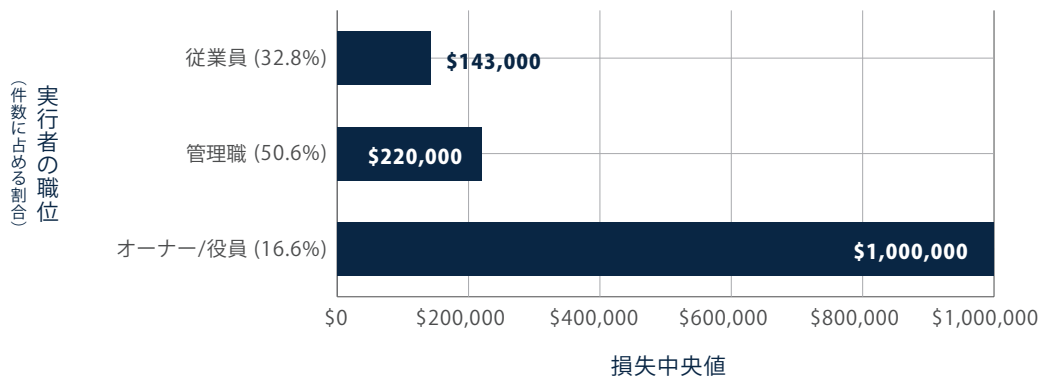
アメリカとカナダでは、不正の実行者は従業員が46%と最多であった。しかしながら、ヨーロッパ、アジア、中南米では、報告された職業上の不正の50%以上が管理職によるものであり、また、アフリカとオセアニアでは、管理職と従業員による不正の数はおよそ同等であった。

実行者について (Perpetrators)

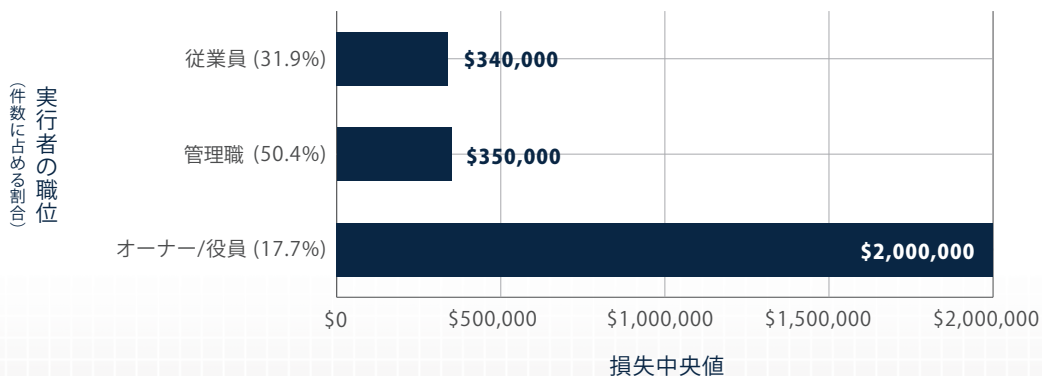
実行者の職位 (アメリカ) — 968件



実行者の職位 (アジア) — 259件

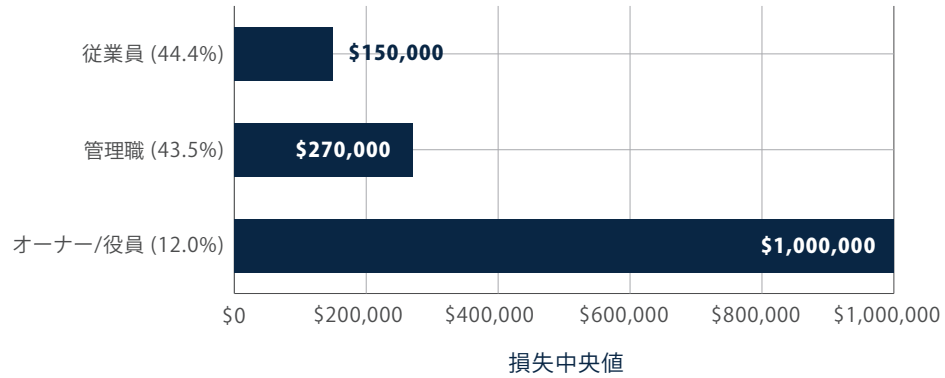


実行者の職位 (ヨーロッパ) — 141件



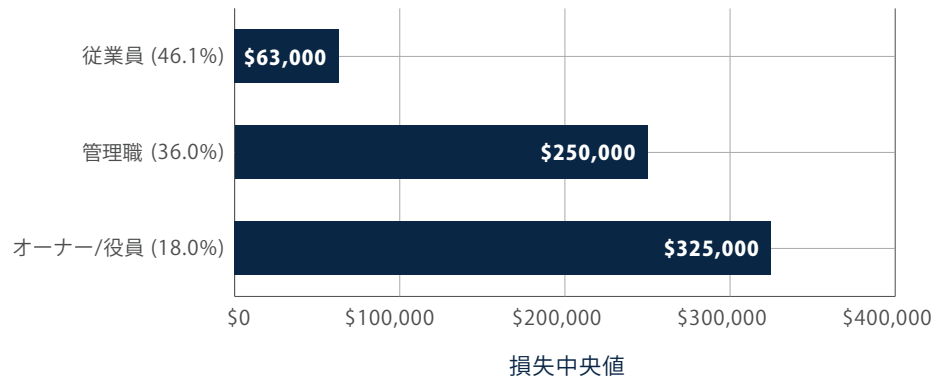
実行者の職位 (アフリカ) — 108件

実行者の職位
(件数に占める割合)



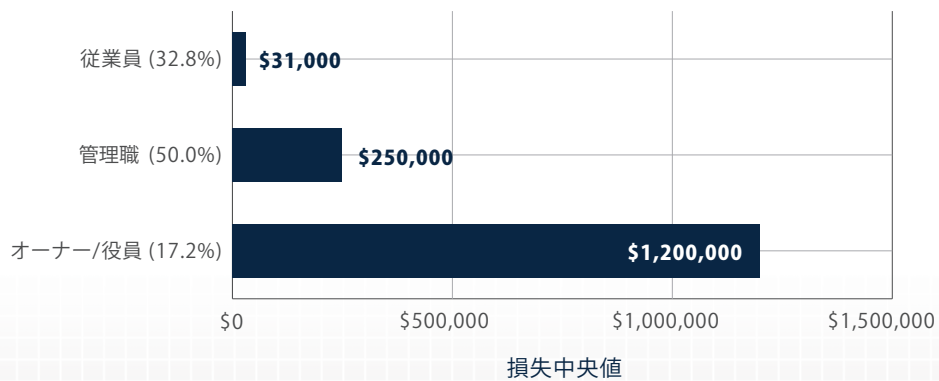
実行者の職位 (カナダ) — 89件

実行者の職位
(件数に占める割合)



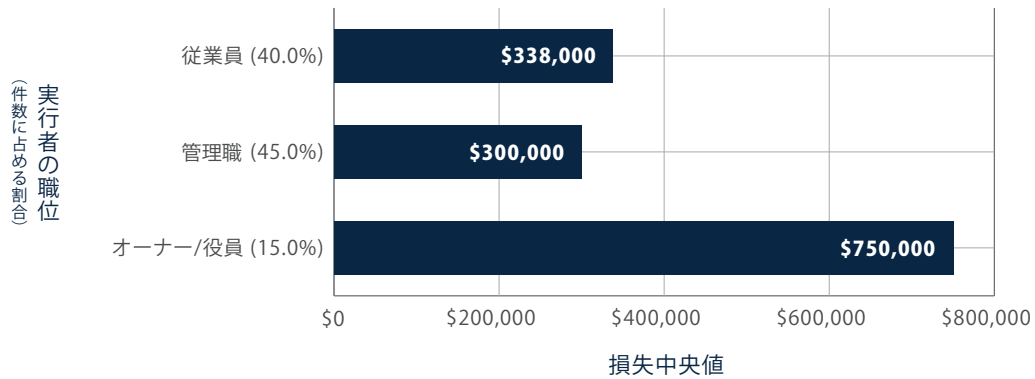
実行者の職位 (中南米、カリブ海) — 64件

実行者の職位
(件数に占める割合)



実行者について (Perpetrators)

実行者の職位 (オセアニア) — 40件

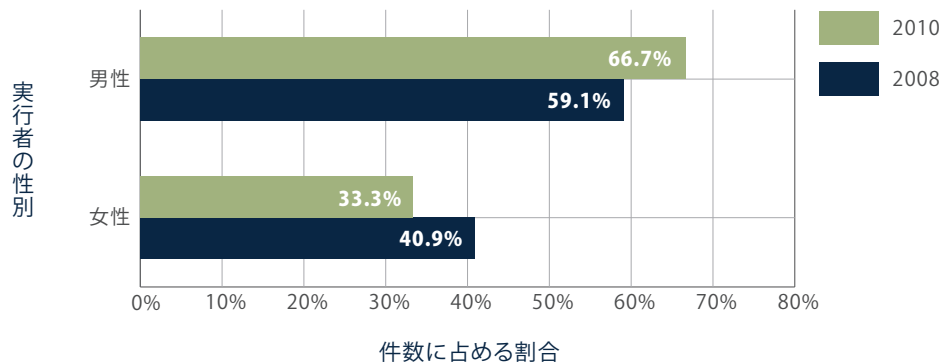


実行者の性別

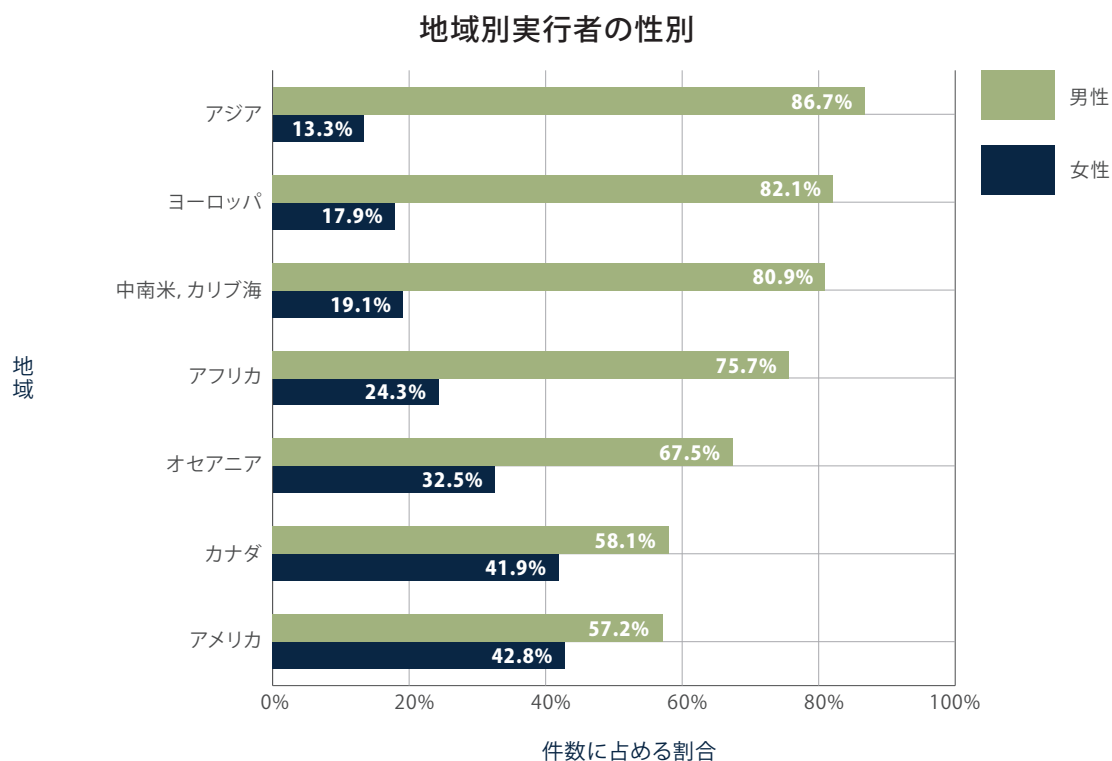
Perpetrator's Gender

今回の調査では不正実行者の2/3が男性で、2008年より高い水準となった。しかしながら、職業上の不正の大半が男性による犯罪という過去の報告の全体的な傾向と一致している。

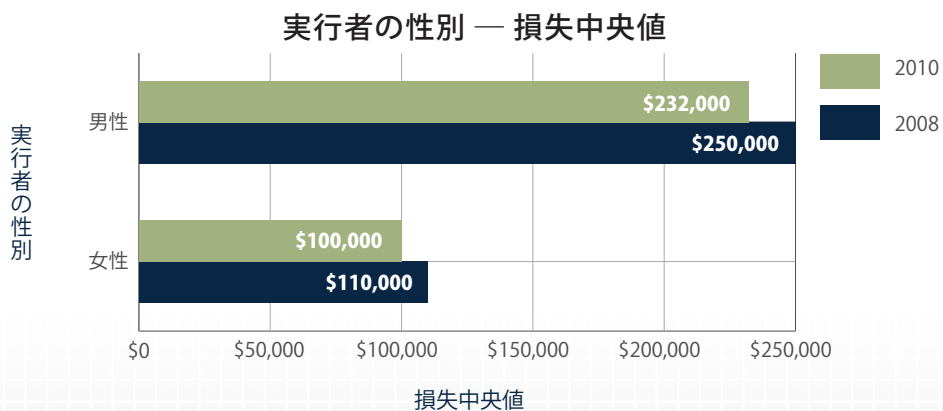
実行者の性別 — 発生頻度



以下の図表は実行者の性別を地域別に示したものである。男性の実行者はアジアが87%と最大で、米国が57%と最小であった。

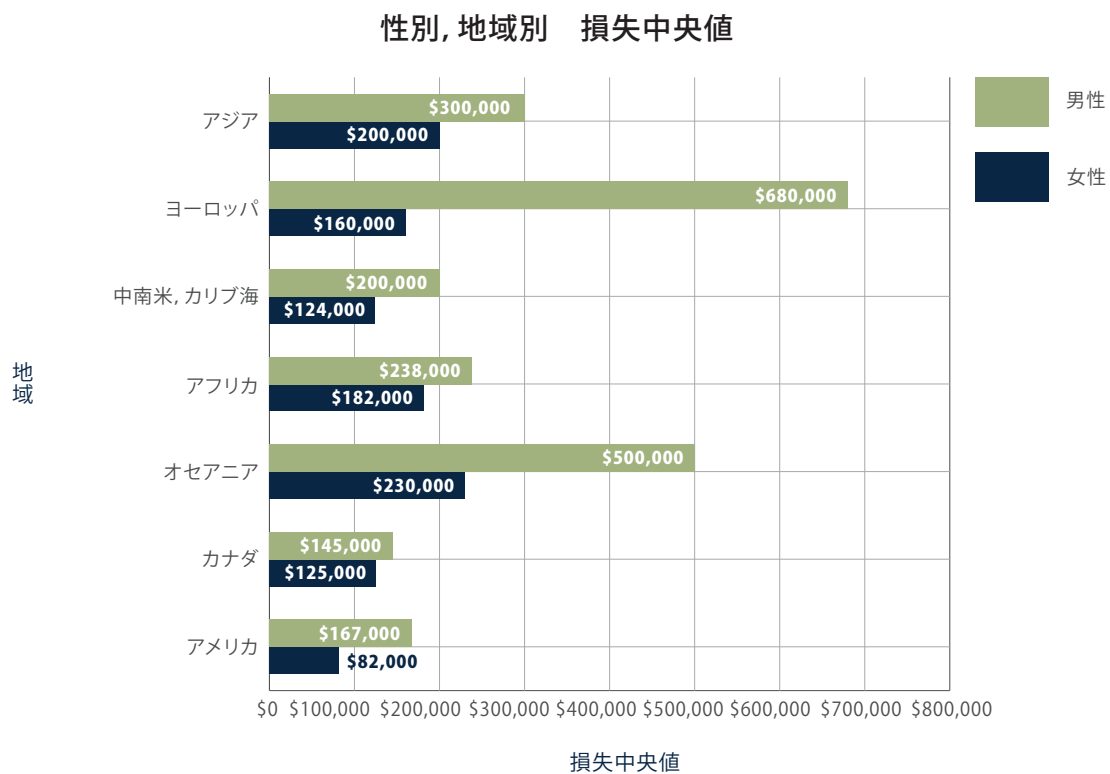


実行者が男性である場合の損失中央値は、女性の数値を大幅に上回り、ここでも過去の調査と一致している。男性の実行者による損失中央値は女性の2倍以上であった。



実行者について (Perpetrators)

地域別に見ても、男性の実行者による損失額は全地域で女性を上回っており、その差はヨーロッパとオセアニアで顕著であった。²¹



男性は被害組織内で高い地位を占める傾向にあり、男性による損失額の高さはある程度この事実起因する。従業員レベルでは、男性と女性の実行者数は同等であったが、高額な被害をもたらす管理職やオーナー/役員レベルでは男性が大多数を占めた。今回の調査では、管理職の74%、オーナー/役員の88%が男性であった。

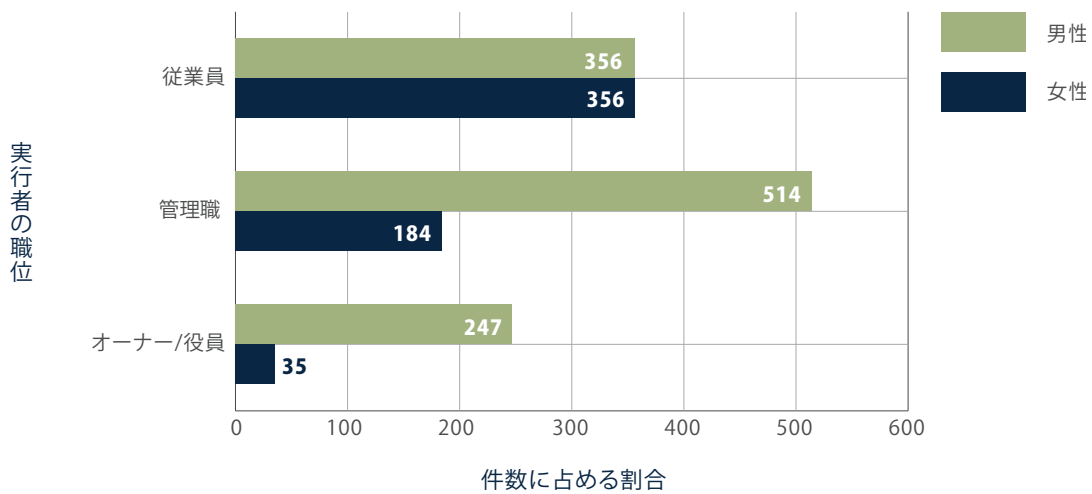
しかし驚いたことに、各職位内で損失中央値を比較したところ、男性の損失額が女性より高い傾向にあった。従業員レベルでは、男性による損失額は女性と比べ36%高く、管理職レベルでは67%、オーナー/役員レベルでは325%であった。²²

²¹オセアニアのサンプルは40件とごくわずかであり、同地域の結果の信頼性に影響している可能性もある。

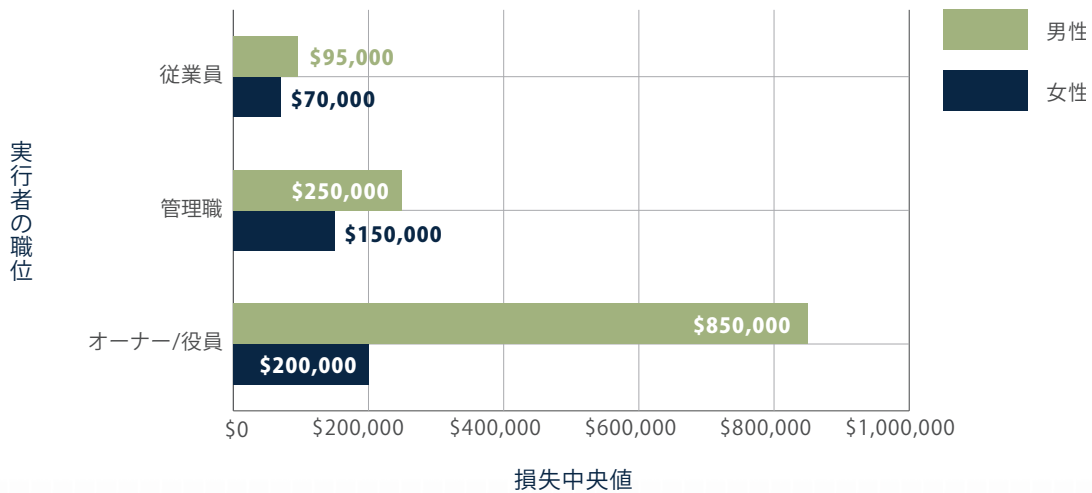
²²女性のオーナー/役員による不正のサンプルはわずか35件であり、データの信頼性に影響している可能性もある。

こうした傾向の正確な理由は不明であるが、1つの理由として、各職位内における複数の階級の存在が考えられる。つまり、特定の管理職や役員がより強い権限を有しているということだ。各職位内で男性がより高い権限を持ち、それが結果に表れているのかもしれない。

実行者の職位(男女別)



実行者の職位(男女別) — 損失中央値



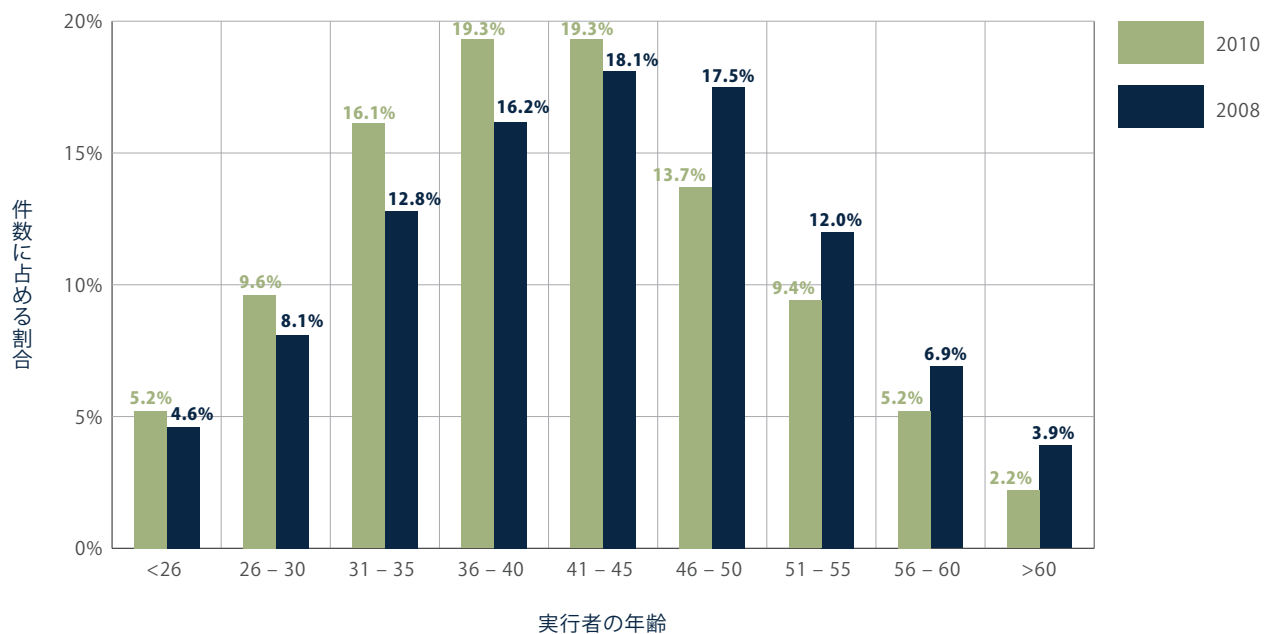
実行者について (Perpetrators)

実行者の年齢

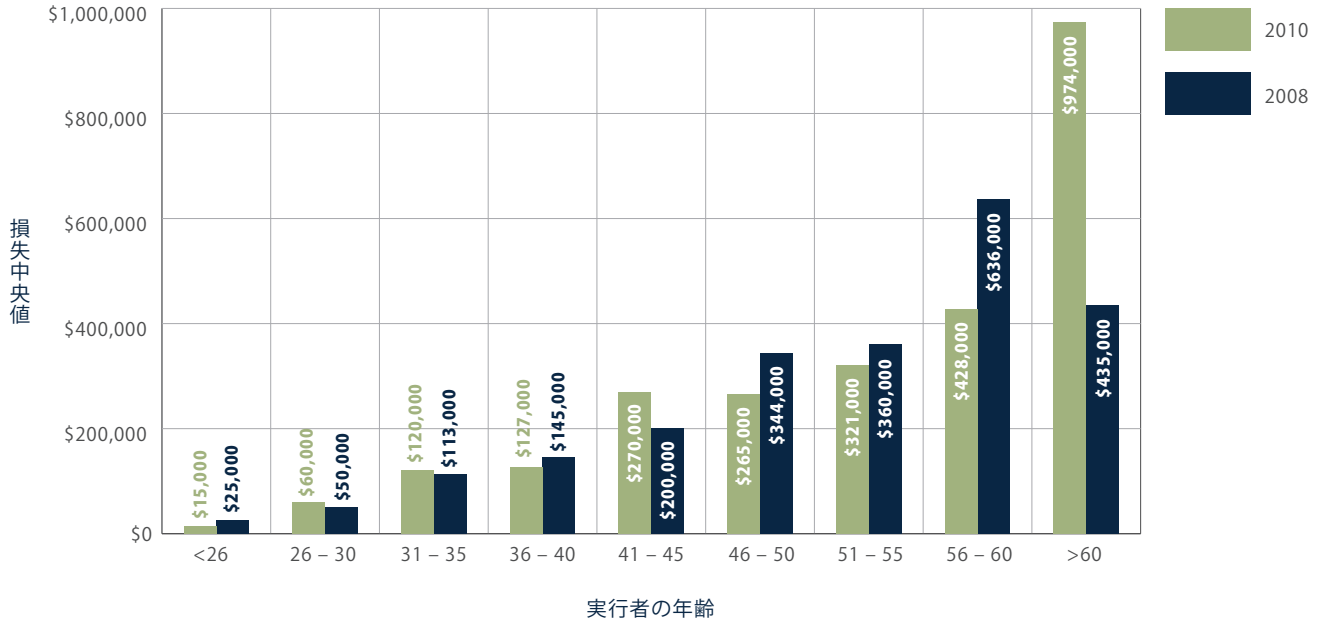
Perpetrator's Age

実行者の年齢別分布は2008年の調査と同様であったが、今回の調査では実行者が若干若い傾向にあった。過去の報告書では、一般に、不正が最も多い年齢層は36歳から50歳であったが、今回の調査では全事例の半数以上が31歳から45歳の年齢層に属する者の犯行であった。総じて、実行者の年齢が上がるに連れ損失中央値も上昇する傾向にあり、この点は過去の調査と一致している。前回と今回の調査の最たる違いは、60歳を超える実行者による損失額である。しかしながら、どちらの調査でもこの年齢層の事例は40件未満とサンプルがわずかであったため、こうした結果は特定の傾向を示しているというよりも、例外の可能性が高いと考える。

実行者の年齢 — 発生頻度



実行者の年齢 — 損失中央値



実行者の在職期間

Perpetrator's Tenure

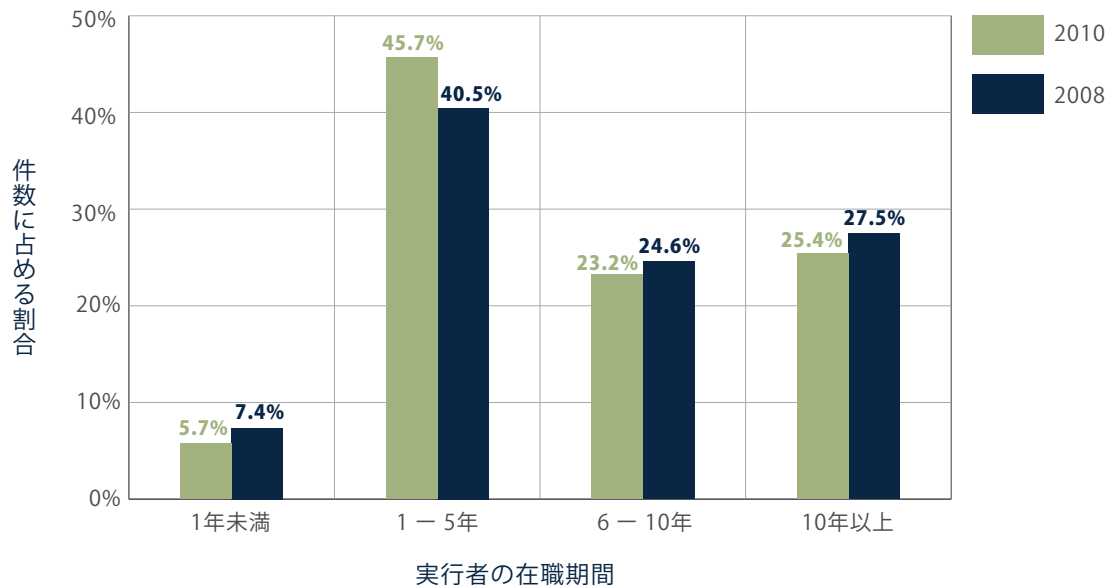
在職期間の長さが、職業上の不正の発生率と損失額に影響している可能性がある。勤めた期間が長ければ長いほど、同僚や上司からより大きな信頼を得やすい。加えて、強い権限と、組織の内情に精通し、内部統制を回避した不正の計画に役立てることができる。

今回の調査における実行者の在職期間別分布は、2008年の調査と非常に類似したものであった。実行者の40%以上が犯行時で被害組織に1年から5年在職しており、1年未満の実行者はごくわずかであった。実行者の約半数が、6年以上在職していた(58ページ参照)。

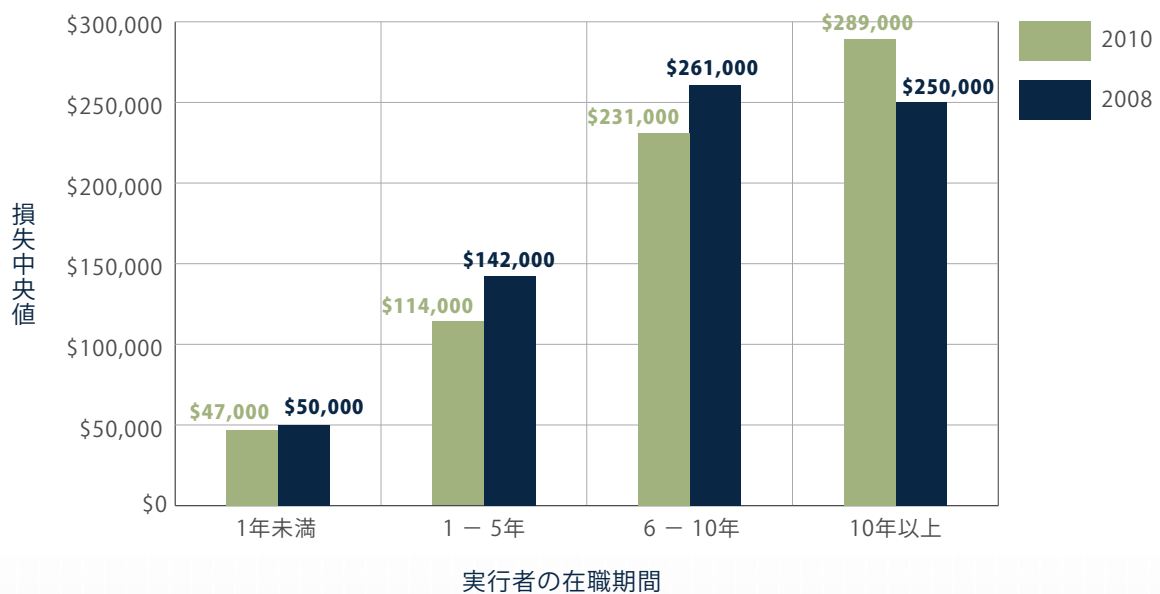
予想通り、在職期間が長くなるに連れ損失額も上昇した。被害組織での在職期間が6年以上経過している従業員による損失額は20万ドルを超えた。5年以下はこれをはるかに下回った。

実行者について (Perpetrators)

実行者の在職期間 — 発生頻度



実行者の在職期間 — 損失中央値

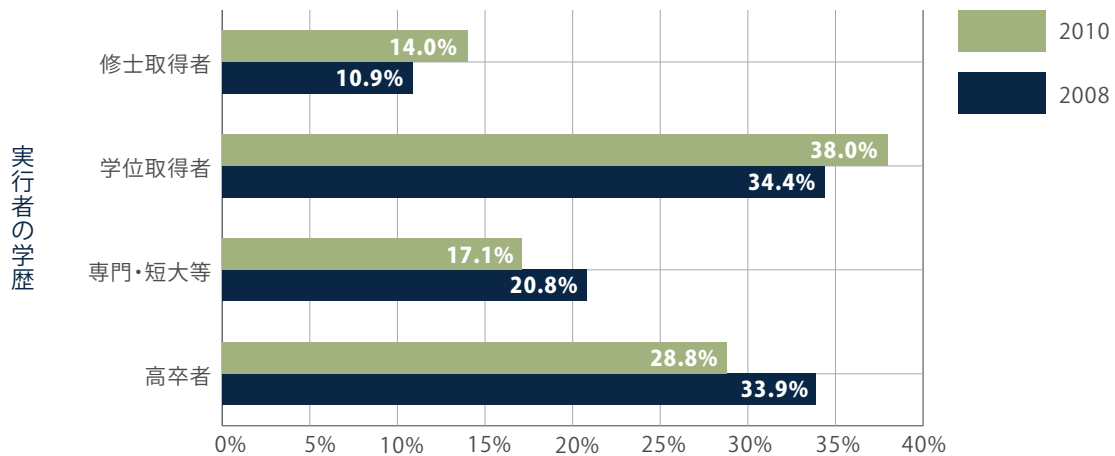


実行者の学歴

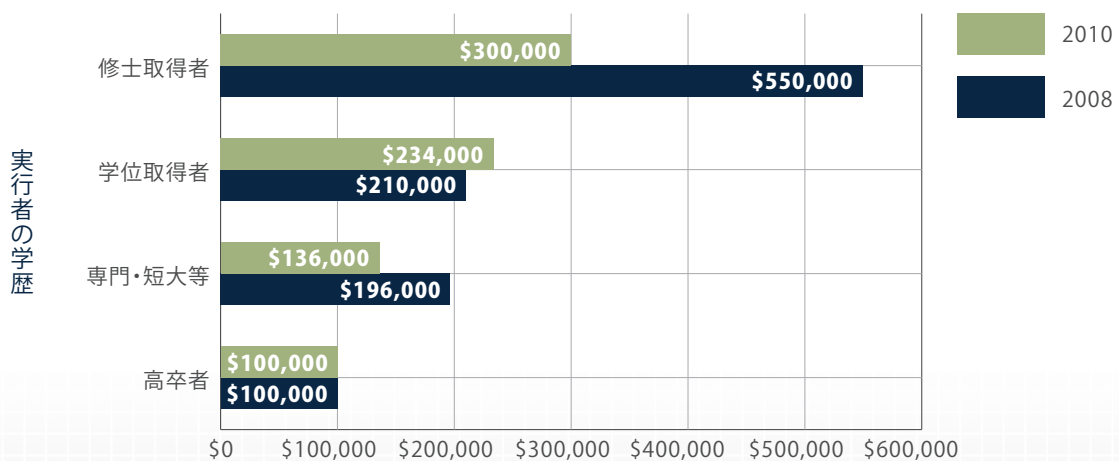
Perpetrator's Education Level

学歴もまた、不正の発生率と損失額に影響している可能性がある。学歴が高い人物ほど重い責任を担う傾向にあり、巧妙な不正スキームを練る技能に長けていると考えられる。以下の図表では実行者を学歴別に分布した。実行者の52%が学位取得者または修士取得者であり、2008年の結果をわずかに上回った。予想通り、学歴が高くなるに連れ損失中央値も上昇した。しかし、修士取得者による損失額は2008年よりもはるかに低い額であった。

実行者の学歴 — 発生頻度



実行者の学歴 — 損失中央値



実行者について (Perpetrators)

実行者の所属部署

Perpetrator's Department

左下の図表は、被害組織における所属部署別の不正の分布を示している。興味深いことに、不正の80%が経理、オペレーション、営業、経営上層部、カスタマーサービス、仕入れの6部署の従業員によって行われている。2008年の調査では、これが全体の83%を占めていた。さらに、これら6部署で発生した不正の損失額は2010年で全体の95%、2008年は99%を占めた。

右下の図表で、部署別の不正を損失中央値によって分類した。最も不正発生頻度の高い6部署のうち、損失中央値は経営上層部が82万9,000ドルで最大であった。次いで仕入れが50万ドルであった。これと比較して、営業とカスタマーサービスにおける不正の損失額は、営業で9万5,000ドル、カスタマーサービスで4万6,000ドルと、かなり少額であった。

部署別不正発生件数			
部署	件数	割合	損失中央値
経理	367	22.0%	\$180,000
オペレーション	299	18.0%	\$105,000
営業	225	13.5%	\$95,000
経営上層部	224	13.5%	\$829,000
カスタマーサービス	120	7.2%	\$46,000
仕入れ	103	6.2%	\$500,000
在庫管理	78	4.7%	\$239,000
財務	70	4.2%	\$450,000
IT	47	2.8%	\$71,400
マーケティング/広報	34	2.0%	\$248,000
製造	28	1.7%	\$150,000
取締役会	24	1.4%	\$800,000
人事	22	1.3%	\$200,000
研究開発	13	0.8%	\$100,000
法務	8	0.5%	\$566,000
内部監査	3	0.2%	\$13,000

部署別不正損失中央値			
部署	件数	割合	損失中央値
経営上層部	224	13.5%	\$829,000
取締役会	24	1.4%	\$800,000
法務	8	0.5%	\$566,000
仕入れ	103	6.2%	\$500,000
財務	70	4.2%	\$450,000
マーケティング/広報	34	2.0%	\$248,000
在庫管理	78	4.7%	\$239,000
人事	22	1.3%	\$200,000
経理	367	22.0%	\$180,000
製造	28	1.7%	\$150,000
オペレーション	299	18.0%	\$105,000
研究開発	13	0.8%	\$100,000
営業	225	13.5%	\$95,000
IT	47	2.8%	\$71,400
カスタマーサービス	120	7.2%	\$46,000
内部監査	3	0.2%	\$13,000

地域別に見た実行者の所属部署

Perpetrator's Department Based on Region

以下の図表は、実行者の所属部署別の分布を地域ごとに示したものである。アジアを除く全地域で、不正の数が最も多かったのが経理部であった。全体的に見て、事例の分布は地域を問わず極めて類似していた。各地域で、最も発生頻度の高い6部署（経理、オペレーション、営業、経営上層部、カスタマーサービス、仕入れ）が事例の70%から85%を占めた。

アメリカ — 913件		
部署	件数	件数に占める割合
経理	222	24.3%
オペレーション	189	20.7%
経営上層部	127	13.9%
営業	120	13.1%
カスタマーサービス	77	8.4%
仕入れ	39	4.3%
在庫管理	36	3.9%
財務	28	3.1%
IT	26	2.8%
製造	11	1.2%
マーケティング/広報	11	1.2%
法務	7	0.8%
取締役会	6	0.7%
人事	6	0.7%
研究開発	6	0.7%
内部監査	2	0.2%

アジア — 272件		
部署	件数	件数に占める割合
営業	57	21.0%
オペレーション	42	15.4%
経理	41	15.1%
経営上層部	38	14.0%
仕入れ	29	10.7%
財務	11	4.0%
在庫管理	11	4.0%
カスタマーサービス	9	3.3%
取締役会	8	2.9%
マーケティング/広報	8	2.9%
人事	6	2.2%
製造	6	2.2%
IT	4	1.5%
内部監査	1	0.4%
研究開発	1	0.4%

ヨーロッパ — 146件		
部署	件数	件数に占める割合
経理	26	17.8%
経営上層部	23	15.8%
オペレーション	21	14.4%
仕入れ	13	8.9%
営業	13	8.9%
財務	11	7.5%
カスタマーサービス	8	5.5%
在庫管理	8	5.5%
取締役会	6	4.1%
IT	6	4.1%
マーケティング/広報	5	3.4%
研究開発	4	2.7%
人事	1	0.7%
製造	1	0.7%

アフリカ — 105件		
部署	件数	件数に占める割合
経理	31	29.5%
オペレーション	13	12.4%
財務	11	10.5%
カスタマーサービス	9	8.6%
経営上層部	9	8.6%
仕入れ	7	6.7%
在庫管理	6	5.7%
人事	5	4.8%
営業	5	4.8%
IT	3	2.9%
製造	3	2.9%
取締役会	1	1.0%
法務	1	1.0%
マーケティング/広報	1	1.0%

実行者について (Perpetrators)

カナダ — 89件

部署	件数	件数に占める割合
経理	22	24.7%
オペレーション	18	20.2%
経営上層部	12	13.5%
カスタマーサービス	9	10.1%
営業	9	10.1%
在庫管理	7	7.9%
IT	4	4.5%
財務	2	2.2%
人事	2	2.2%
仕入れ	2	2.2%
取締役会	1	1.1%
マーケティング/広報	1	1.1%

中南米、カリブ海 — 66件

部署	件数	件数に占める割合
経理	10	15.2%
経営上層部	9	13.6%
営業	8	12.1%
仕入れ	7	10.6%
カスタマーサービス	6	9.1%
オペレーション	6	9.1%
財務	5	7.6%
マーケティング/広報	5	7.6%
製造	4	6.1%
在庫管理	3	4.5%
取締役会	1	1.5%
人事	1	1.5%
IT	1	1.5%

オセアニア — 38件

部署	件数	件数に占める割合
経理	12	31.6%
事業部	5	13.2%
営業	5	13.2%
在庫管理	4	10.5%
経営上層部	3	7.9%
IT	2	5.3%
仕入れ	2	5.3%
研究開発	2	5.3%
カスタマーサービス	1	2.6%
財務	1	2.6%
マーケティング/広報	1	2.6%

実行者の部署別に見た不正スキーム

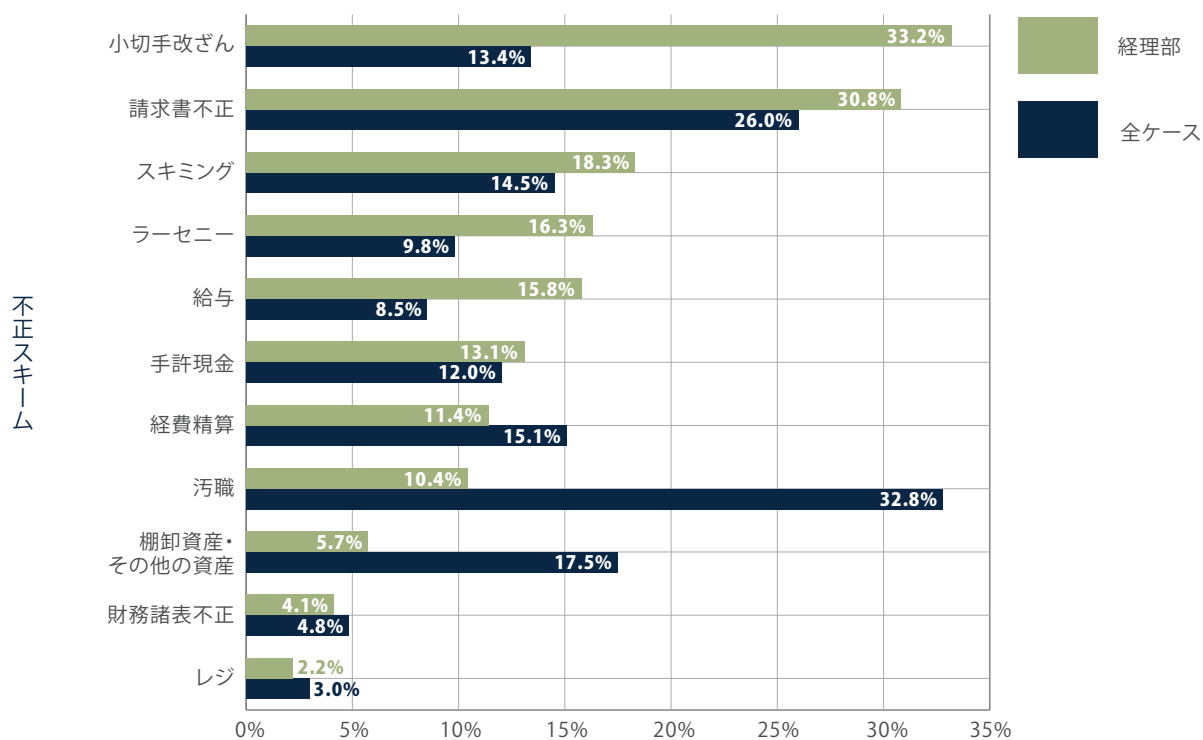
Schemes Based on Perpetrator's Department

組織内における部署ごとの不正手段の違いを見るために、不正スキームの分布を実行者の部署別に分析した。調査は、発生頻度の最も高い6部署（経理、オペレーション、営業、経営上層部、カスタマーサービス、仕入れ）に限定して行った。前述したように、これら6部署は全事例の80%を占めた。

経理部(Accounting Department)

経理部に所属する実行者が行った最も多い不正スキームは小切手改ざんと請求書不正で、共に30%以上を占めた。全体的な分布と比較すると、経理担当者は他の従業員に比べ小切手改ざんと給与不正を犯す可能性が非常に高いが、一方で、汚職や現金以外の資産の着服に關与する可能性は低い。こうした分布は2008年の調査と同様であった。

経理部で発生した不正スキーム — 367件²³



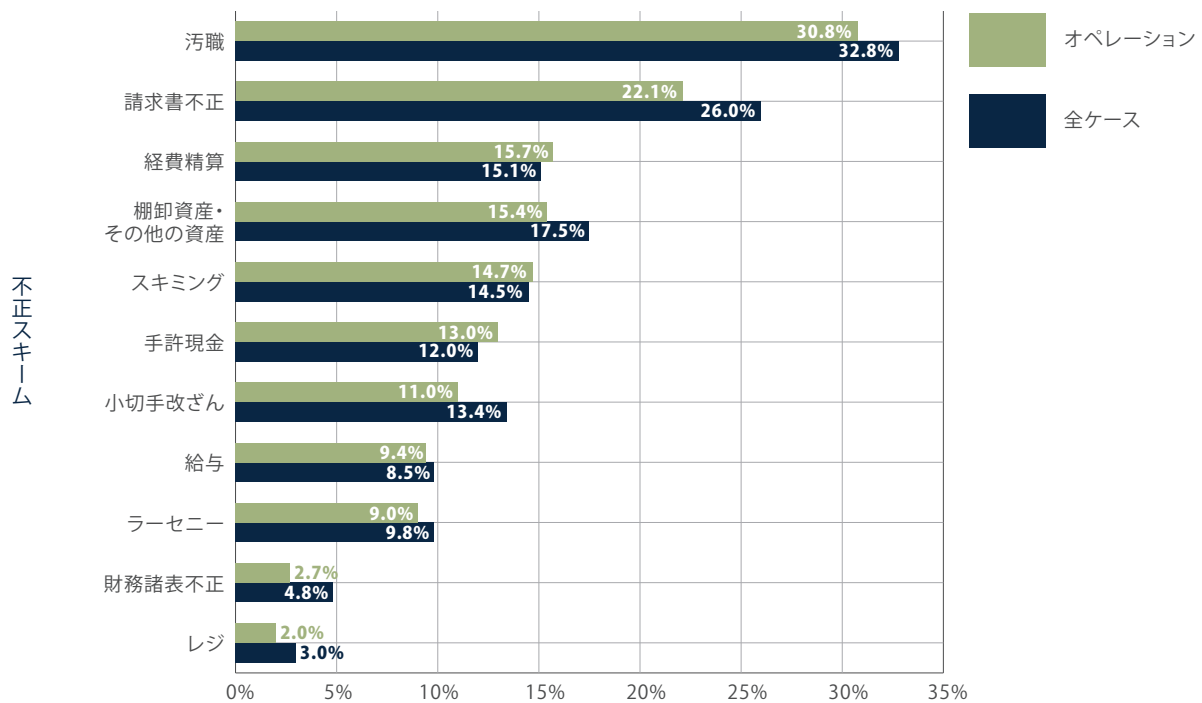
²³複数のスキームに關与する事例がいくつか存在したため、図表の割合の合計は100%を超えている。

実行者について (Perpetrators)

主要オペレーション (Primary Operations)

被害組織の主要オペレーションで働いていた実行者は、汚職(31%)と請求書不正(22%)に最も多く関与していた。オペレーション部の従業員による不正の分布は全体的な分布と一致している。

主要オペレーションで発生した不正スキーム — 299件²⁴

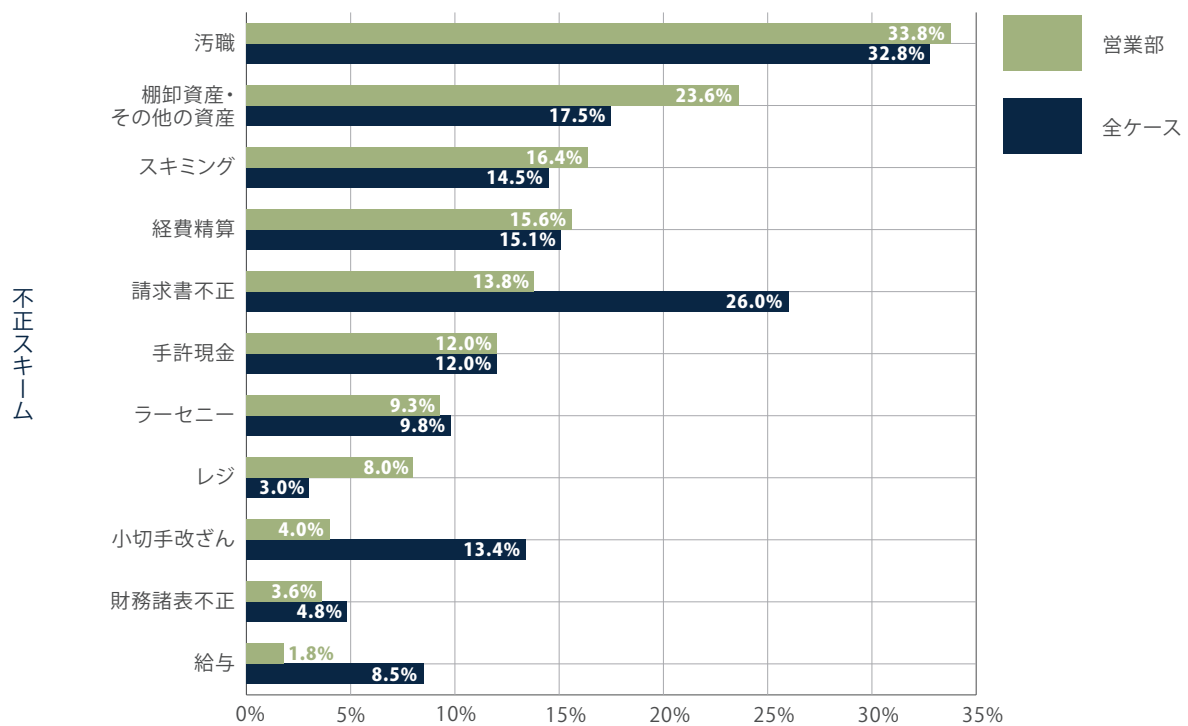


²⁴複数のスキームに関与する事例がいくつか存在したため、図表の割合の合計は100%を超えている。

営業部 (Sales Department)

営業部で最も多かったのが汚職 (34%)と棚卸資産・その他の資産の着服 (24%)であった。営業部の実行者は他と比べ、非現金資産を着服する傾向がやや多く見られた。逆に、請求書不正、小切手改ざん、給与不正に関する可能性は非常に低かった。

営業部で発生した不正スキーム — 225件²⁵



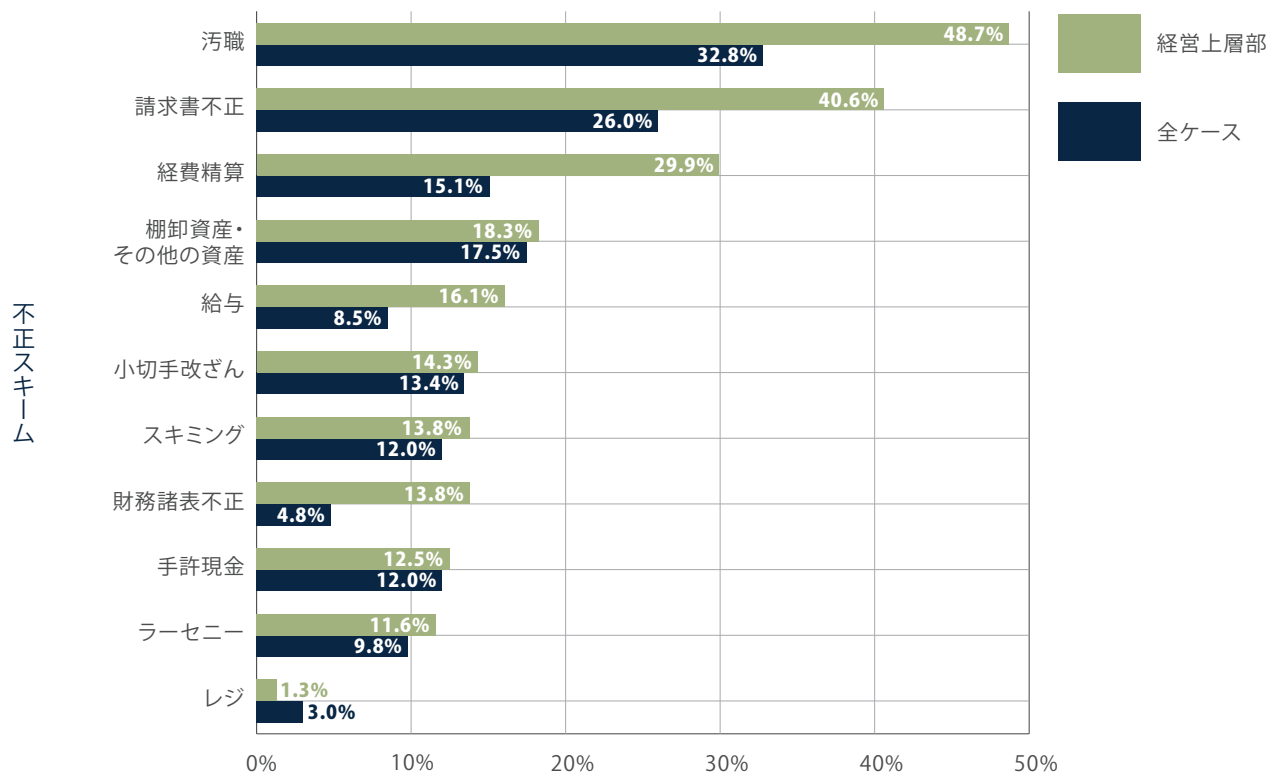
²⁵複数のスキームに関する事例がいくつか存在したため、図表の割合の合計は100%を超えている。

実行者について (Perpetrators)

経営上層部 (Executive or Upper Management)

経営上層部による不正の約半分が汚職に関与したものであった。請求書不正 (41%) と経費精算スキーム (30%) も多く見られた。これら3つの不正スキームは、他の従業員と比べ経営上層部の間でより頻繁に発生し、同様に財務諸表不正スキームも多く見られた。

経営上層部で発生した不正スキーム — 224件²⁶

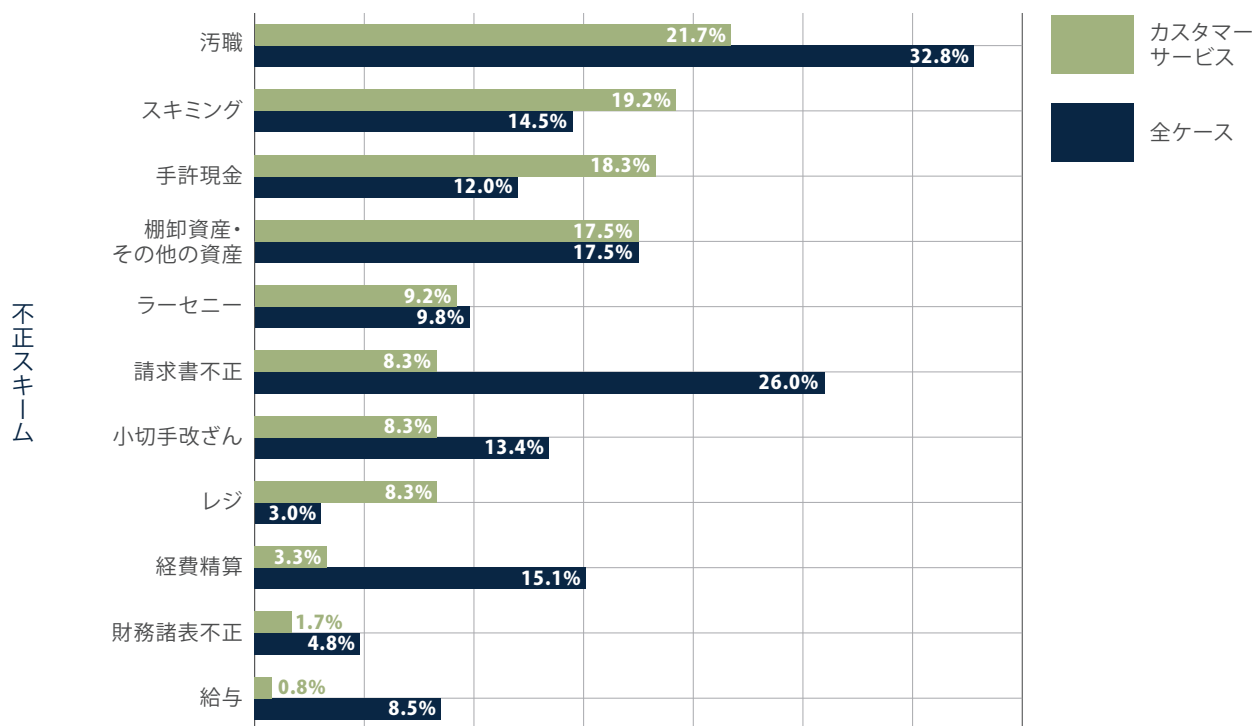


²⁶複数のスキームに関与する事例がいくつ也存在したため、図表の割合の合計は100%を超えている。

カスタマーサービス部 (Customer Service Department)

カスタマーサービス部の従業員に最も多かったのが汚職で、事例の22%を占めた。しかし、全事例の分布と比較すると、カスタマーサービス部で汚職が発生する可能性は他と比べかなり低くなっている。逆に、スキミング、手許現金の着服、レジ不正は他部署と比べカスタマーサービスで発生する可能性が高かった。

カスタマーサービス部門で発生した不正スキーム — 120件²⁷



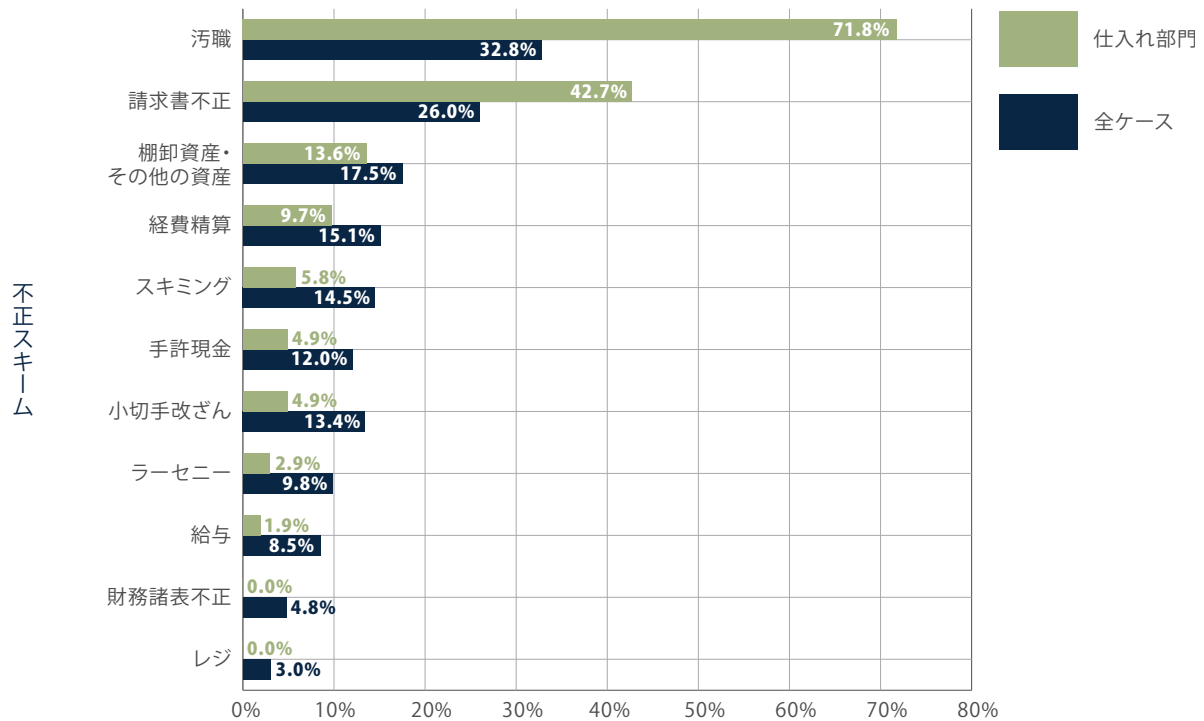
²⁷複数のスキームに関与する事例がいくつか存在したため、図表の割合の合計は100%を超えている

実行者について (Perpetrators)

仕入れ部門 (Purchasing Department)

仕入れ部の不正の大半が汚職に関与したもので、事例の72%を占めた。また、請求書不正も42%と非常に高い割合で発生した。この2つの不正は、他部署と比べ仕入れ部で起こりやすい。これは購買機能が、最も被害の大きい職業上の不正の一つである、贈賄、過大請求、不正入札スキームと結び付きやすいことを考えれば当然である。

仕入れ部門で発生した不正スキーム — 103件²⁸



²⁸複数のスキームに関与する事例がいくつか存在したため、図表の割合の合計は100%を超えている。

実行者の犯罪・職歴

Perpetrator's Criminal and Employment History

実行者の犯罪歴 (Perpetrator's Criminal Background)

不正関連の前科がある実行者はわずか7%であり、2008年の調査とほぼ一致している。実行者の86%が告訴または有罪判決を受けたことがない者であった。前科のある実行者の割合が低いということは、犯罪歴調査が不正防止にある程度役立っているためと考えられるが、その効果には恐らく限界がある。

実行者の職歴 (Perpetrator's Employment Background)

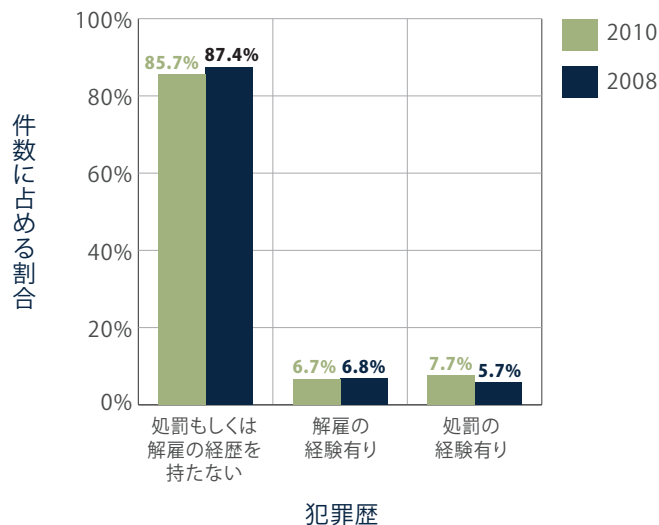
犯罪歴に加えて、過去の職場での問題は、その従業員が再び不正行為に関与する可能性が高いことを示しているかもしれない。調査では、791人の回答者が実行者の職歴について情報を提供した。このうち、不正関与が原因で過去に処罰を受けた実行者は約8%、解雇処分が10%であった。

実行者が示す特徴的な不正の兆候

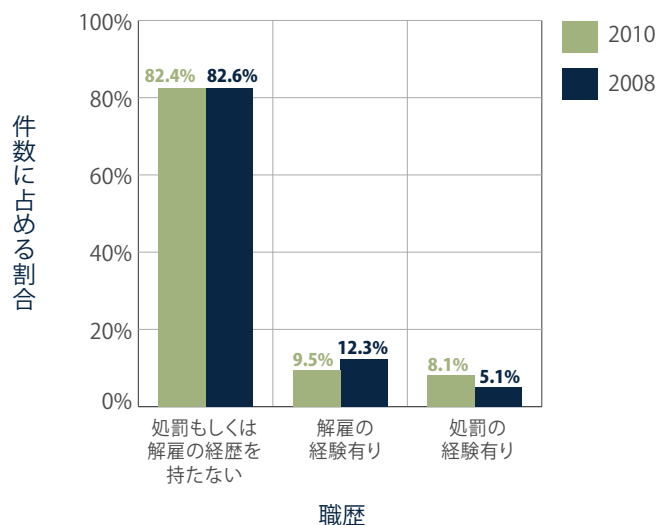
Behavioral Red Flags Displayed by Perpetrators

不正行為の進行中、実行者は特定の言動や特徴を示す。その人物による不正実行の危険性の高まりを示唆しているかもしれない。行動面における不正の兆候それだけで不正を証明することはできないが、不正実行者の同僚や管理職、組織内の不正対策職員に対して警告を発するはずである。こうした行動面の他にも不正行為を示唆するサインが存在するなら、それは異常を示す強い手がかりとなり得る。前述したように、職業上の不正は発覚までに数ヵ月から数年を要する。そのため早期発見能力は、損失を最小限に食い止めるのに大きく役立つ。

実行者の犯罪歴



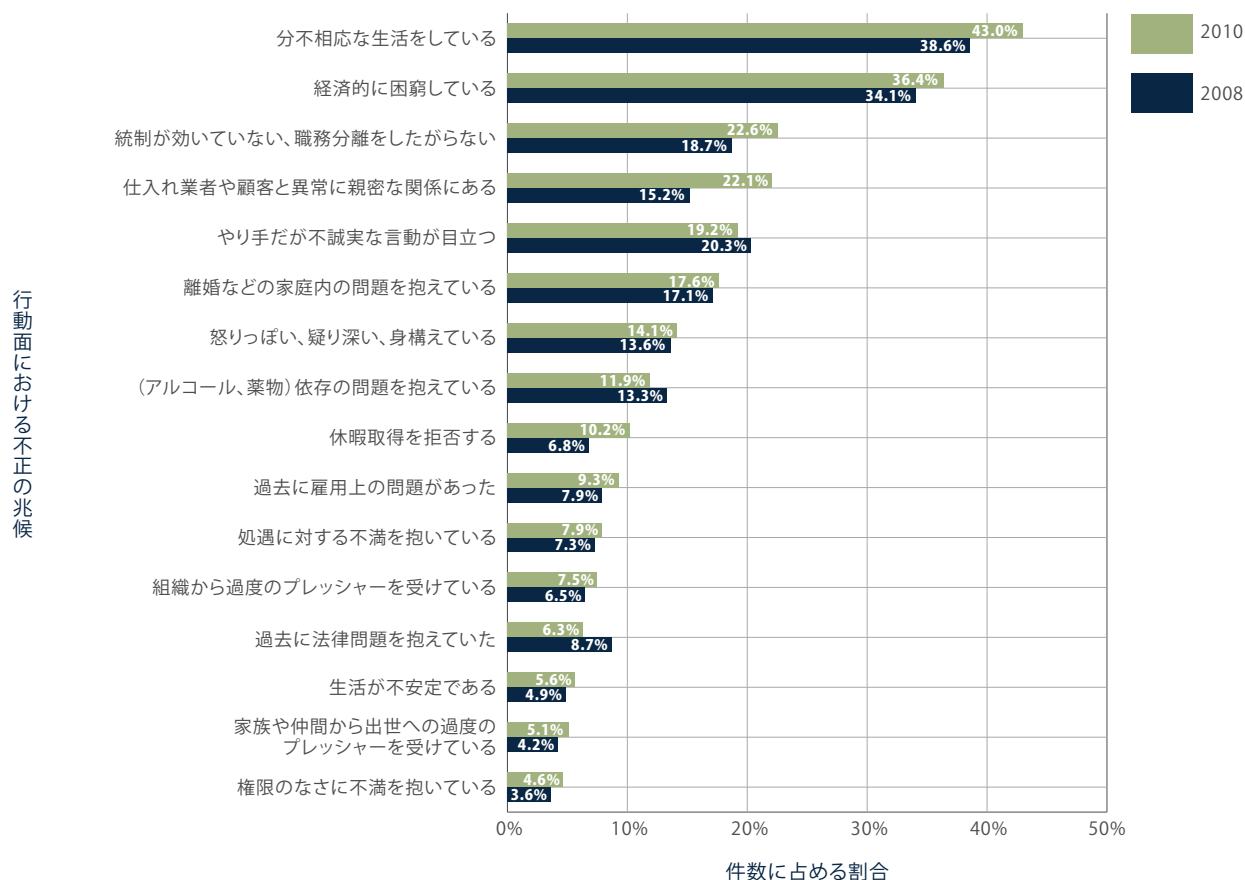
実行者の職歴



実行者について (Perpetrators)

よくある不正の兆候の中から、不正発覚以前に実行者が見せた兆候を回答者に選んでもらった。以下の図表が示すように、実行者に最も共通の不正の兆候は「分不相応の生活をしている」(43%)、「経済的に困窮している」(36%)、「統制が効いていない、職務を分担したがない」(23%)、「業者や顧客と異常に親密な関係にある」(22%)であった。こうした分布は2008年の調査と非常に類似している。今後の調査を続けることで、行動面における不正の兆候と職業上の不正発生との一定の関係が特定できることを期待している。標準的な不正対策統制にこうした兆候のデータを組み込んだ、より良い不正対策統制の確立に、同データが役立つのが望ましい。

実行者が示す行動面における不正の兆候²⁹



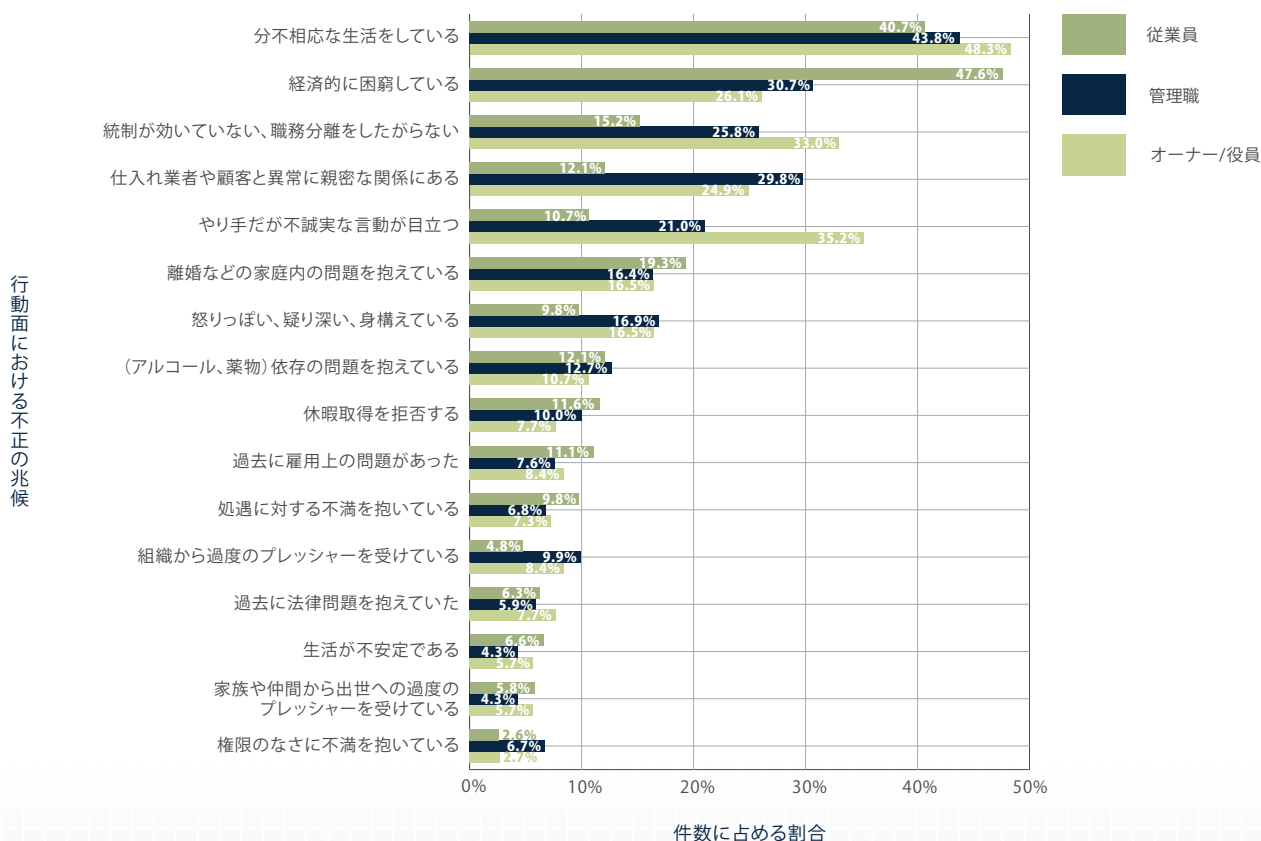
²⁹合計が100%を超えるのは、多くの事例で実行者が複数の兆候を示したからである。

実行者の職位別に見た不正の兆候

Red Flags Based on Perpetrator's Position

実行者が見せる不正の兆候は、様々な要因により異なる。以下の図表は、不正の兆候を実行者の職位別に示したものだ。従業員レベルの実行者では、経済的困窮が最も多く、従業員による不正事例の約半分に見られた。従業員レベルの実行者は一般的に、管理職やオーナー/役員に比べ収入が低く、緊急で差し迫った経済的困窮が不正実行の動機であることが多いと考えられ、これが調査結果に表れている。管理職やオーナー/役員が関与した事例にも経済的困窮が多く見られたが、従業員と比べると大幅に少なかった。逆に、オーナー/役員と管理職は従業員と比べ、統制に関する問題、業者や顧客と異常に親密な関係にある、「やり手だが不誠実な言動が目立つ」態度を示す傾向にあった。こうした不正の兆候は、オーナー/役員や管理職の権限レベルを反映している。オーナー/役員や管理職は、組織的な意思決定、第三者との取引決定、組織の方向性や経営姿勢の支配という点で、従業員よりもより優位な立場にある。

職位別 実行者が示す行動面における不正の兆候³⁰



³⁰合計が100%を超えるのは、多くの事例で実行者が複数の兆候を示したからである。

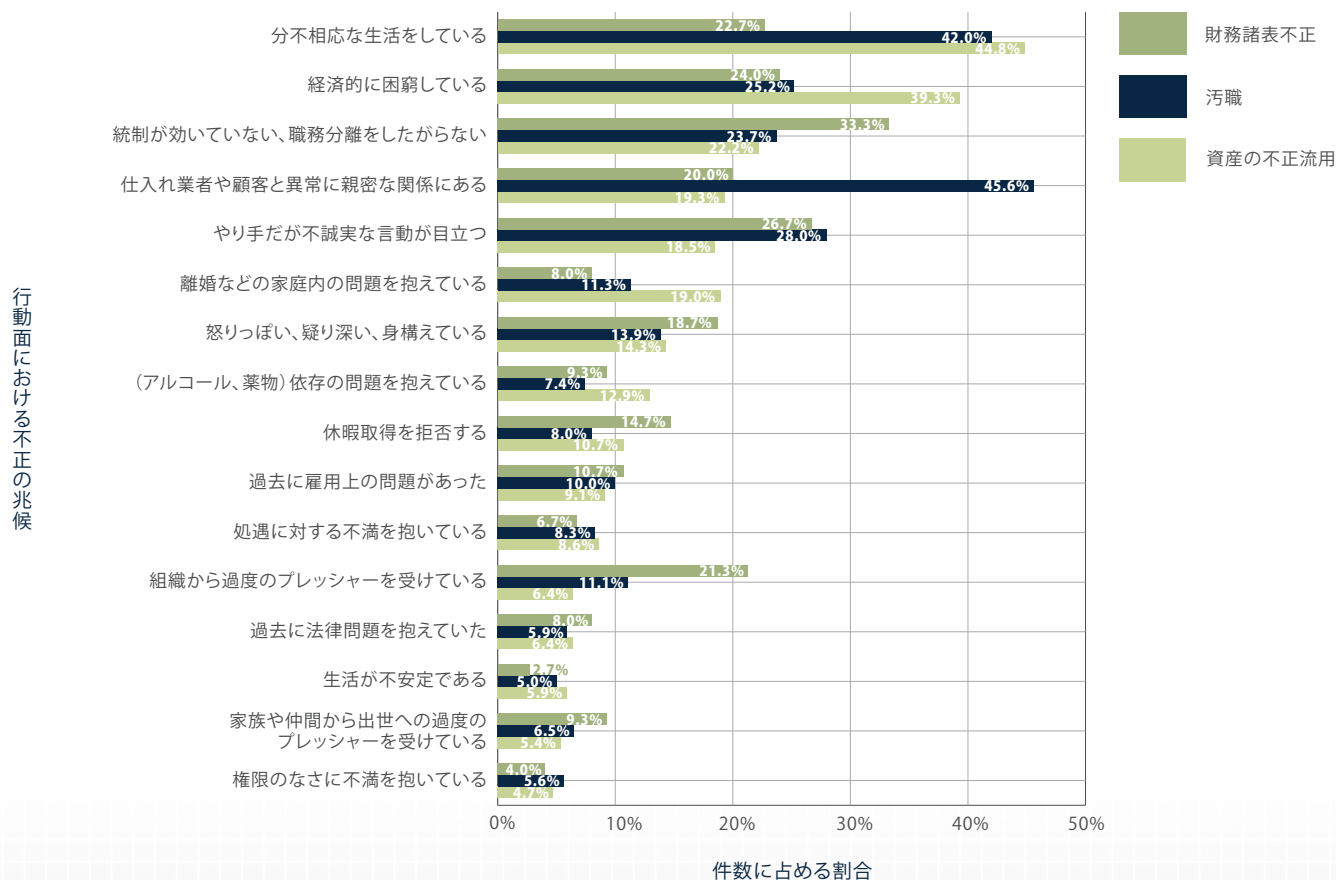
実行者について (Perpetrators)

不正スキーム別に見た不正の兆候

Red Flags Based on Scheme Type

不正の兆候の分布を不正の種類別に分析した。職業上の不正は異なる要因や状況により左右されるため、それが不正実行者の行動にも表れると我々は予想した。以下の図表が示すように、財務諸表不正に関与した人物は統制の問題や組織からの過度のプレッシャー下にあるという兆候を示す傾向がかなり高かった。その一方で、分不相応な生活や経済的困窮は財務諸表不正の兆候としてそれほど見られなかった。これは当然の結果と言える。不正実行者が資産の不正流用や汚職スキームを犯すのは、ほぼ必ず金儲けが目的だが、財務諸表スキームでは多くの場合、個人の金銭的利益だけでなく、収益予測や予算目標の達成といった要因が動機となり得るからだ。業者や顧客との異常に親密な関係は汚職事例の45%で、汚職の大半が賄賂や何らかの不法利益を伴うことを考えれば、当然である。「辣腕・やり手」の態度も汚職に多く見られた。また汚職実行者の42%が分不相応な生活をしていると識別された。資産流用を犯した実行者では、分不相応な生活と経済的困窮の2つが最も多い不正の兆候であった。

不正スキーム別 実行者が示す行動面における不正の兆候³¹



³¹計が100%を超えるのは、多くの事例で実行者が複数の兆候を示したからである。

地域別に見た不正の兆候 Red Flags Based on Region

以下の図表は行動面における不正の兆候を地域別に示している。どの地域でも、経済的困窮と分不相応な生活が最も多い兆候であった。また、業者や顧客との異常に親密な関係は、米国とカナダを除く全地域で、最も多い不正の兆候上位3位に数えられた。米国では6位、カナダでは9位だった。

アメリカ — 876件		
行動面における不正の兆候	件数	件数に占める割合
経済的に困窮している	392	44.7%
分不相応な生活をしている	391	44.6%
統制が効いていない、職務分離をしたがらない	205	23.4%
離婚など家庭内の問題を抱えている	201	22.9%
やり手だが不誠実な言動が目立つ	173	19.7%
業者や顧客と異常に親密な関係にある	141	16.1%
怒りっぽい、疑り深い、身構えている	127	14.5%
(アルコール、薬物) 依存の問題を抱えている	124	14.2%
過去に雇用上の問題があった	85	9.7%
過去に法律問題を抱えていた	75	8.6%
休暇取得を拒否する	74	8.4%
処遇に対する不満を抱いている	64	7.3%
生活が不安定である	54	6.2%
組織から過度のプレッシャーを受けている	51	5.8%
家族や仲間から出世への過度のプレッシャーを受けている	39	4.5%
権限のなささに不満を抱いている	37	4.2%

³²合計が100%を超えるのは、多くの事例で実行者が複数の兆候を示したからである。

アジア — 271件		
行動面における不正の兆候	件数	件数に占める割合
分不相応な生活をしている	96	35.4%
業者や顧客と異常に親密な関係にある	94	34.7%
経済的に困窮している	62	22.9%
統制が効いていない、職務分離をしたがらない	46	17.0%
組織から過度のプレッシャーを受けている	41	15.1%
やり手だが不誠実な言動が目立つ	39	14.4%
休暇取得を拒否する	31	11.4%
怒りっぽい、疑り深い、身構えている	27	10.0%
処遇に対する不満を抱いている	25	9.2%
権限のなささに不満を抱いている	19	7.0%
(アルコール、薬物) 依存の問題を抱えている	18	6.6%
過去に雇用上の問題があった	15	5.5%
離婚など家庭内の問題を抱えている	14	5.2%
家族や仲間から出世への過度のプレッシャーを受けている	13	4.8%
生活が不安定である	8	3.0%
過去に法律問題を抱えていた	6	2.2%

ヨーロッパ — 129件		
行動面における不正の兆候	件数	件数に占める割合
分不相応な生活をしている	54	41.9%
業者や顧客と異常に親密な関係にある	36	27.9%
統制が効いていない、職務分離をしたがらない	33	25.6%
経済的に困窮している	32	24.8%
やり手だが不誠実な言動が目立つ	29	22.5%
怒りっぽい、疑り深い、身構えている	22	17.1%
離婚など家庭内の問題を抱えている	21	16.3%
過去に雇用上の問題があった	17	13.2%
休暇取得を拒否する	16	12.4%
(アルコール、薬物) 依存の問題を抱えている	10	7.8%
過去に法律問題を抱えていた	10	7.8%
組織から過度のプレッシャーを受けている	10	7.8%
生活が不安定である	9	7.0%
処遇に対する不満を抱いている	8	6.2%
権限のなささに不満を抱いている	7	5.4%
家族や仲間から出世への過度のプレッシャーを受けている	6	4.7%

実行者について (Perpetrators)

アフリカ — 102件

行動面における不正の兆候	件数	件数に占める割合
分不相応な生活をしている	62	60.8%
業者や顧客と異常に親密な関係にある	33	32.4%
経済的に困窮している	26	25.5%
統制が効いていない、職務分離をしたがらない	25	24.5%
やり手だが不誠実な言動が目立つ	20	19.6%
休暇取得を拒否する	17	16.7%
怒りっぽい、疑り深い、身構えている	15	14.7%
処遇に対する不満を抱いている	12	11.8%
離婚など家庭内の問題を抱えている	11	10.8%
組織から過度のプレッシャーを受けている	11	10.8%
家族や仲間から出せへの過度のプレッシャーを受けている	10	9.8%
(アルコール、薬物) 依存の問題を抱えている	7	6.9%
過去に雇用上の問題があった	5	4.9%
権限のなさにも不満を抱いている	4	3.9%
生活が不安定である	4	3.9%
過去に法律問題を抱えていた	2	2.0%

カナダ — 84件

行動面における不正の兆候	件数	件数に占める割合
経済的に困窮している	29	34.5%
統制が効いていない、職務分離をしたがらない	29	34.5%
分不相応な生活をしている	28	33.3%
やり手だが不誠実な言動が目立つ	22	26.2%
怒りっぽい、疑り深い、身構えている	18	21.4%
(アルコール、薬物) 依存の問題を抱えている	17	20.2%
離婚など家庭内の問題を抱えている	14	16.7%
休暇取得を拒否する	12	14.3%
業者や顧客と異常に親密な関係にある	11	13.1%
処遇に対する不満を抱いている	10	11.9%
過去に雇用上の問題があった	10	11.9%
生活が不安定である	7	8.3%
権限のなさにも不満を抱いている	3	3.6%
家族や仲間から出せへの過度のプレッシャーを受けている	3	3.6%
過去に法律問題を抱えていた	1	1.2%
組織から過度のプレッシャーを受けている	1	1.2%

中南米、カリブ海 — 60件

行動面における不正の兆候	件数	件数に占める割合
経済的に困窮している	24	40.0%
分不相応な生活をしている	19	31.7%
業者や顧客と異常に親密な関係にある	16	26.7%
離婚など家庭内の問題を抱えている	10	16.7%
怒りっぽい、疑り深い、身構えている	10	16.7%
統制が効いていない、職務分離をしたがらない	10	16.7%
やり手だが不誠実な言動が目立つ	9	15.0%
過去に雇用上の問題があった	6	10.0%
家族や仲間から出せへの過度のプレッシャーを受けている	5	8.3%
休暇取得を拒否する	5	8.3%
(アルコール、薬物) 依存の問題を抱えている	4	6.7%
処遇に対する不満を抱いている	3	5.0%
権限のなさにも不満を抱いている	3	5.0%
生活が不安定である	3	5.0%
過去に法律問題を抱えていた	2	3.3%
組織から過度のプレッシャーを受けている	1	1.7%

オセアニア — 37件

行動面における不正の兆候	件数	件数に占める割合
分不相応な生活をしている	20	54.1%
やり手だが不誠実な言動が目立つ	13	35.1%
業者や顧客と異常に親密な関係にある	11	29.7%
(アルコール、薬物) 依存の問題を抱えている	9	24.3%
離婚など家庭内の問題を抱えている	9	24.3%
経済的に困窮している	8	21.6%
統制が効いていない、職務分離をしたがらない	8	21.6%
過去に雇用上の問題があった	6	16.2%
休暇取得を拒否する	5	13.5%
怒りっぽい、疑り深い、身構えている	4	10.8%
家族や仲間から出せへの過度のプレッシャーを受けている	4	10.8%
過去に法律問題を抱えていた	2	5.4%
組織から過度のプレッシャーを受けている	2	5.4%
生活が不安定である	1	2.7%

調査の実施方法 (Methodology)

2010年版報告書は2009年10月に行われた22,927名の公認不正検査士に対するオンライン・アンケートの結果に基づいている。各回答者に自身が調査した中で最大規模の職業上の不正事件に関して、以下の4つの基準に基づき、回答するように依頼した。

1. 職業上の不正に関連を持つ事例 (内部不正、または実行犯が所属する組織に対して行った不正に限定)
2. 不正事件に関する調査案件は2008年1月からアンケート回答の時期までに限定する
3. 事件の調査が終了していること
4. 公認不正検査士が当該事件の犯人を特定していること

各回答者は、不正スキームの概要や実行犯についての情報、被害組織、不正の手口など、不正の傾向を知る上で必要な87項目の質問を受けている。回収した1,939人名の回答のうち、有効回答は1,843件であった。同報告書に含まれるデータはこの1,843件の情報から構成されている。

データの提供者

Who Provided the Data?

アンケートは、調査実施時に正式な会員登録がなされている公認不正検査士全員に送られた。質の高い情報を収集するため各回答者の不正対策の分野における経験や資格についても回答を依頼した。

2010年版報告書は2009年後半に行われた22,927名の公認不正検査士に対するオンライン・アンケートの結果に基づいている。

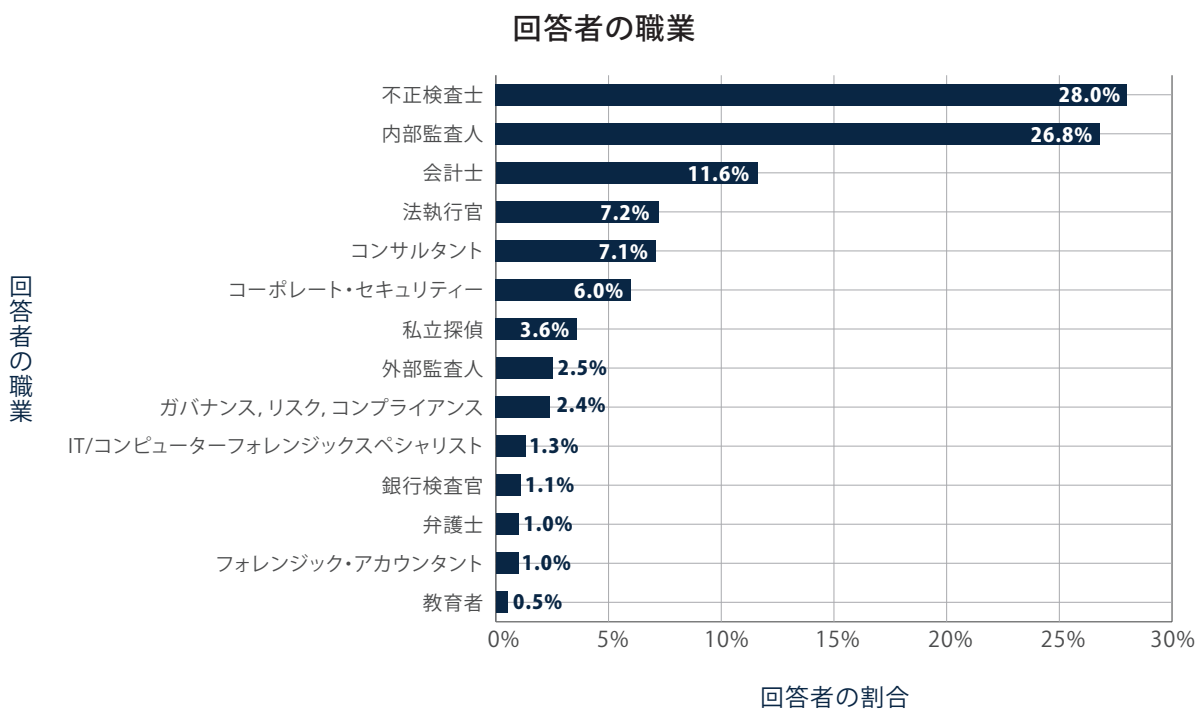


当報告書に寄せられた1,843件の不正事例はCFEの報告による。

回答者の職業 (Primary Occupation)

今回調査に参加した公認不正検査士の職業は、半数以上が不正検査士または内部監査人で、残りの約12%が会計士、約7%が法執行官であった。

調査の実施方法 (Methodology)



経験

Experience

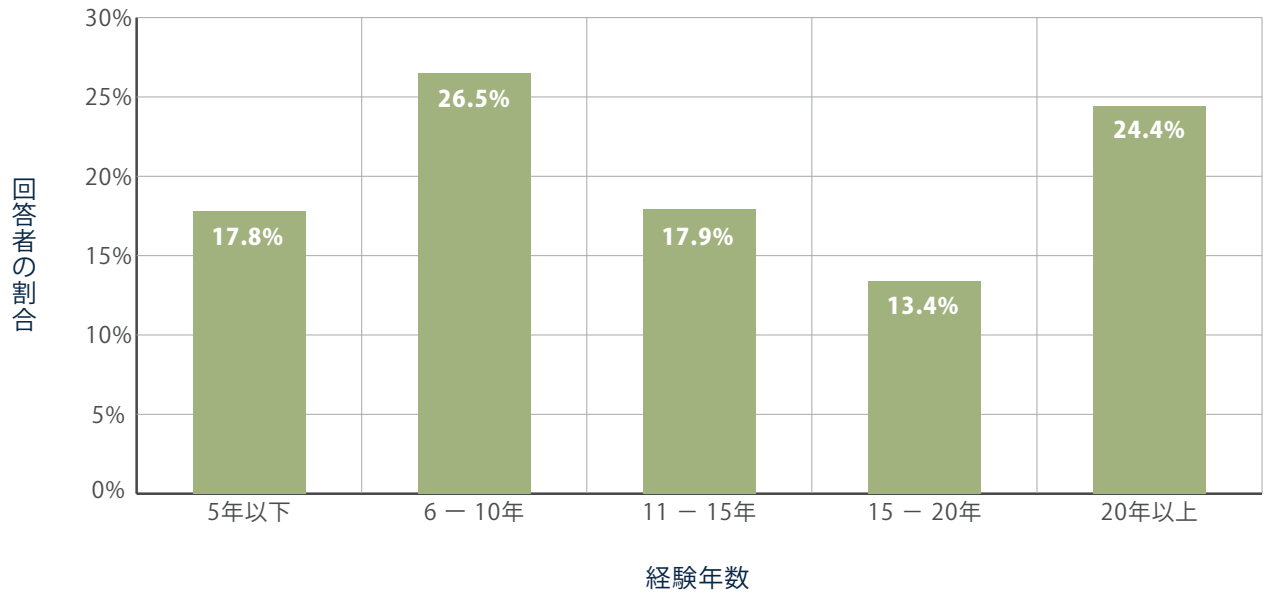
調査に協力した専門家たちは、不正対策の分野で約12年の経験を有している。また回答者の約80%は不正対策の分野で5年以上の経験を持ち、1/4は不正調査に20年以上携わっている。

不正摘発における位置

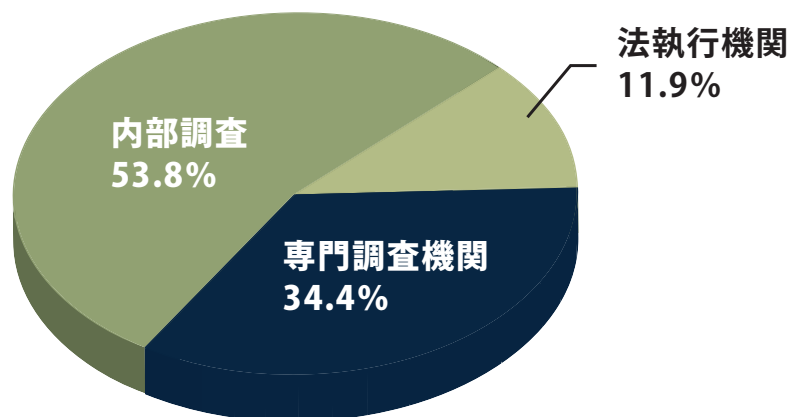
Nature of Fraud Examinations

回答者の54%は、組織に属しながら内部の不正調査を行っていると回答した。このカテゴリーは企業における内部監査人や不正検査士などの専門集団を包括している。また回答者の34%は企業や機関に代わって不正調査を実施する専門企業で働き、12%の回答者は法の執行機関に属している。

回答者の不正調査における経験年数



回答者の不正摘発における位置



補足 (Appendix)

各地域における事例の国別件数 Breakdown of Geographic Regions by Country

アフリカ — 112件	
国名	件数
カメルーン	1
コンゴ民主共和国	1
エジプト	5
エチオピア	1
ガーナ	4
ギニア	1
ケニア	7
リベリア	1
マラウイ	1
モーリシャス	2
モザンビーク	2
ナイジェリア	21
コンゴ共和国	1
セネガル	1
南アフリカ	47
スーダン	1
タンザニア	4
チュニジア	1
ウガンダ	5
ザンビア	2
ジンバブエ	3

アジア — 298件	
国名	件数
アフガニスタン	1
バーレーン	1
カンボジア	2
中国	62
キプロス	3
インド	37
インドネシア	27
イラン	1
イラク	1
日本	16
ヨルダン	4
クウェート	3
キルギスタン	1
レバノン	4
マレーシア	22
オマーン	4
パキスタン	8
フィリピン	16
カタール	5
サウジアラビア	9
シンガポール	7
韓国	5
スリランカ	2
台湾	4
タジキスタン	1
タイ	2
トルコ	20
トルクメニスタン	2
アラブ首長国連邦	27
ベトナム	1

中南米、カリブ海 — 70件

国名	件数
アルゼンチン	7
バハマ	1
バルバドス	1
ベリーズ	1
ボリビア	1
ブラジル	12
チリ	1
コロンビア	3
コスタリカ	1
ドミニカ共和国	2
グレナダ	1
ホンジュラス	1
ジャマイカ	4
メキシコ	20
ニカラグア	2
パナマ	1
ペルー	3
セントルシア	1
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	2
トリニダード・トバゴ	4
ベネズエラ	1

オセアニア — 40件

国名	件数
オーストラリア	29
フィジー	2
ミクロネシア	1
ニュージーランド	8

ヨーロッパ — 157件

国名	件数
オーストリア	3
ベルギー	9
ブルガリア	3
チェコ共和国	5
エストニア	1
フィンランド	3
フランス	1
ドイツ	19
ギリシャ	6
ハンガリー	3
アイルランド	1
イタリア	7
コソボ	1
リヒテンシュタイン	1
ルクセンブルグ	1
モンテネグロ	1
オランダ	14
ポーランド	9
ポルトガル	2
ルーマニア	5
ロシア	18
セルビア	1
スロバキア	1
スロベニア	1
スペイン	8
スイス	4
ウクライナ	1
イギリス	28

不正対策チェックリスト (Fraud Prevention Checklist)

不正による損失を最小限に食い止める最も費用効率がいい方法は、不正を防止することである。以下は、組織の不正対策の有効性をテストする目的のためのチェックリストである。

1. 不正対策トレーニングが全従業員に提供されているか？

- 従業員は不正の定義を理解しているか？
- 利益損失、悪評、雇用削減、モラルおよび生産性の低下など、企業とその従業員が不正で被る被害を、従業員が明確に理解しているか？
- 倫理的に判断が困難な状況に直面した際の、相談窓口は従業員に周知されているか？また、従業員は遠慮なく話ができると考えているか？
- 不正に関するゼロトレランス方針が言動を通じて従業員に伝わっているか？

2. 効果的な不正通報システムが整っているか？

- 従業員は既知の、または潜在的な不正行為の通報手段を理解しているか？
- 第三者による内部通報窓口など、従業員は匿名の通報手段を利用できるか？
- 不審な行動に関する通報は匿名および/または内密に扱われ、報復を恐れずに通報できるとの信頼が、従業員の間是否存在するか？
- 不審な行動の通報に対して早急かつ徹底的な判断が成されることが従業員に明確に伝わっているか？

3. 不正発見に対する従業員の認識を高めるために、以下のような積極的な対策が行われ、従業員に公表されているか？

- 潜在的な不正行為を消極的ではなく積極的に追求しているか？
- 組織は、監査人による不正調査尋問を通じて、不正行為を積極的に追求しているというメッセージを発信しているか？
- 定期的な不正の監査の他に、抜き打ち監査が行われているか？
- 不正発見に監査ソフトウェアが継続して使用されているか？またその場合は、ソフトウェアの使用が組織全体に知らされているか？

4. 経営環境と経営姿勢が誠実で高潔と言えるか？

- 経営陣の誠実性と高潔性を測るため、従業員を対象に調査が行われているか？
- 業績目標は現実的か？
- 不正対策目標が経営者の業績評価の一尺度として組み込まれ、これに基づいて経営者が評価され、業績給が決定されているか？
- 取締役会またはガバナンスの責任者（監査委員会など）による、不正リスク管理プロセスの確立、実行、テストを行ってきたか？

5. 内・外部不正に対する企業の脆弱性を積極的に識別し緩和する目的で、不正リスク評価が行われているか？
6. 以下を含む不正対策統制が敷かれ、効果的に機能しているか？
- 適切な職務の分離
 - 権限の使用
 - 物理的保護
 - 人事異動
 - 休暇取得の義務付け
7. 内部監査部署が存在する場合、同部署は経営上層部から不当な圧力を受けることなく、業務を効果的に行う十分な資源と権限を有しているか？
8. 雇用政策に以下が含まれているか？
- 職歴調査
 - 刑事犯罪歴および民事事件に関する調査
 - 信用履歴調査
 - 薬物検査
 - 学歴調査
 - 身元照会 (レファレンスチェック)
9. 依存症や心の健康、家庭の問題や経済的問題の悩みを抱える従業員を助ける、従業員支援プログラムが整っているか？
10. プレッシャーの問題が深刻化する前に経営者がこれを軽減できるよう、従業員が悩みを自由に語れるような開放的な政策が敷かれているか？
11. 従業員のモラルを評価するために、無記名アンケートが実施されているか？

ACFEについて (About the ACFE)

ACFEは世界最大の不正対策組織で、最高レベルの不正対策トレーニングや教育を提供している。140カ国以上に5万人を超える会員を有するACFEは、世界中のビジネスの不正を減らし、不正対策に有益となるトレーニングと情報資源を提供している。

ジョセフ・T・ウェルズ博士 (CFE, CPA) によって1988年に設立されたACFEは、以下のような取り組みを通じて、不正対策専門家のために教育ツールと実践的なソリューションを提供している。

- 不正対策の専門家による世界規模のカンファレンスおよびセミナー
- インストラクターによるインタラクティブな専門的トレーニング
- 書籍、自習教材や論文などの形式による、不正対策に役立つ総合的な情報源の提供
- Fraud Magazine®、The Fraud Examiner、Fraud Infoを含む定期刊行物の出版
- ACFEの支部を通じた各地域での交流や支援
- 大学向けの不正対策カリキュラムと教育ツール

不正対策トレーニングの効果は広範囲に及ぶ。不正と闘う唯一の手段は、不正対策に従事する者に対する効果的な不正の防止、発見、検査方法の教授だ。不正対策に有益なツールを用い、不正撲滅に携わるあらゆる人々を繋ぎ、教育とサポートを提供することで、ACFEは世界のビジネスにおける不正行為を減らしている。そして、不正対策という職業の誠実性と客観性に対する一般社会からの信頼獲得に務めているのだ。

公認不正検査士協会は、世界140カ国で5万人以上の会員を有する。



詳細は、ACFE.com (米国サイト) または、www.acfe.jp (日本サイト) まで。

ACFEは会員にプロの認定資格を提供している。ビジネス界や世界中の政府機関が推奨するCFE資格は、不正対策と発見における高度な専門知識を証明するものである。

公認不正検査士 Certified Fraud Examiners

CFEは「財務取引と不正スキーム」、「不正調査」、「不正の法的要素」、「犯罪学と倫理」という4つの重要な分野に関する知識を発揮できる、不正対策の専門家である。ACFEは、CFE会員ならびにCFE資格の普及を支援するために以下の活動を行う。

- ・ CFE資格試験の運営を通じて、CFEに対して公式資格を付与する。
- ・ CFEに対して、専門家としての職業基準ならびに倫理規程の遵守を要求する。
- ・ 企業、政府機関、教育機関に対して、CFEの世界的な代表者としての役割を果たす。
- ・ CFEの誠実性、客観性、専門性に対する人々の信頼を得るために指導力を発揮する。

会員サービス

Membership

不正対策を有効に進めるためには、世界最先端のナレッジやツールにいつでもアクセスできる環境が必要です。ACFEには会計士、内部監査人、不正調査専門家、警察・検察関係者、弁護士、経営者、リスク/コンプライアンスの専門家そして学界関係者などの多彩な会員が集っており、それぞれが専門的なトレーニング、教材など様々なリソースを活用しています。

ACFEは、直面する課題へのソリューションを提供できる組織として、世界中の専門家たちから頼りにされる存在になりました。不正防止・発見の実務に専門的に携わっている方にも、不正対策に関する知識を高めたいという方にも、ACFEは必要不可欠なサービスを提供します。

ご入会方法、会員サービスの詳細については、www.acfe.jpへ。





WORLD HEADQUARTERS • THE GREGOR BUILDING
716 West Ave • Austin, TX 78701-2727 • USA
Phone: (800) 245-3321 / +1 (512) 478-9000
Web: ACFE.com • info@ACFE.com

©2010 Association of Certified Fraud Examiners, Inc.

The ACFE logo, ACFE seal, Certified Fraud Examiner and Fraud Magazine® are trademarks owned by the Association of Certified Fraud Examiners, Inc.

【日本語訳作成】
一般社団法人日本公認不正検査士協会

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-3不二ビル2階
電話: 03-5201-8880
F A X: 03-5201-8881